

# 年金制度基礎資料集

2024年7月



厚生労働省 年金局

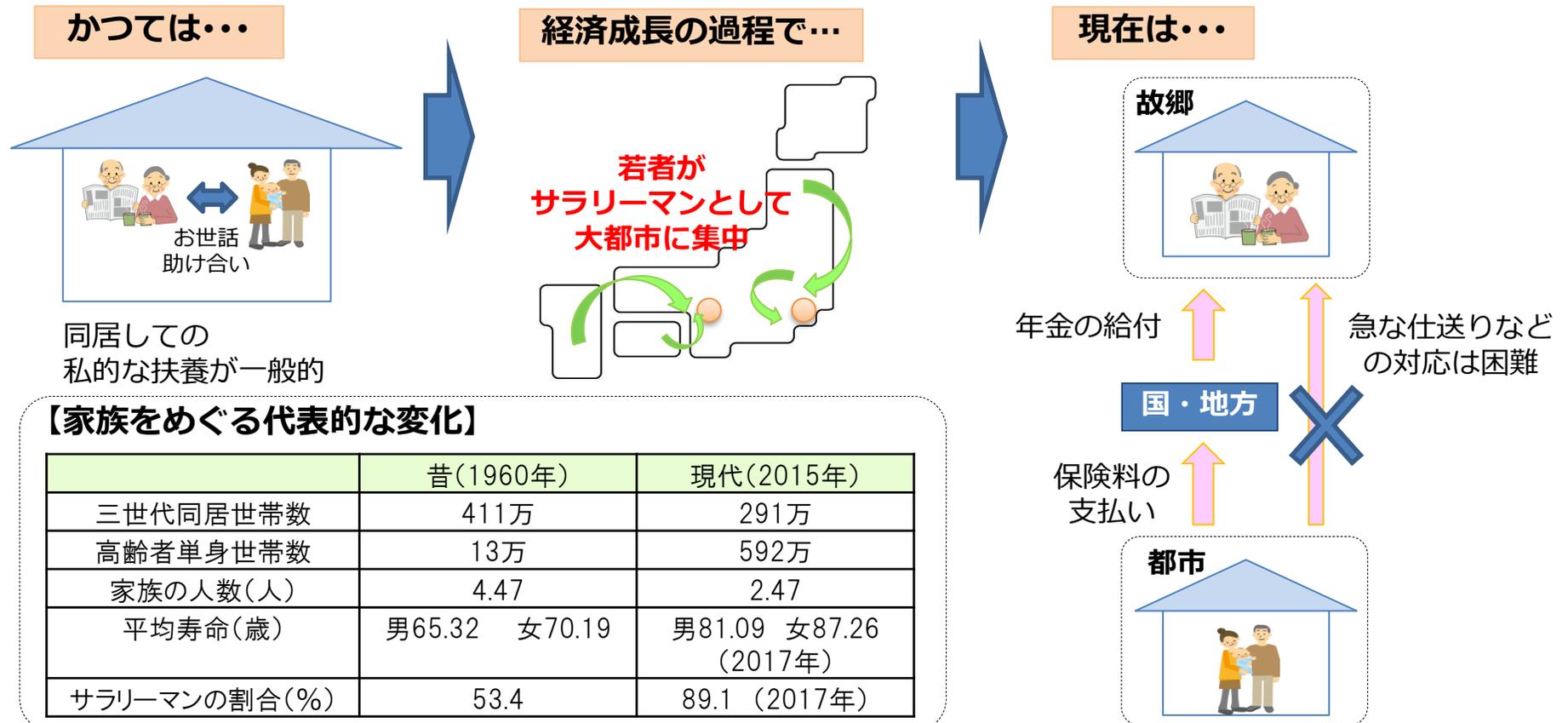
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 公的年金制度について



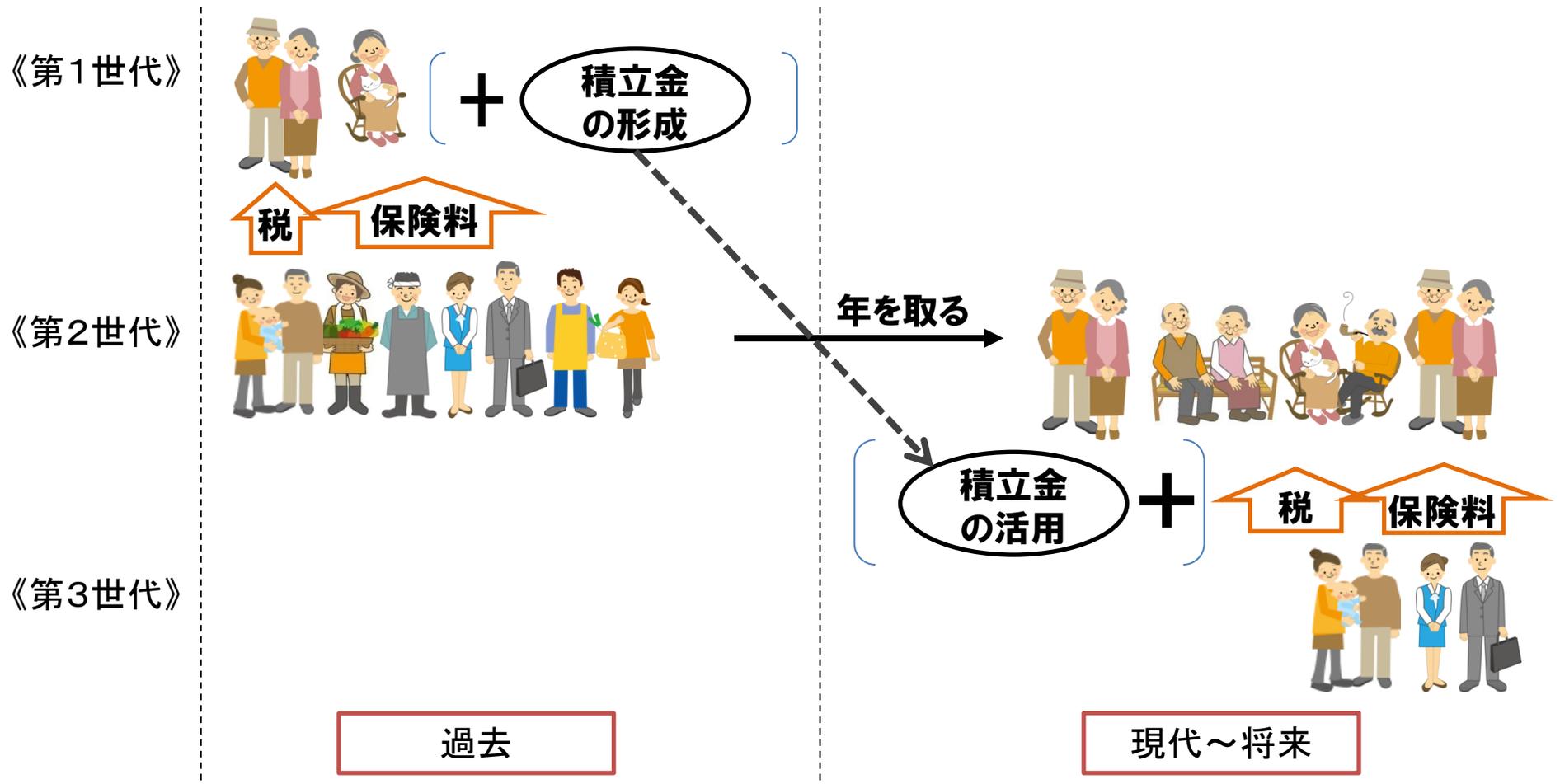
# 公的年金制度が整備された背景

- かつては、親と同居して農業や自営業を一緒に営む人が多く、自分で親を養っていた。
- 経済成長の過程で、親と別居して都市で働く人が多くなったため、自分で親を養うことが難しくなっていた。こうした社会変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金制度が整備された。
- 公的年金制度によって、親の扶養のための費用の負担が軽減されている。



# 公的年金制度は、「仕送り」を社会化したもの

- 日本を含め先進各国の公的年金制度は、いずれも、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（＝賦課方式）を基本とした財政方式となっている。
- なお、我が国においては、将来の高齢化の進展に備え相当程度の積立金を保有し、その活用により、将来世代の保険料水準が高くなりすぎないように配慮している。



# 公的年金は、予測できない将来に備える生涯にわたる「保険」

老後に備えて貯蓄をしても…

人は、何歳まで生きるかは予測できない  
(どれだけ貯蓄をすればよいのかわからない)

いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に  
配偶者を亡くす (=所得を失う) か、わからない

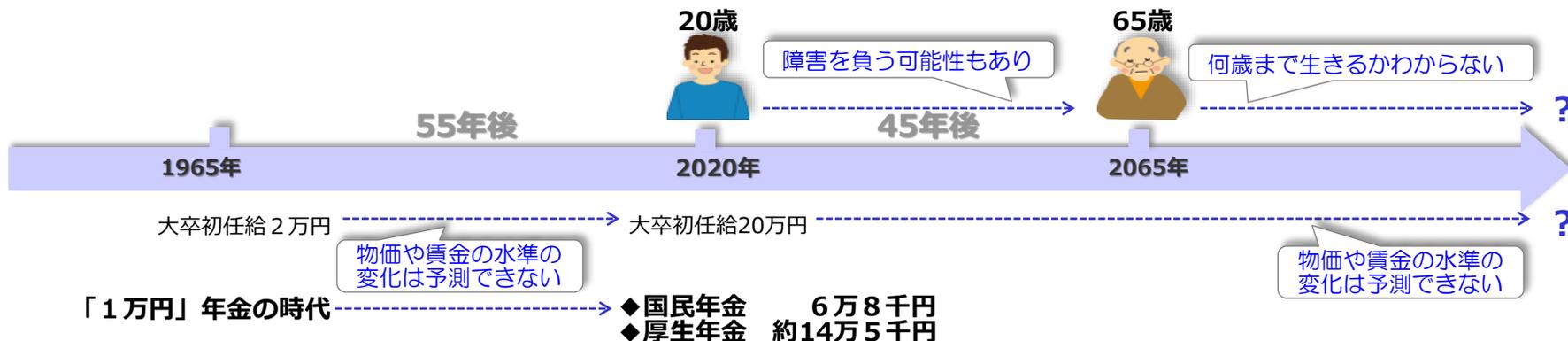
50年後の物価や賃金の変動は予測できない  
(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)

公的年金なら…

終身 (亡くなるまで) の支給

障害年金・遺族年金の支給

実質的な価値に配慮した年金の支給



昔と今の物価

品目	1965年	→	2020年
鶏肉 100g	71.8円		128円(1.8倍)
牛乳 瓶1本	20円		133円(6.7倍)
カレーライス 1皿	105円		714円(6.8倍)
コーヒー(喫茶店) 1杯	71.5円		512円(7.2倍)
ノートブック 1冊	30円		162円(5.4倍)

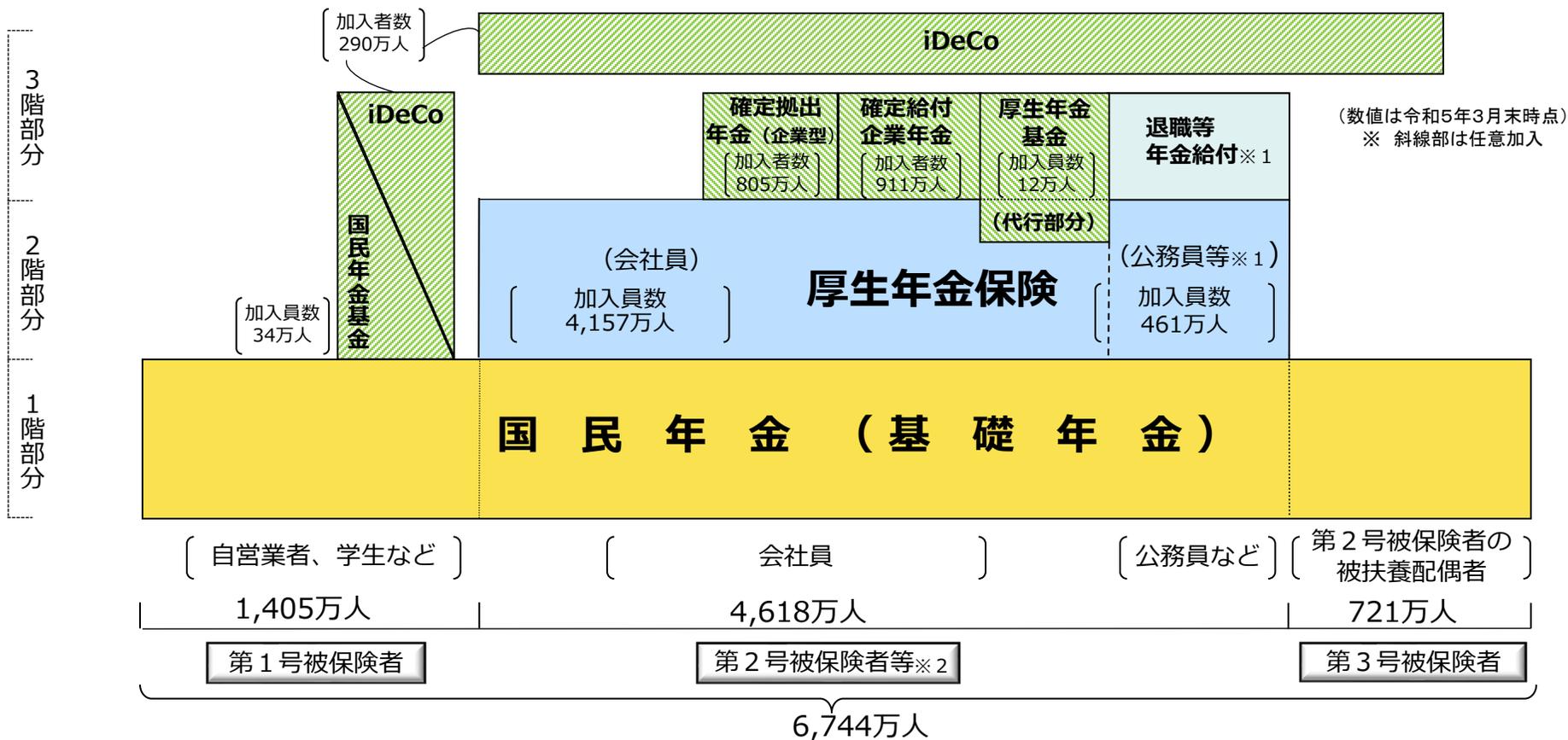
(出典：小売物価統計調査)

一般に、民間金融機関が販売する個人年金保険(金融商品)は、**将来の物価上昇を考慮しておらず、有期の支給が中心となっています。**(「将来、〇万円を払います」、「10年間払います」など)

※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

# 年金制度の仕組み

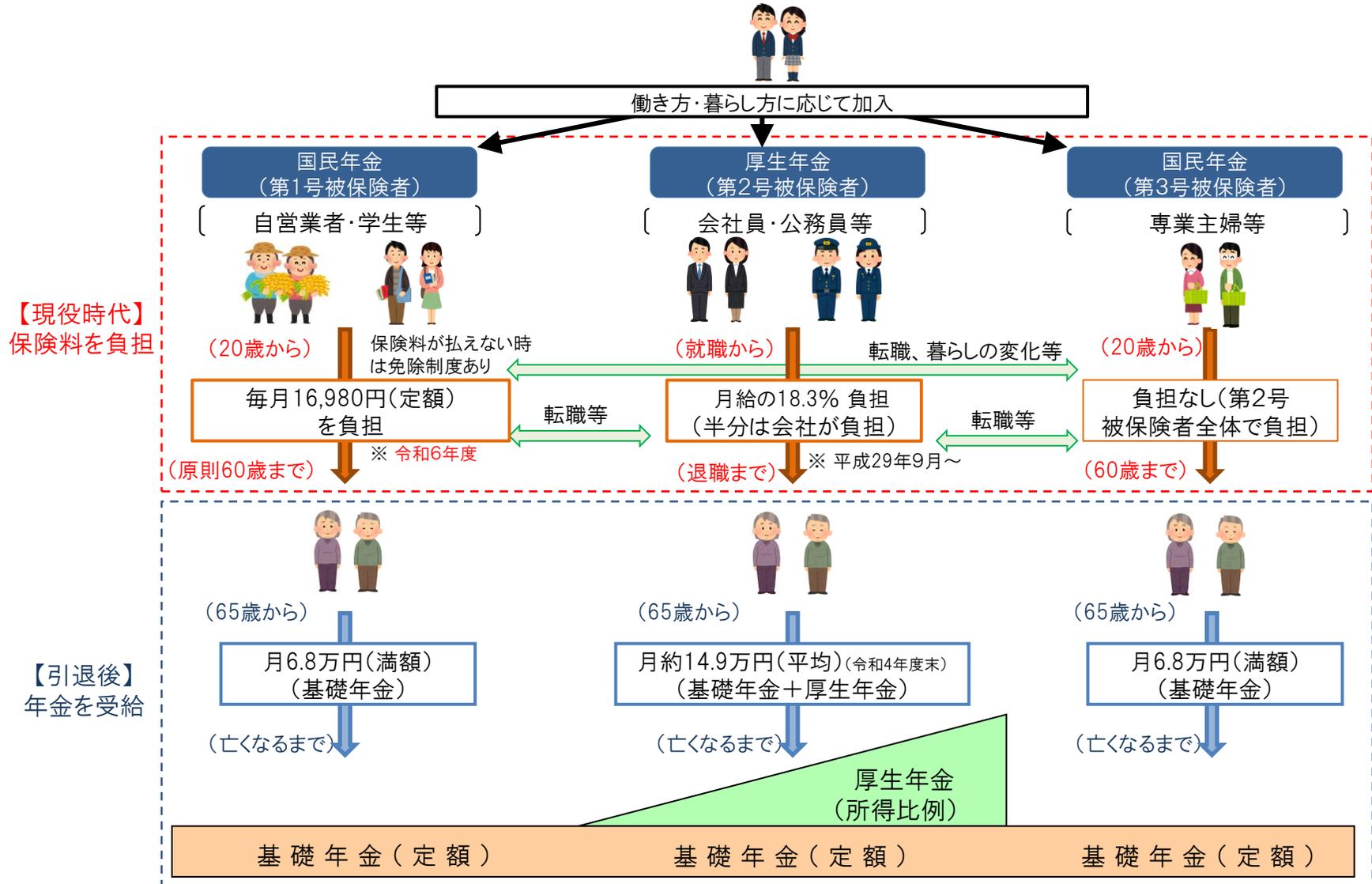
- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

# 公的年金制度とライフコース



# 保険料負担と年金給付（国民年金・厚生年金）

○ 年金額は、保険料を納付した期間（月数）と現役時代の賃金額（標準報酬）に応じて算定される。

	国民年金制度	厚生年金制度
保険料負担	<p><b>月 16,980円 (R6.4～)</b></p> <p>→平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。 →平成29年度以降、16,900円(平成16年度価格)で固定。</p> <p>※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格) ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。</p>	<p><b>その月の報酬 × 18.3% (H29.9～)</b> (労使折半)</p> <p>→平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。 →平成29年9月以降、18.3%で固定。</p> <p>※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの ※月34万円稼いでいる人であれば、<u>本人が</u>、月々31,110円(34万 × 18.3% × 1/2)負担。</p>
	<p>受給資格期間(10年※)を満たすことが必要 ※平成29年8月から受給資格期間を25年から10年に短縮</p>	
年金給付	<p><b>基礎年金(老齢)(65歳～)</b></p> <p>給付額は、保険料を納付した期間で決定する。 (満額は定額)</p> <p><b>月 68,000円 (令和6年度満額) × <math>\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}</math></b></p> <p>※ 昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額の例 ※ 保険料全額免除期間=1/2月 又は 1/3月として計算</p>	<p><b>厚生年金(老齢)(65歳～)</b></p> <p>給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で決定。(報酬比例)</p> <p><b>平均標準報酬 × <math>\frac{5.481}{1,000}</math> × <math>\frac{\text{被保険者期間(月数)}}{12}</math></b></p> <p>賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。 (賃金スライド)</p>
	<p>平均額: <b>月 5.6万円</b> (令和4年度末)</p>	<p>1人当たり平均額: <b>月 14.5万円</b> (基礎含む) (令和4年度末)</p>

※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

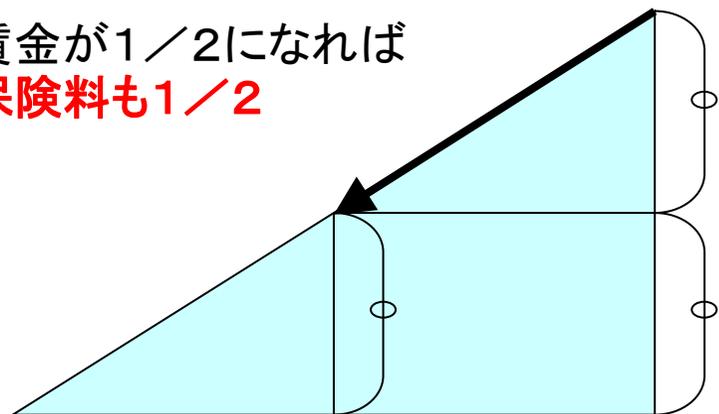
# 公的年金の所得再分配機能

- 厚生年金制度は、**2階建て構造(1階部分が定額)**であるため、**保険料や国庫負担による所得再分配機能**を持つ。

(賃金水準が1/2になれば、保険料は1/2になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は1/2よりも大きい。)

保険料 = 賃金に比例

賃金が1/2になれば  
保険料も1/2

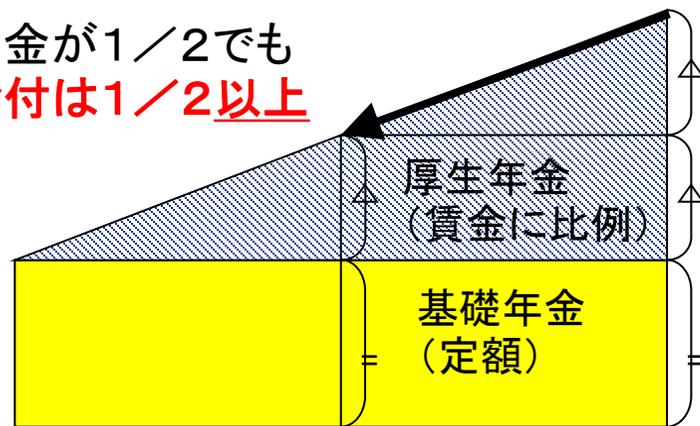


月収 0.5W

月収 W

給付 = 厚生年金(賃金に比例) + 基礎年金(定額)

賃金が1/2でも  
給付は1/2以上



月収 0.5W

月収 W

個々の世帯(個人)で見れば、現役時代の賃金の差に比べ、年金額の差は小さい

- 賃金と年金額の関係性

賃金	40万円	20万円
年金額 (基礎+厚年)	14.9万円	10.9万円

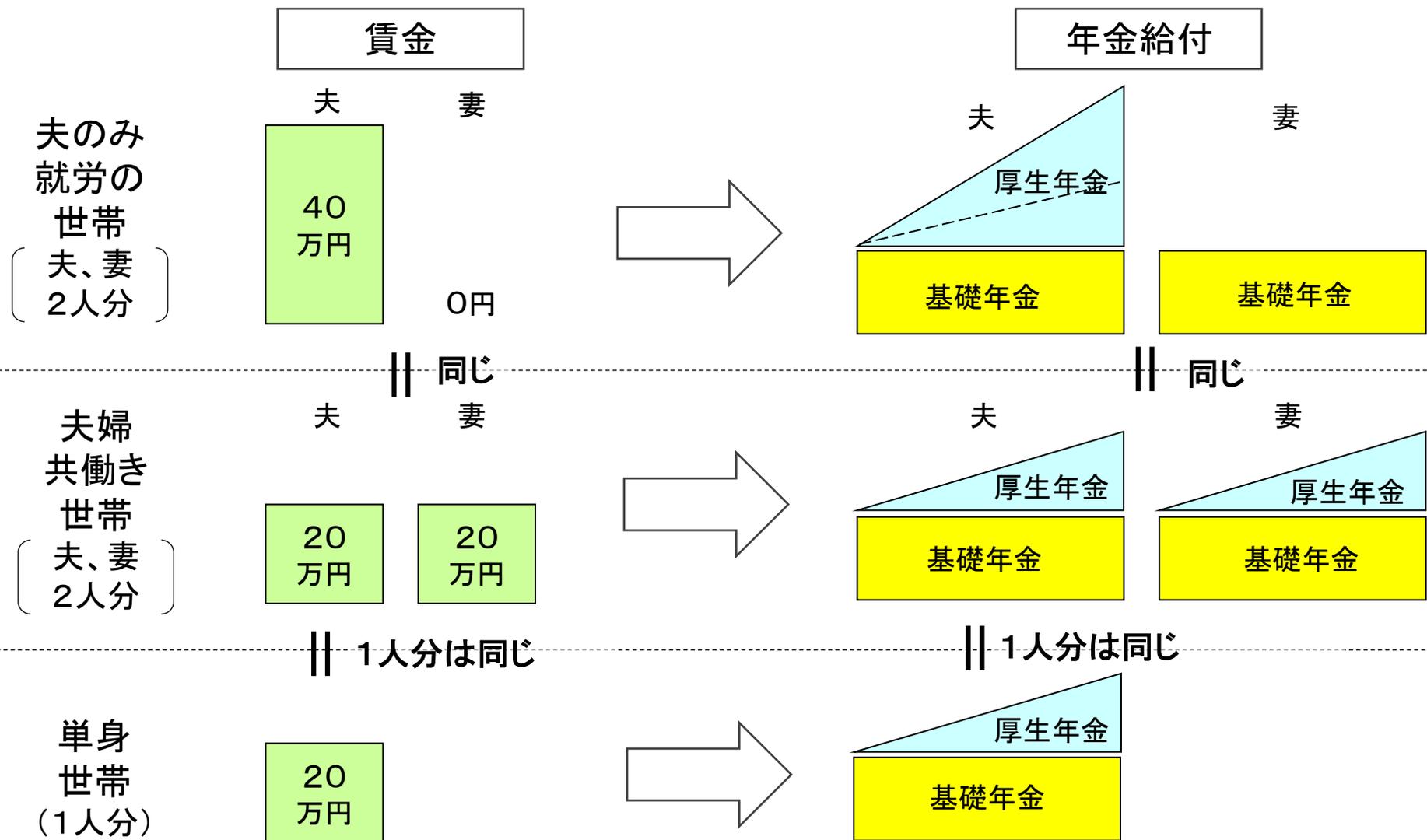
50%

73%

※ 年金額は、被保険者期間40年、給付乗率5.481/1000と仮定し、令和6年度に65歳に到達し老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給開始する者について計算したもの。

# 公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

# 公的年金の規模と役割

## 国民

○公的年金加入者数(令和4年度末) 6,744万人

第1号被保険者 第2号被保険者等 第3号被保険者



1,405万人



4,618万人



721万人

○受給権者数(令和4年度末) 3,975万人

・老齢基礎年金(受給者) (令和4年度末)  
平均額:月5.6万円

・老齢厚生年金(受給者)  
1人あたり平均額:月14.5万円  
(基礎年金を含む)

※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの



## 保険料

40.7兆円(令和4年度)

国民年金保険料 : 16,980円(R6.4~)  
厚生年金保険料率: 18.3%(H29.9~)(労使折半)

Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、31,110円  
(=34万円×18.3%×1/2)を、本人が月々負担。

※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

## 年金給付

53.4兆円(令和4年度)

## 国等

年金への  
国庫・公経済  
負担

13.4兆円  
(令和4年度)

## 年金制度

国民年金  
厚生年金

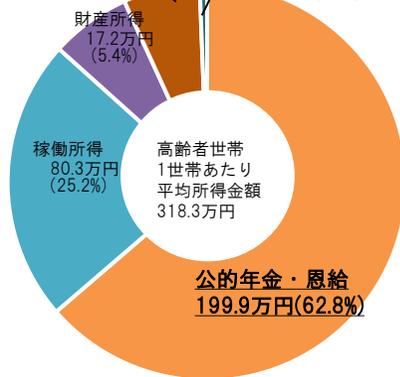
積立金  
(令和4年度末)  
250.5兆円(時価ベース)

※ 保険料額、年金給付額、国庫・公経済負担額及び積立金額については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

## 年金の役割

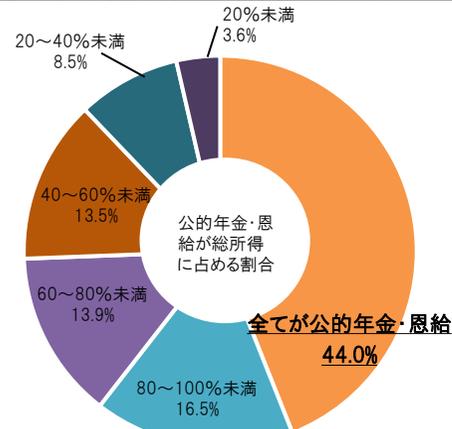
年金は高齢者世帯の収入の約6割

仕送り・企業年金・個人年金・公的以外の  
社会保障給付金  
19.0万円(6.0%) 1.8万円(0.6%)



(注)両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

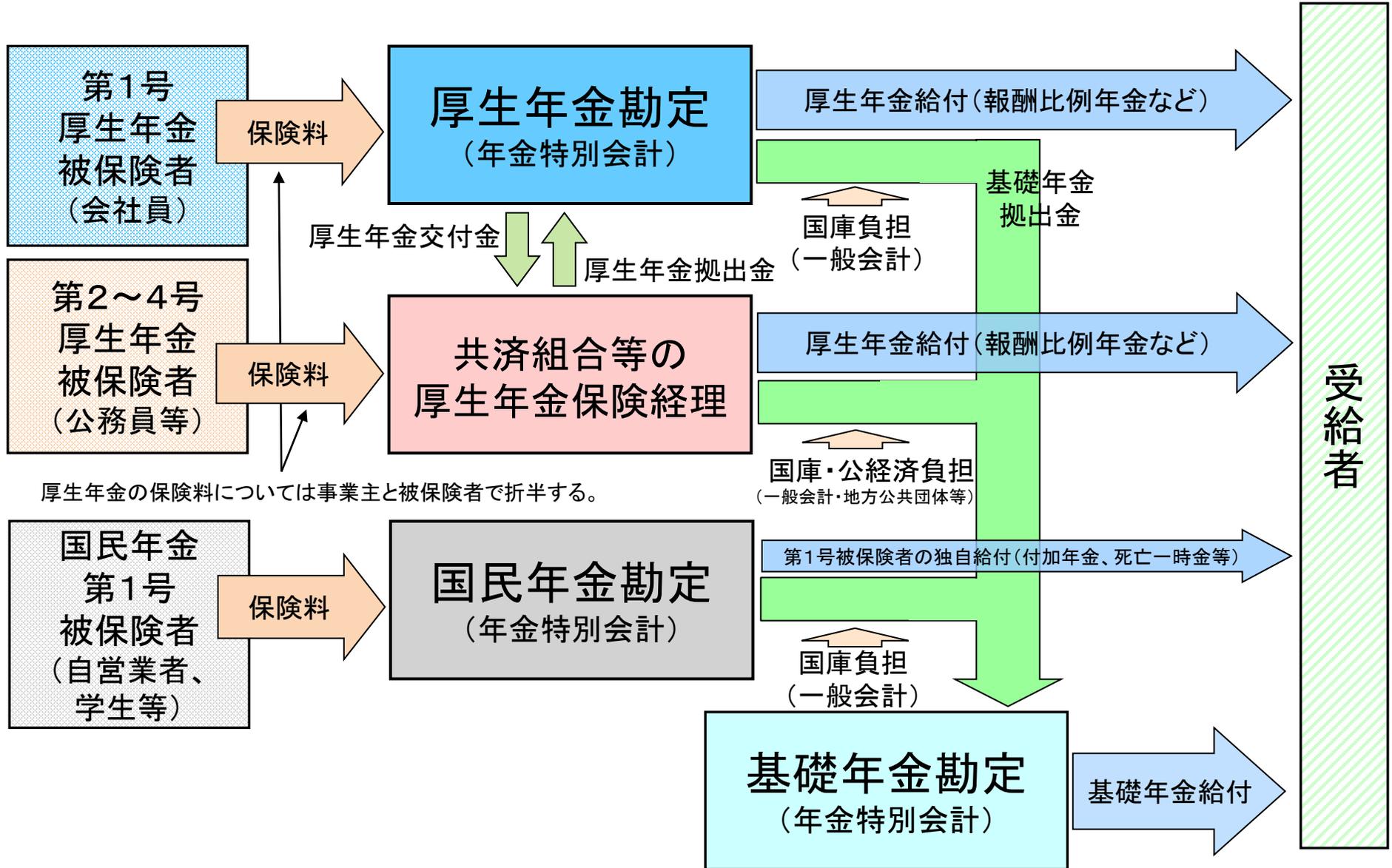
約5割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)

# 公的年金の資金の流れ

被保険者は被保険者の区分に応じて、国民年金勘定、厚生年金勘定または共済組合等の厚生年金保険経理に保険料を支払い、基礎年金は基礎年金勘定から、それ以外の給付は保険料を支払った勘定（経理）から支払われる。



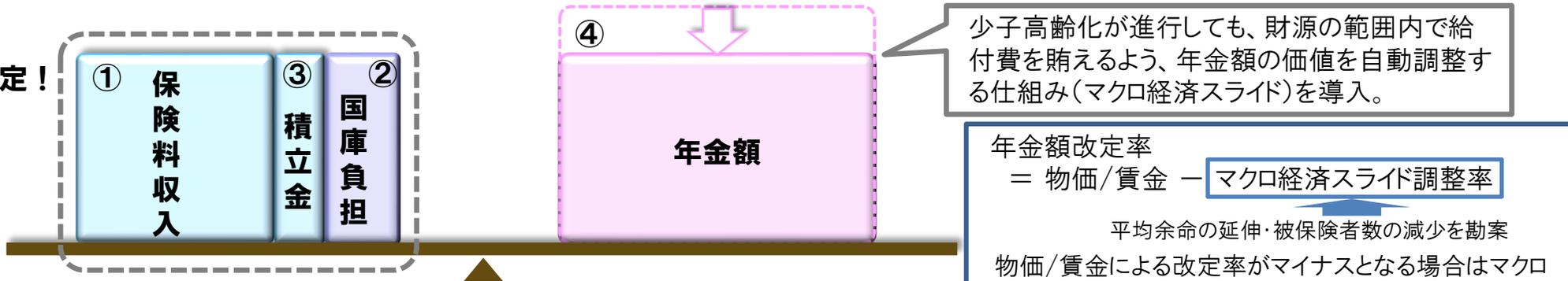
厚生年金の保険料については事業主と被保険者で折半する。

※ 経過的措置等の終了した後の姿である。

# 平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。

固定!



## ① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

- ・厚生年金 : 18.3%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
- ・国民年金 : 17,000円※平成16年度価格 (平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 16,980円(令和6年4月~)

※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)

## ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

## ③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

## ④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※所得代替率 : 61.2%(令和6年度) ⇒ 50.4%~57.6%(令和19~39年度)

<令和6年財政検証:成長型経済移行・継続ケース~過去30年投影ケース>

# マクロ経済スライドの仕組み

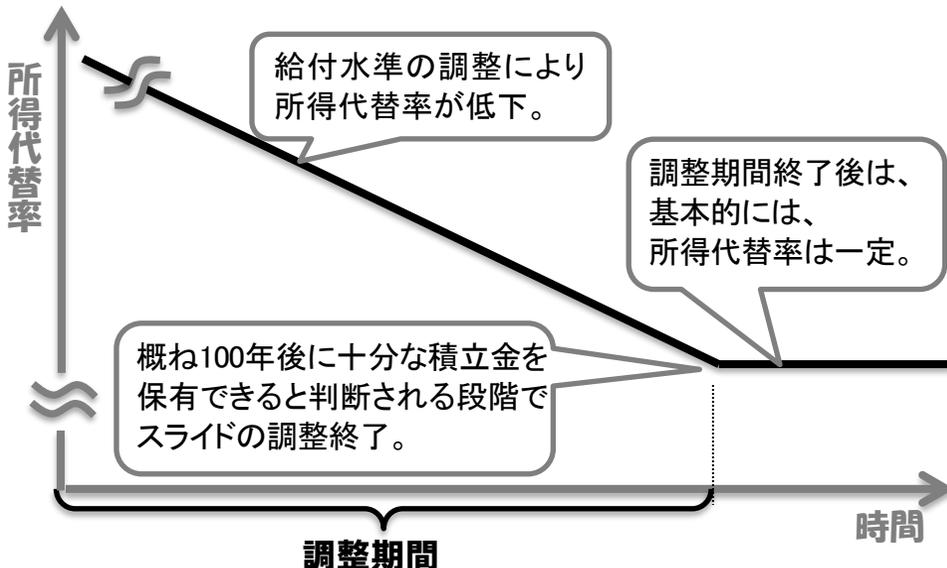
- スライドの自動調整を行う調整期間中は、現役男子被保険者の平均手取り収入に対する厚生年金の標準的な年金額の割合(所得代替率)は低下していく。調整期間の終了後は、原則、一定となる。
- 現行のマクロ経済スライドの自動調整は『名目下限額』を下回らない範囲で行うものとされている。

## 【所得代替率について】

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{被保険者の平均手取り収入}}$$

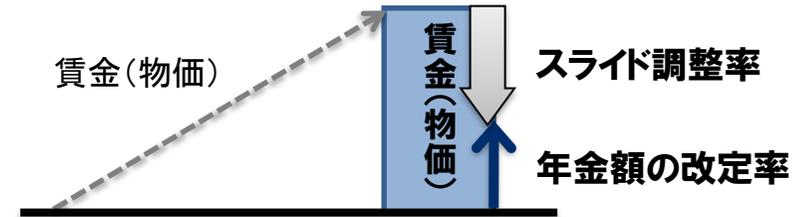
賃金上昇率－スライド調整率(※)で変動 (調整期間中)  
 賃金上昇率で変動

## <スライドの自動調整と所得代替率>

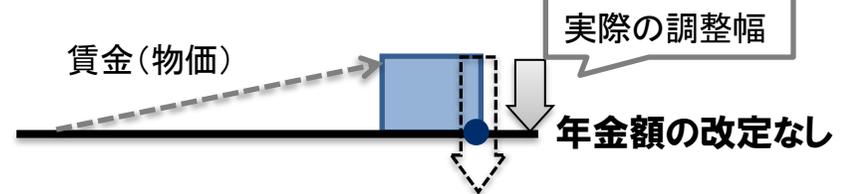


## 【名目下限について】

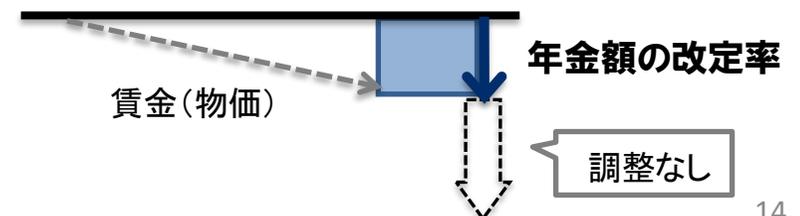
### <ある程度、賃金・物価が上昇した場合>



### <賃金・物価の伸びが小さい場合>



### <賃金・物価が下落した場合>



(※) スライド調整率 = 公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)

# 財政検証について

## 平成16(2004)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ  
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)  
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

### 人口や経済の動向

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2024年度:	61.2%	13.4万円	9.2万円	37.0万円
---------	-------	--------	-------	--------

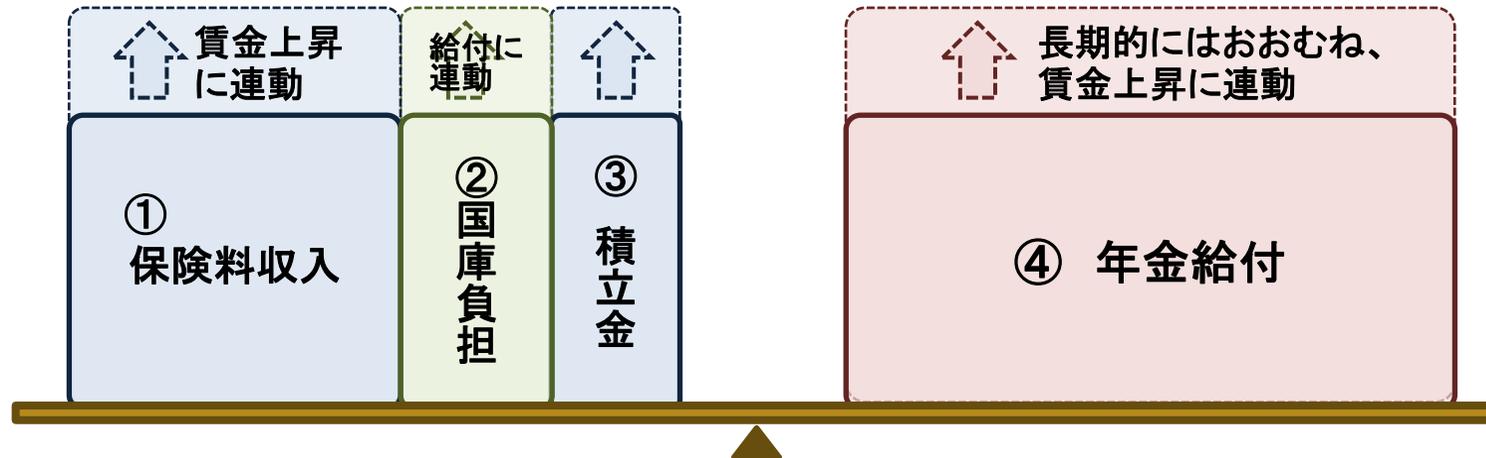
注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

# 経済変動が年金財政へ与える影響

- 賦課方式を基本とした公的年金は、人口構造の変化による影響を除くと、収入(財源)、支出(給付)ともに賃金水準の変化に応じて変動することとなる。この性質により、激しい経済変動に対しても一定の安定性を確保し、その時々々の賃金水準に応じた年金給付を可能としている。
- したがって、収入、支出の中で賃金上昇に連動しない部分が年金財政に大きな影響を与える。

＜賃金上昇に連動しない部分＞

- ・運用収入のうち運用利回りと賃金上昇率の差 … **実質的な運用利回り(スプレッド)**
- ・既裁定年金の物価スライド … **賃金上昇率と物価上昇率の差 (実質賃金上昇率)**



※人口構造の変化による影響を除く。

- ① 保険料収入 … 賃金上昇に応じて増加
- ② 国庫負担 … 給付の増加(≒賃金上昇)に応じて増加
- ③ 積立金 … 運用収入に応じて増加
- ④ 年金給付 … 新規裁定年金の賃金スライドにより、おおむね賃金上昇に応じて増加  
→ 既裁定年金は物価スライドであるが、年金給付の長期的な動向は賃金上昇に応じて増加

# 給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し －

足下の所得代替率※（2024年度）

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

61.2%

比例：25.0%  
基礎：36.2%

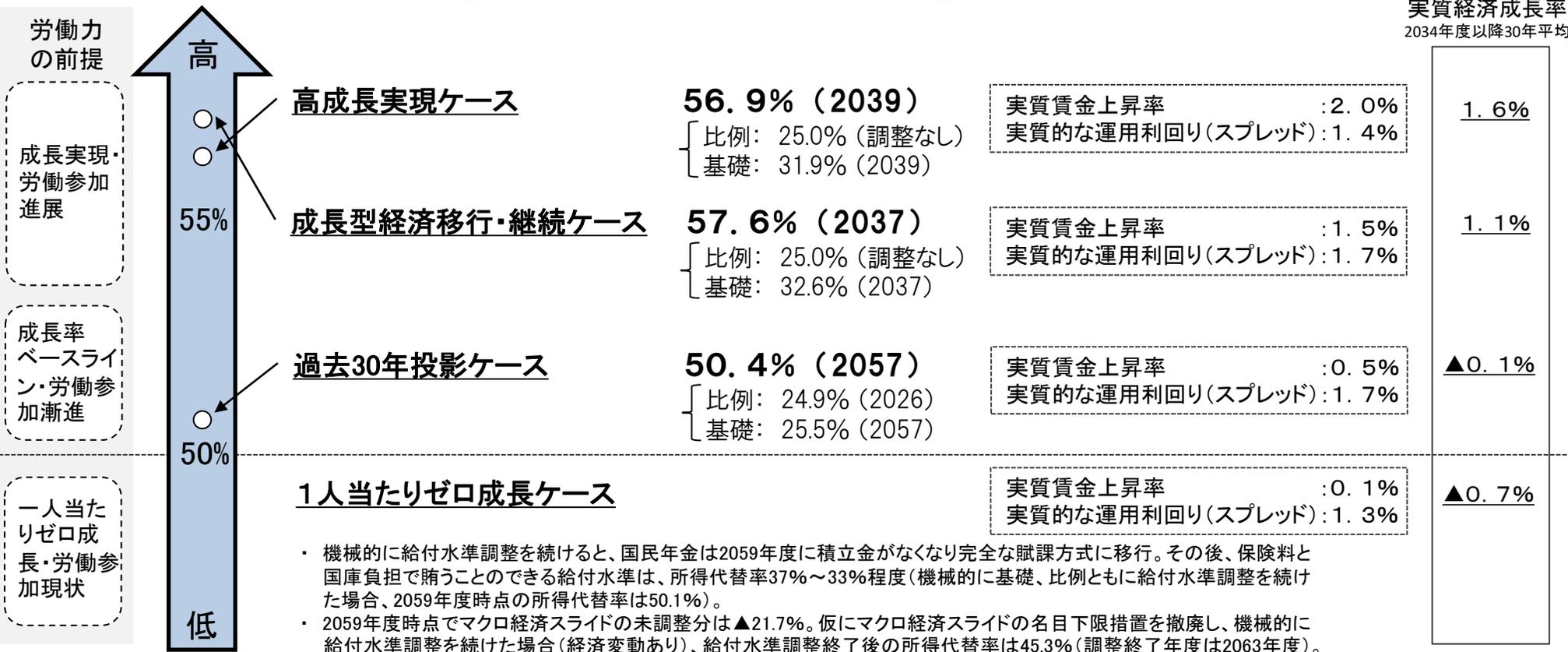
所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額  
2024年度： 61.2%                      13.4万円                      9.2万円                      37.0万円

注：所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

## 将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、（ ）内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率  
2034年度以降30年平均



※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円(全国加重平均)となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。(高成長実現ケース：+0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース：+0.4%ポイント、過去30年投影ケース：+0.3%ポイント)

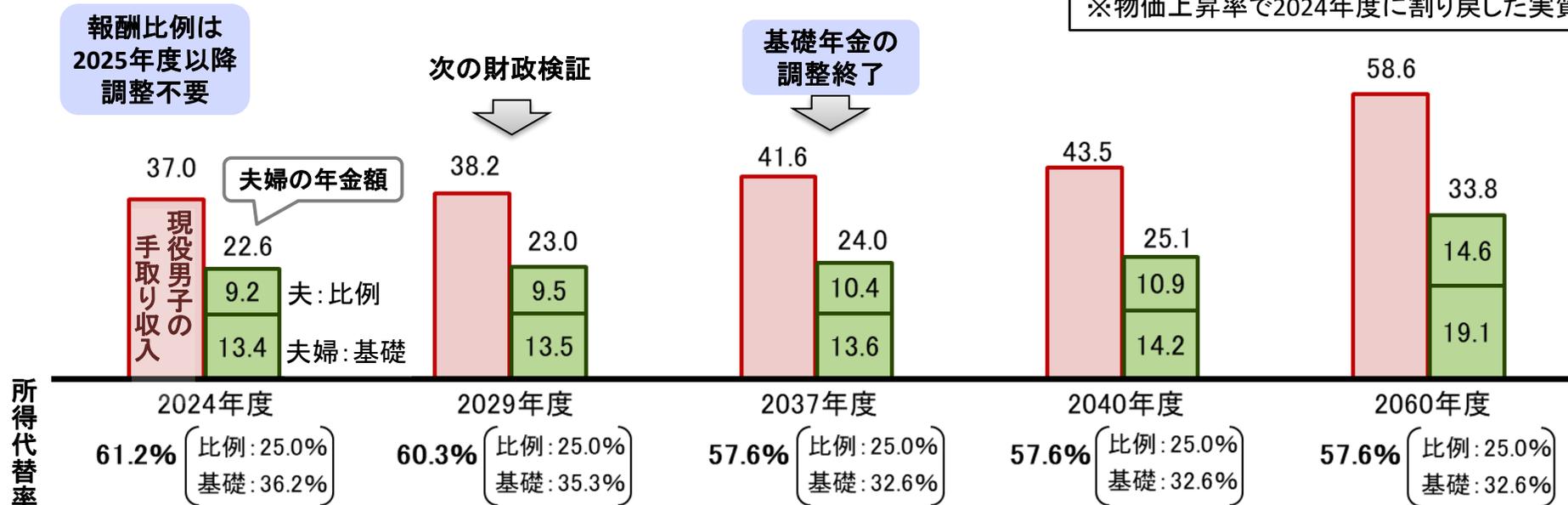
注1：試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注2：高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

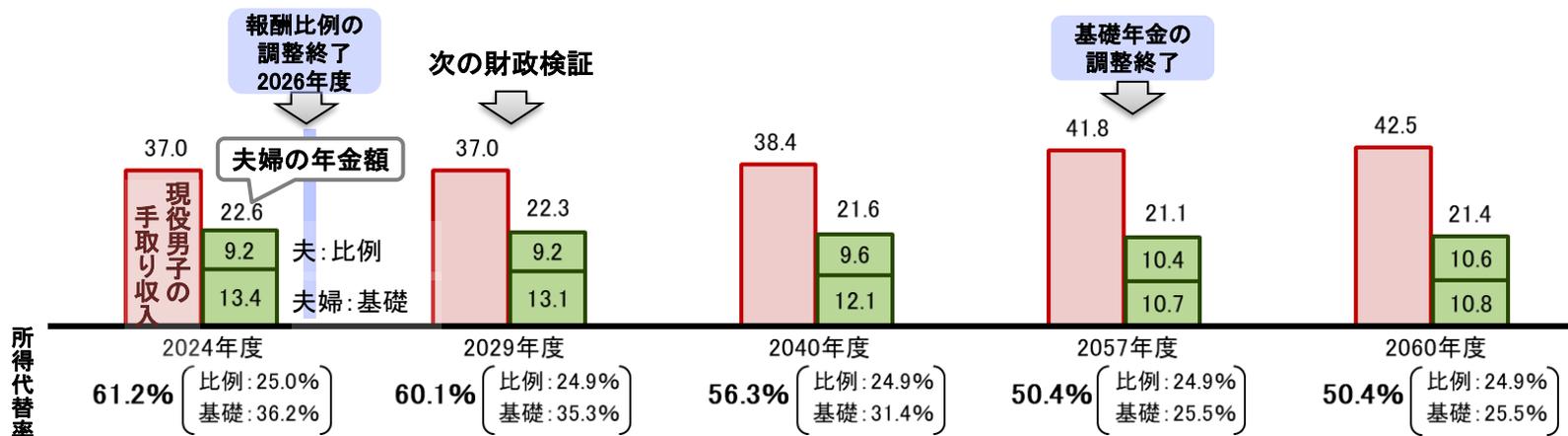
# 所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）

## 成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率(対物価)1.5%）

単位：万円(月額)  
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



## 過去30年投影ケース（実質賃金上昇率(対物価)0.5%）



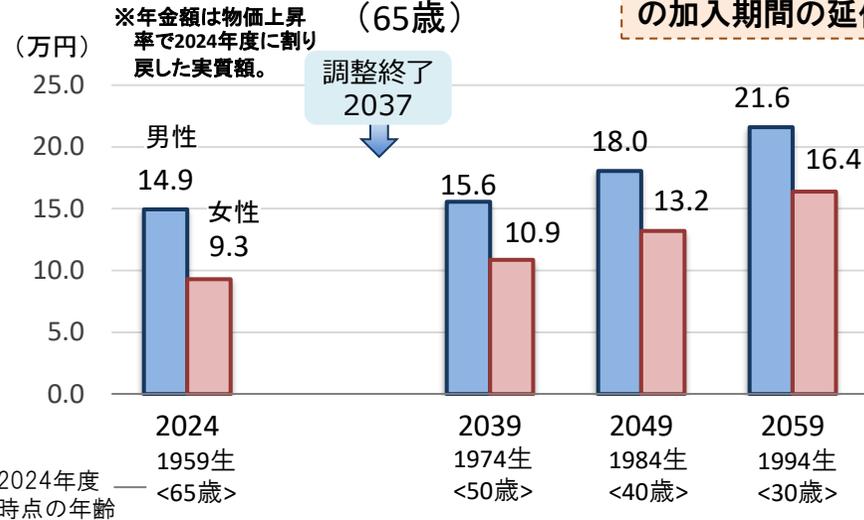
※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。  
 ※ 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。  
 ※ 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

# 年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

## 成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率(対物価)1.5%）

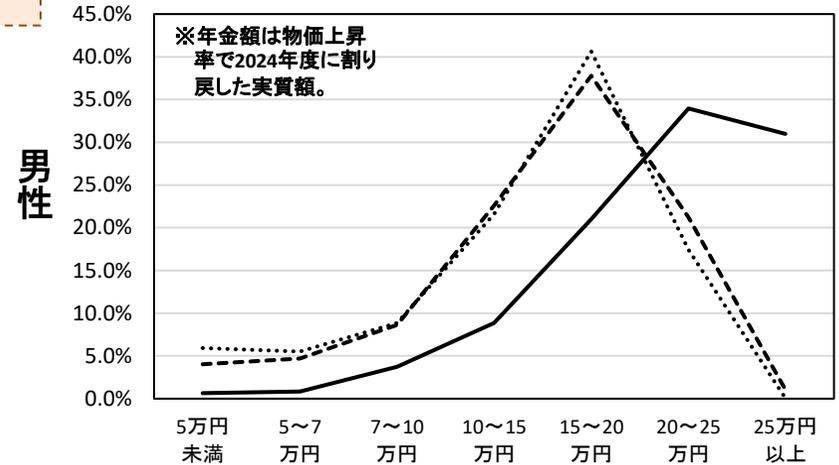
○ 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

### 平均年金額【1人分】 (65歳)

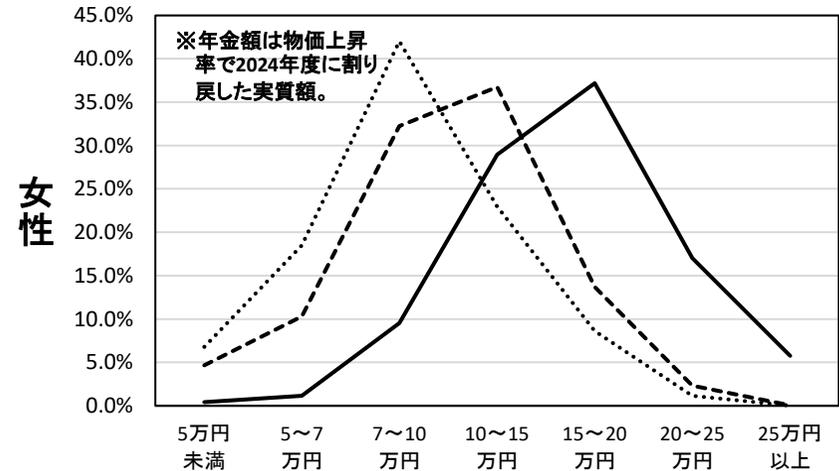
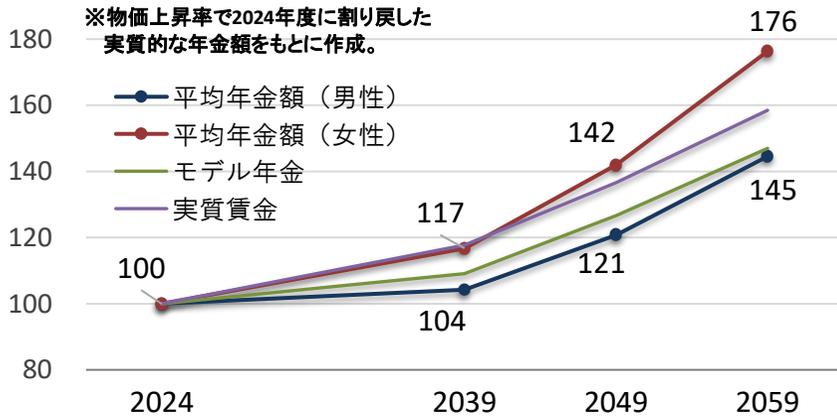


労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映

### 年金月額の分布



### 年金の伸び



..... 1959年度生 <65歳>      - - - - 1974年度生 <50歳>      ——— 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。  
 ※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

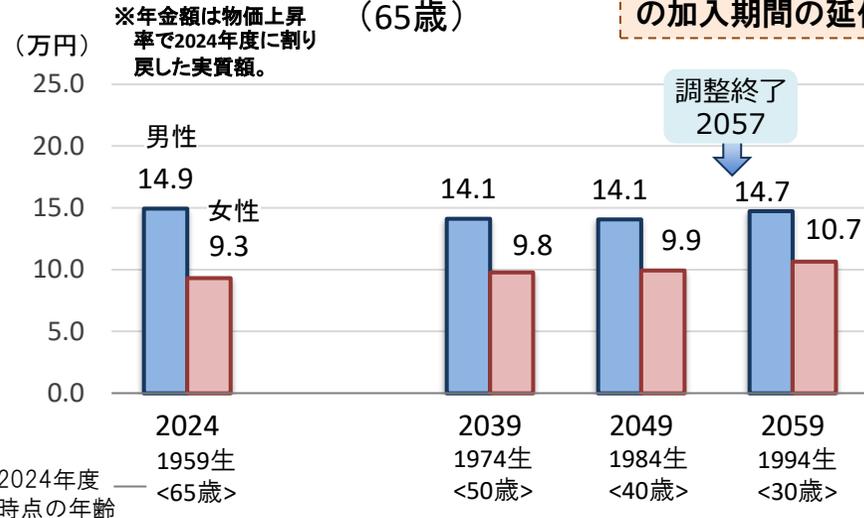
# 年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

## 過去30年投影ケース（実質賃金上昇率（対物価）0.5%）

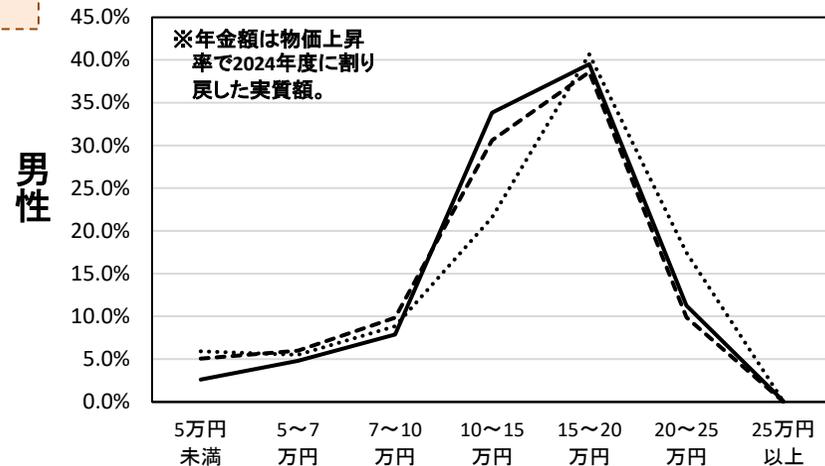
○ 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金（特に基礎年金）は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。

### 平均年金額【1人分】 （65歳）

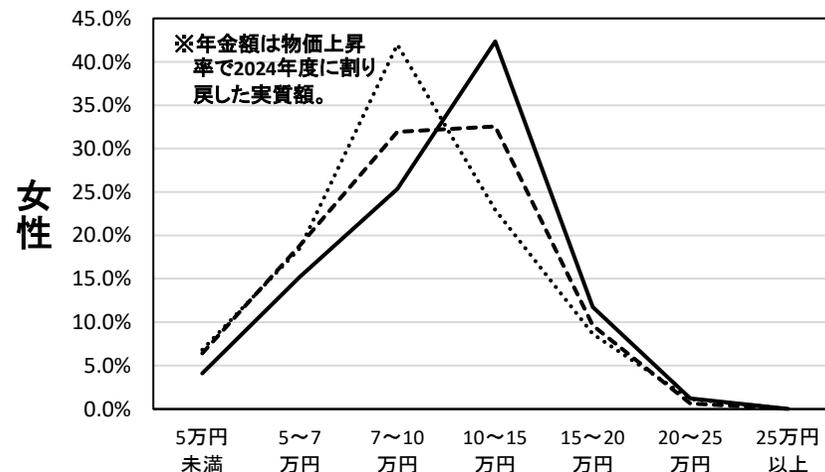
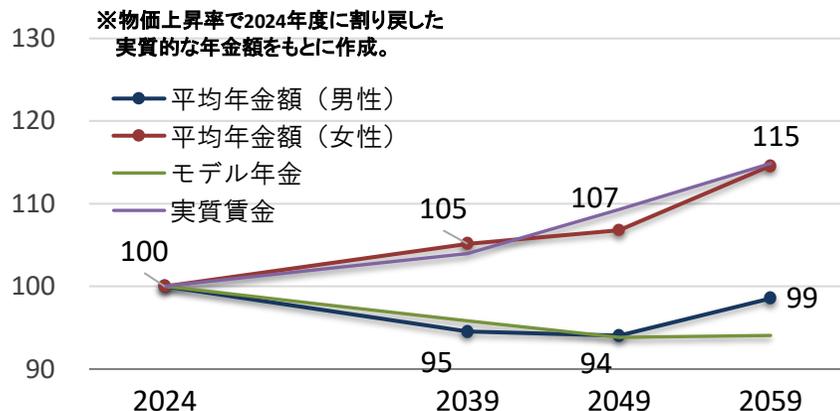
労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映



### 年金月額分布



### 年金の伸び



..... 1959年度生 <65歳>    - - - - 1974年度生 <50歳>    — 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

# オプション試算の内容

## 1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合  
(約90万人)
- ②: ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合  
(約200万人)
- ③: ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合  
(約270万人)
- ④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合  
(約860万人)

## 2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

## 3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

## 4. 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

## 5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

# (参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

雇用者全体 (2023年度時点)  
5,740万人 ※70歳以上を除く

- ① 90万人・・・企業規模要件撤廃+非適用業種の解消 (A)
- ② 200万人・・・①+賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ (A+B)
- ③ 270万人・・・②+5人未満個人事業所 (A+B+C)
- ④ 860万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大 (D)

適用拡大対象者数【万人】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
①	90	40	30	20
②	200	70	90	40
③	270	130	90	50
④	860	380	290	200

フルタイム  
4,780万人

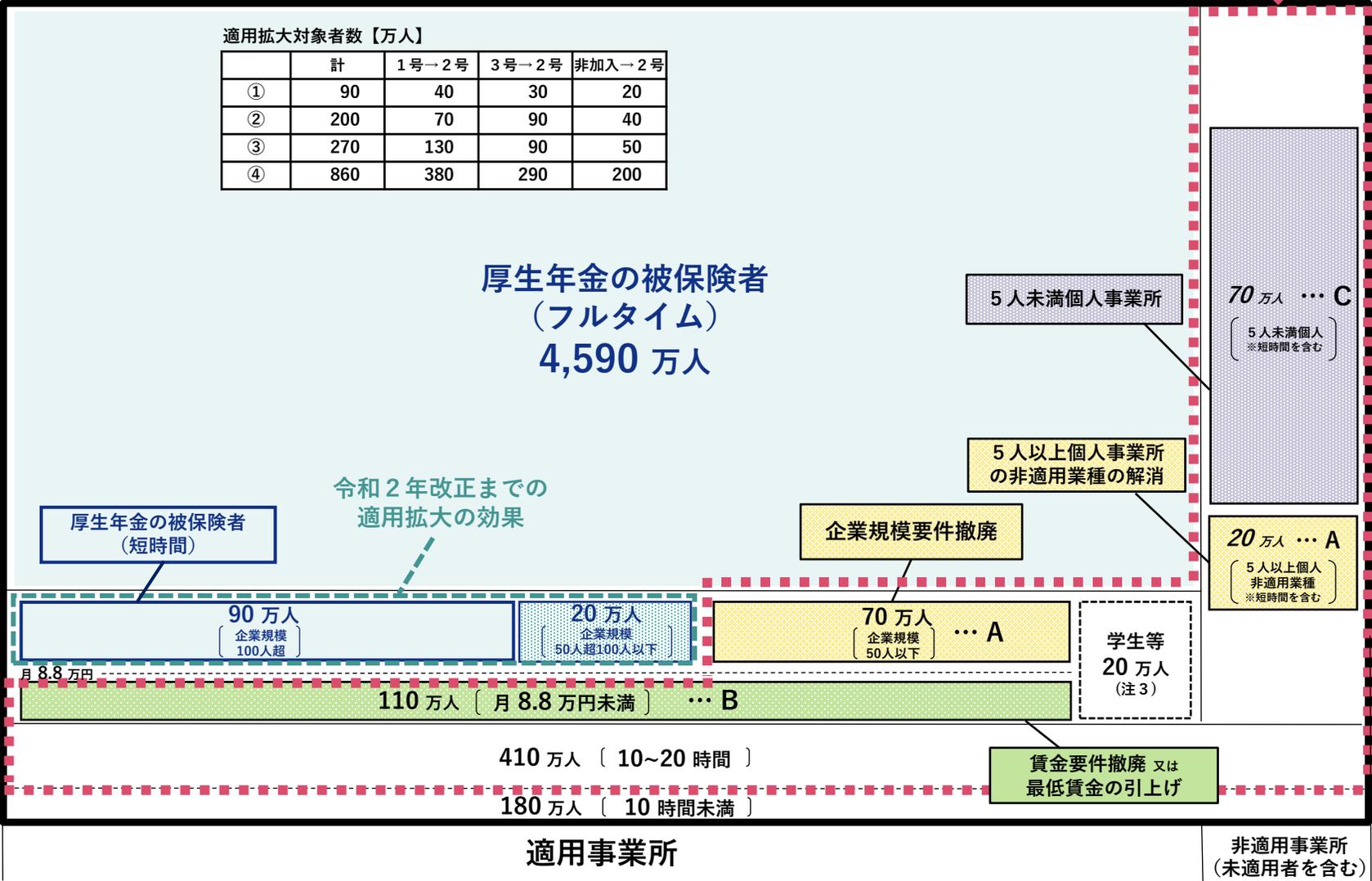
厚生年金の被保険者  
(フルタイム)  
4,590万人

週所定労働時間  
4分の3 (注4)

うち  
20時間以上  
380万人

フルタイム  
以外  
960万人

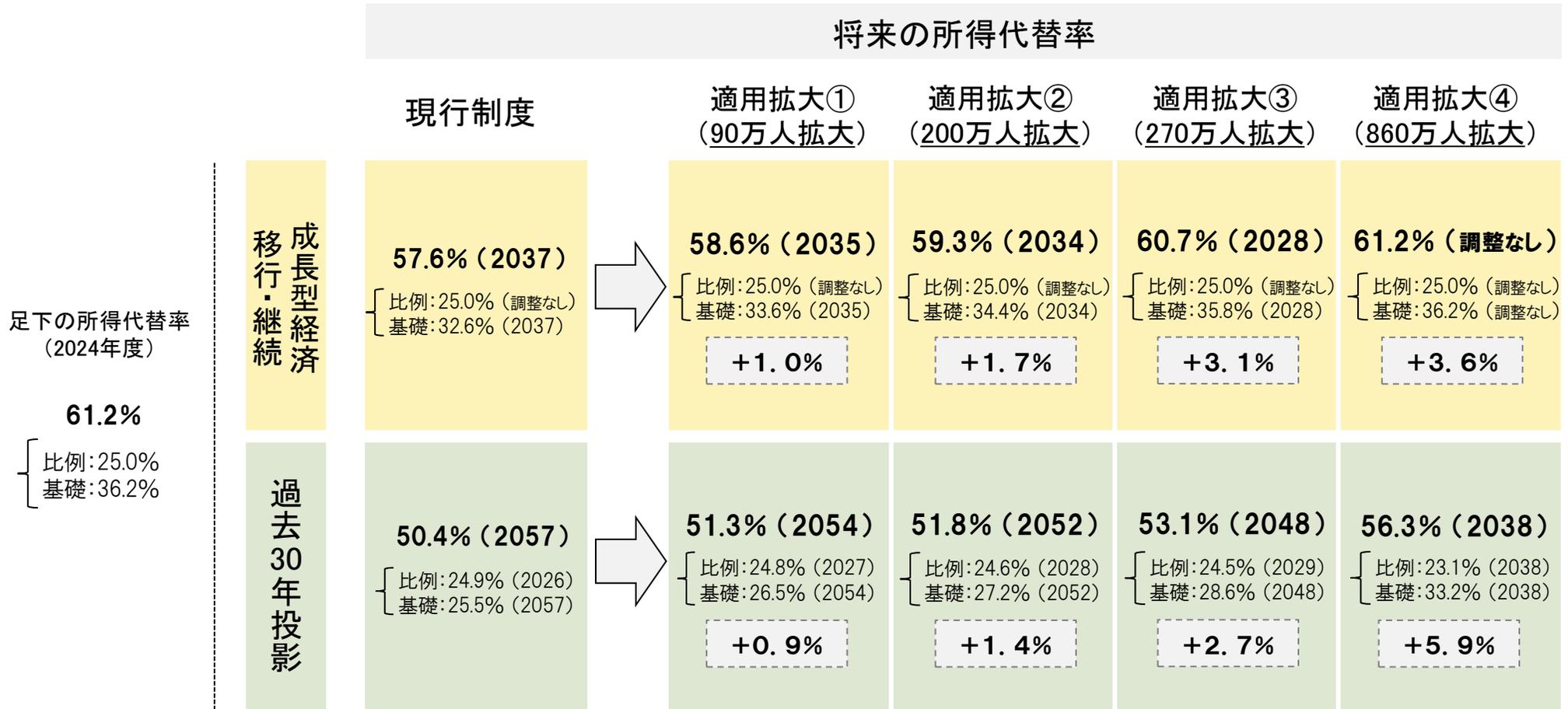
うち  
20時間未満  
580万人



注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したものの。  
 注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。  
 注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。  
 注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

# 1. 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合（約90万人拡大）
  - ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（約200万人拡大）
  - ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（約270万人拡大）
  - ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合（約860万人拡大）
- ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。



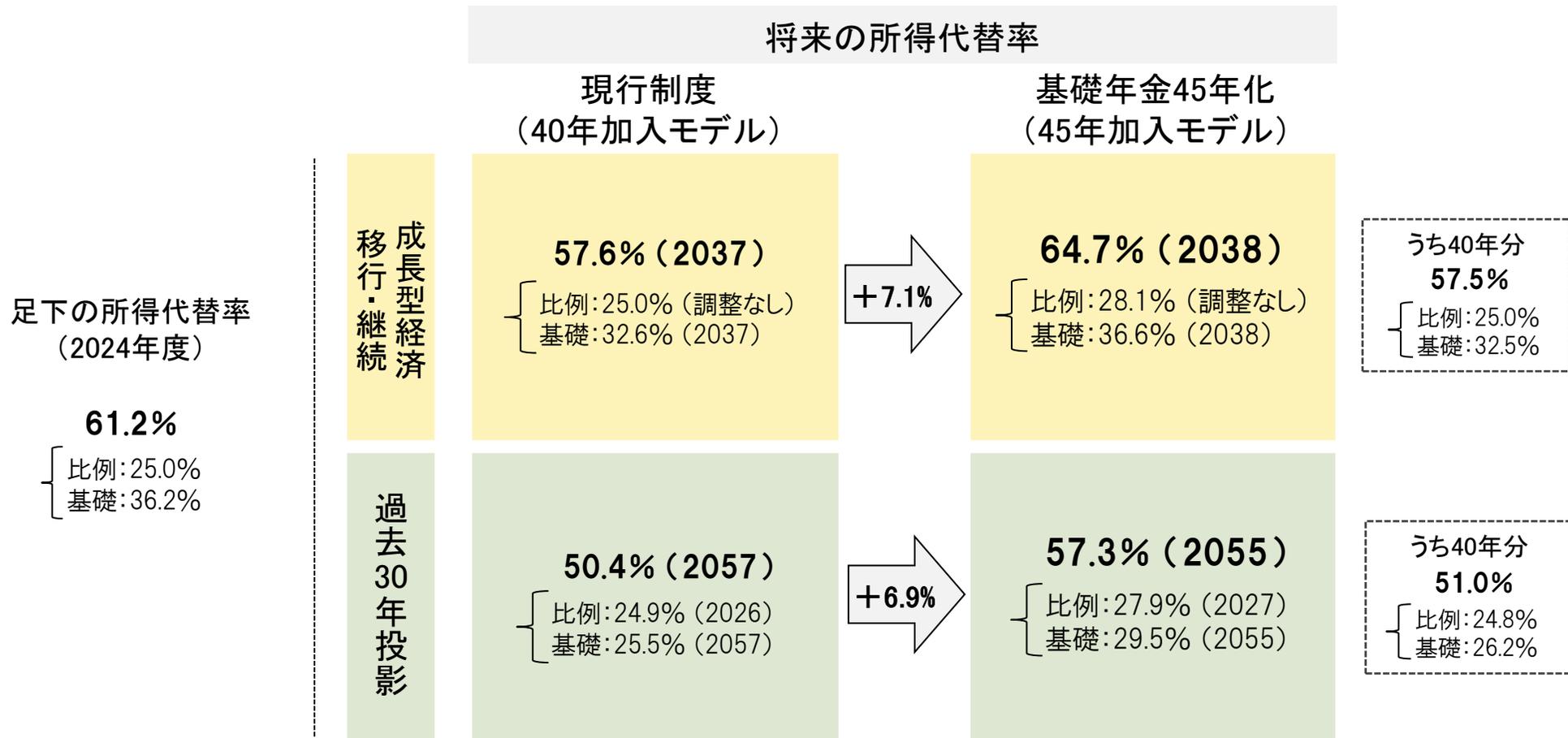
注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、( )内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

## 2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合

○ 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

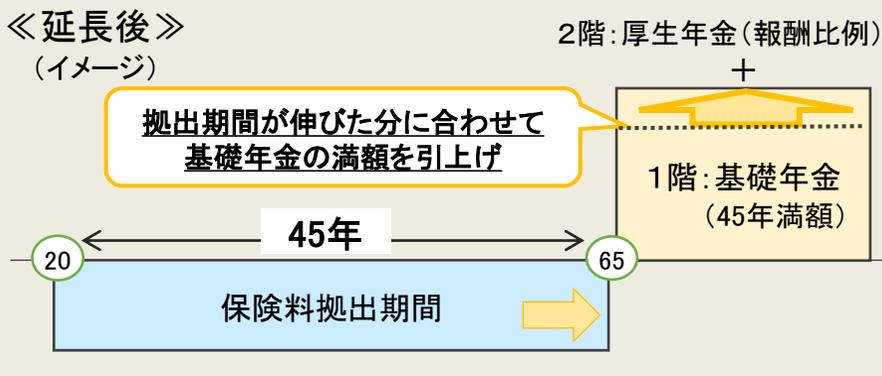
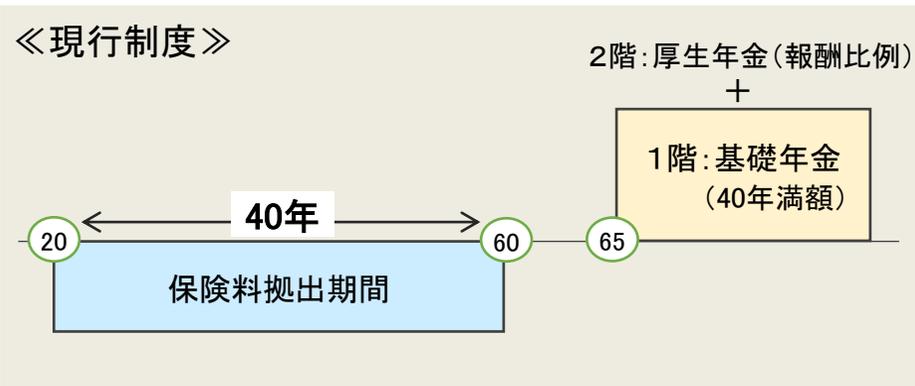
- ・試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



## (参考) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

- 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。

### 基礎年金の拠出期間延長・給付増額した場合のイメージ



### 試算の前提(基礎年金) — 個人ベースの負担と給付の関係 —

被保険者区分	負担(保険料)	給付(基礎年金)
1号	60～64歳の5年間追加で保険料負担 (※2)	60～64歳の5年間の負担に応じた給付増 (※1)
2号・3号	追加の保険料負担なし	60～64歳の5年分に対応する給付増

※1: 令和6年度の基礎年金額(年81.6万円)をもとに計算すると、年約10万円の給付増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)

※2: 令和6年度の国民年金保険料(月約1.7万円)をもとに計算すると、5年間で約100万円の負担増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)  
なお、現行制度における保険料免除の仕組みが60～64歳においても同様に適用される前提で試算。

※3: 試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。

※4: 延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算。

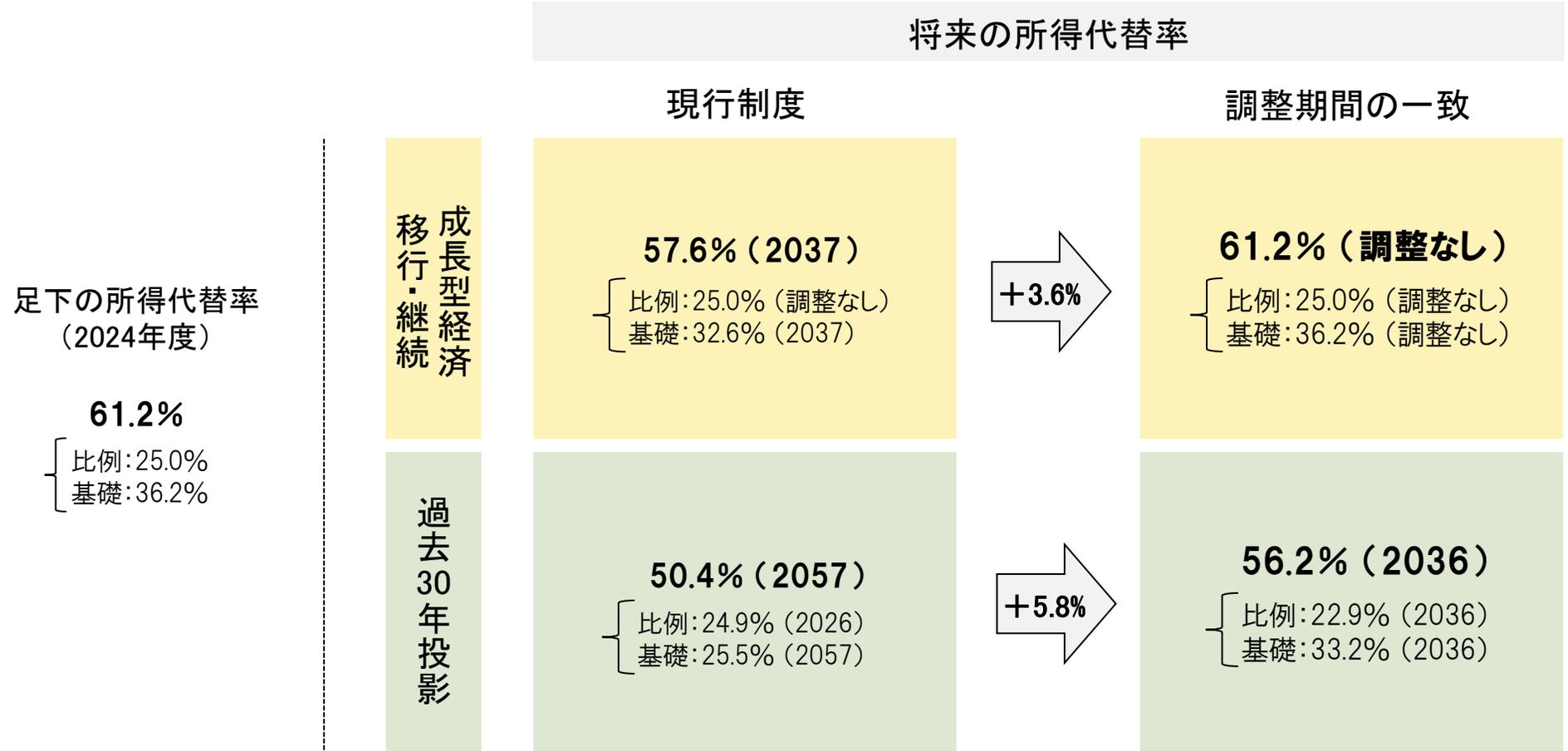
※5: マクロ経済スライドの調整率は、現行制度と同じと仮定。

### 3. マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。

なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。

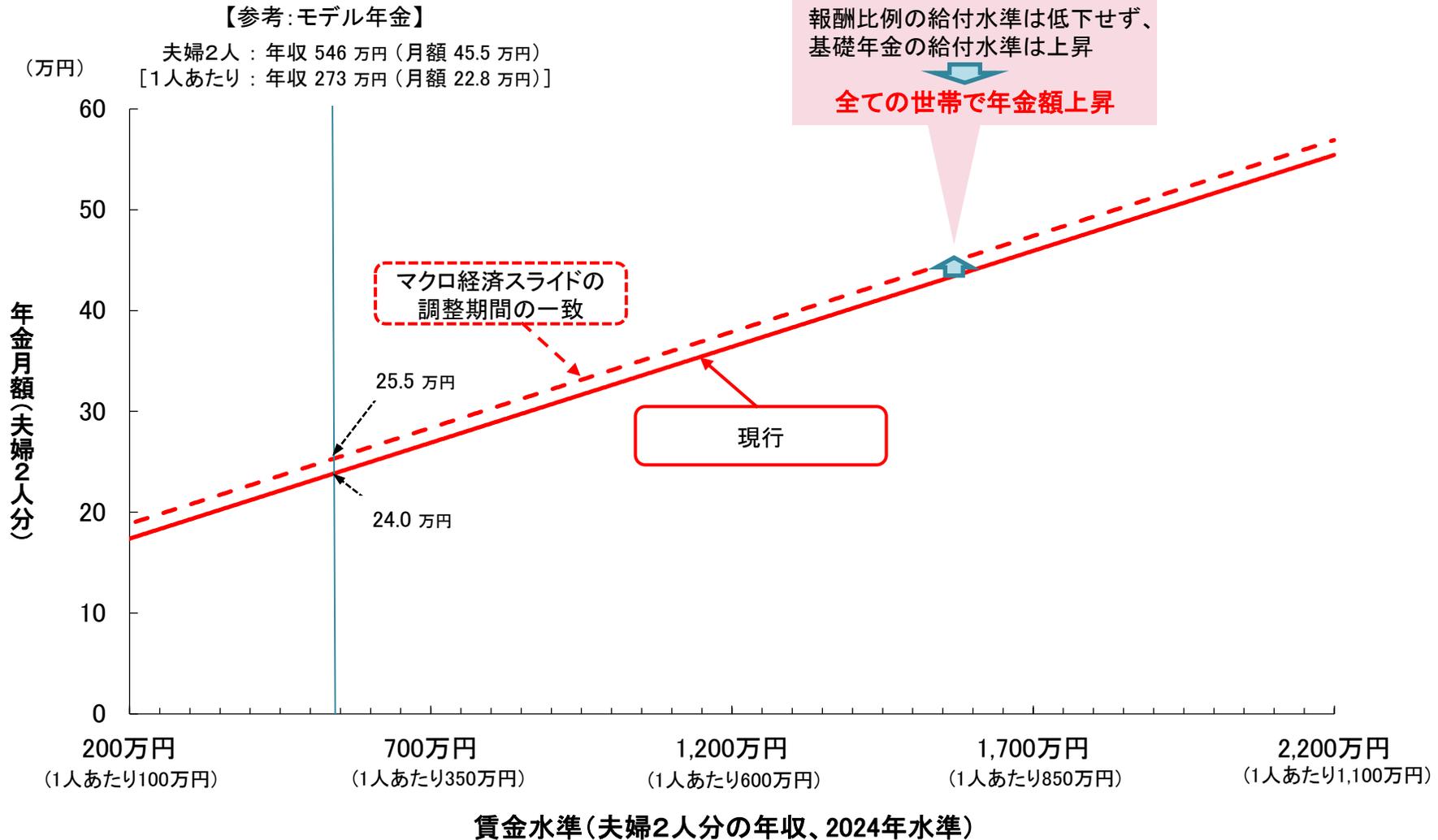


注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、( )内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

# (参考) 賃金水準別に見た調整期間一致による年金額への影響

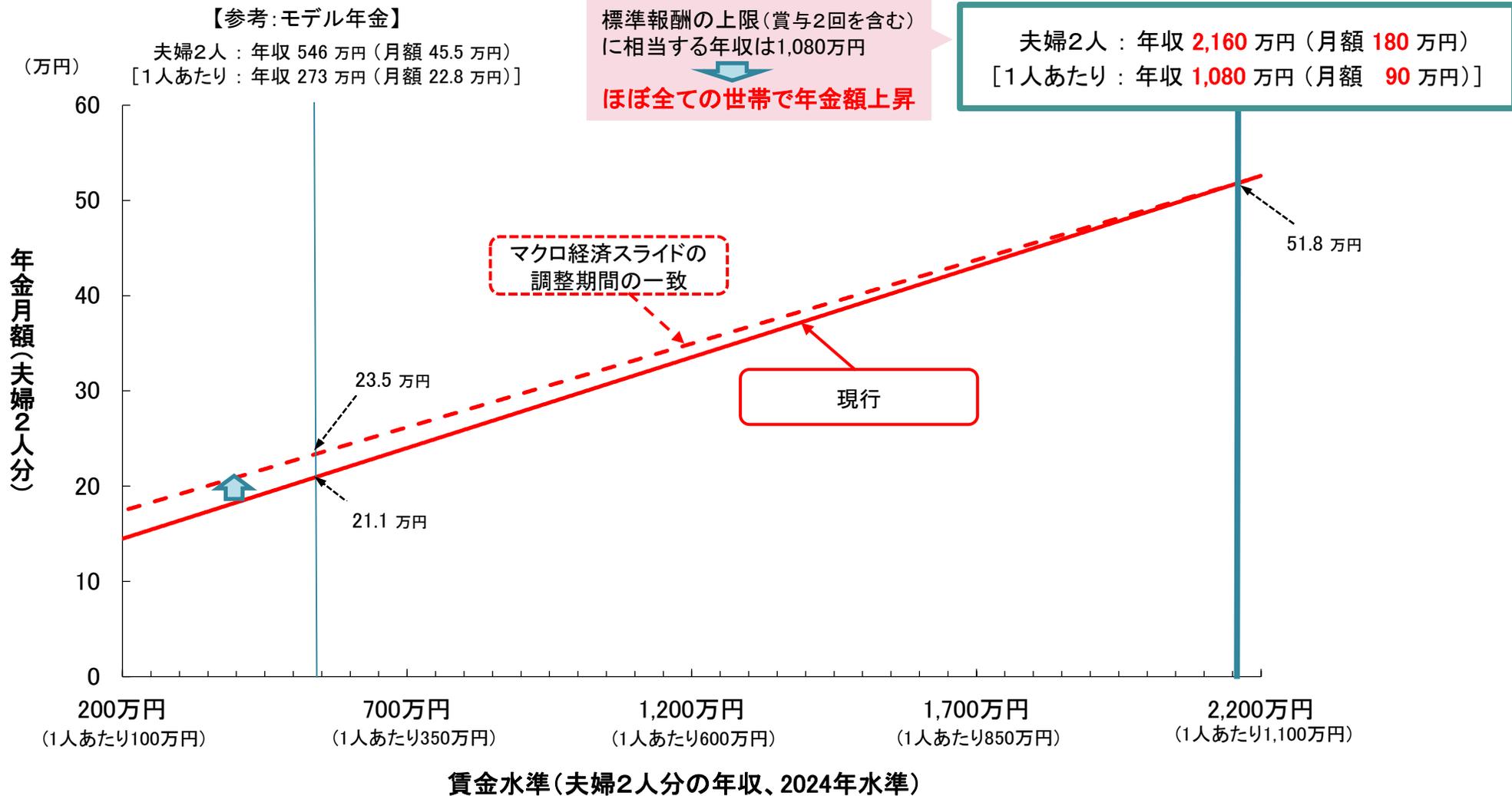
成長型経済移行・継続ケース：2037年度



注：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

# (参考) 賃金水準別に見た調整期間一致による年金額への影響

過去30年投影ケース：2057年度



※ 成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例の低下がないため全ての世帯で年金額が上昇。

注1：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額(物価で2024年度に割り戻した実質額)であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。  
 注2：厚生年金の加入期間が40年を超える場合、より低い年収でも年金額が低下する場合がある。ただし、年金額が低下するのは、生涯年収(標準報酬ベース)約4.3億円(=1080万円×40年)を超える者であり、その割合は厚生年金受給者の0.1%未満。(2022年度末の厚生年金(共済分除く)の受給権者に基づく試算)

# (参考) マクロ経済スライドの調整期間を一致させる場合における調整終了年度の決定方法

○ 現行制度の「2段階方式」ではなく「1段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致。

## 現行制度（2段階方式）

第1段階 国民年金の財政均衡  
(⇒ 基礎年金水準の決定)

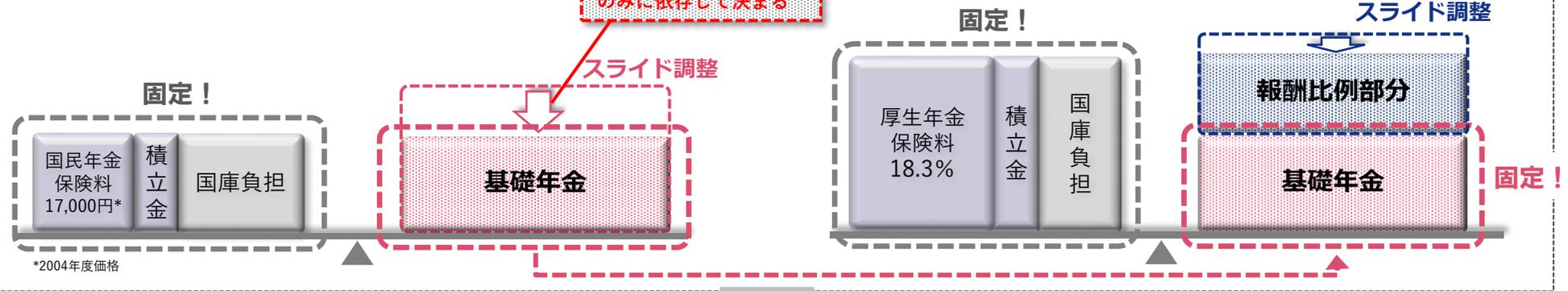
※ 1号被保険者に係る財政である

全国民共通の基礎年金  
の水準が国民年金（第1  
号被保険者）の財政状況  
のみに依存して決まる

第2段階 厚生年金の財政均衡  
(⇒ 報酬比例水準の決定)

※ 2・3号被保険者に係る財政である

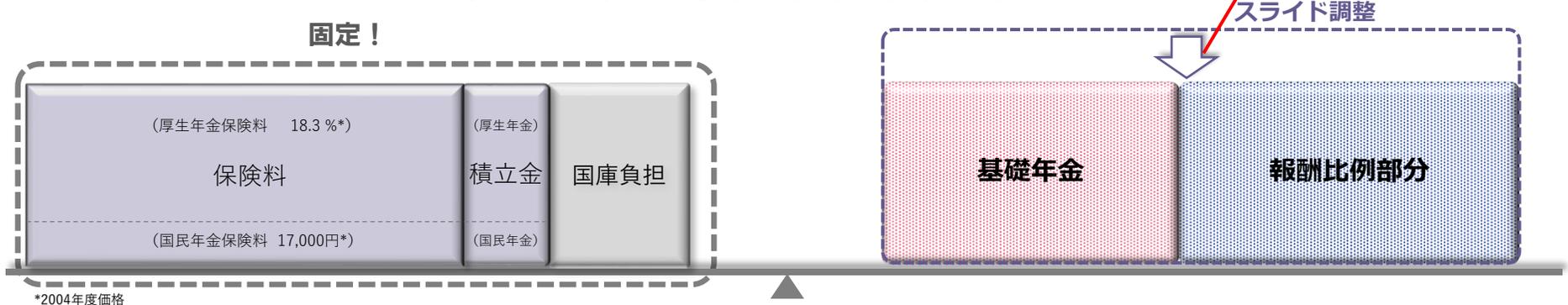
基礎年金低下  
⇒  
報酬比例上昇



## 調整期間の一致（1段階方式）

公的年金全体の財政均衡  
(⇒ 基礎年金水準と報酬比例水準の同時決定)

公的年金全体の財政均衡  
で年金水準が決定



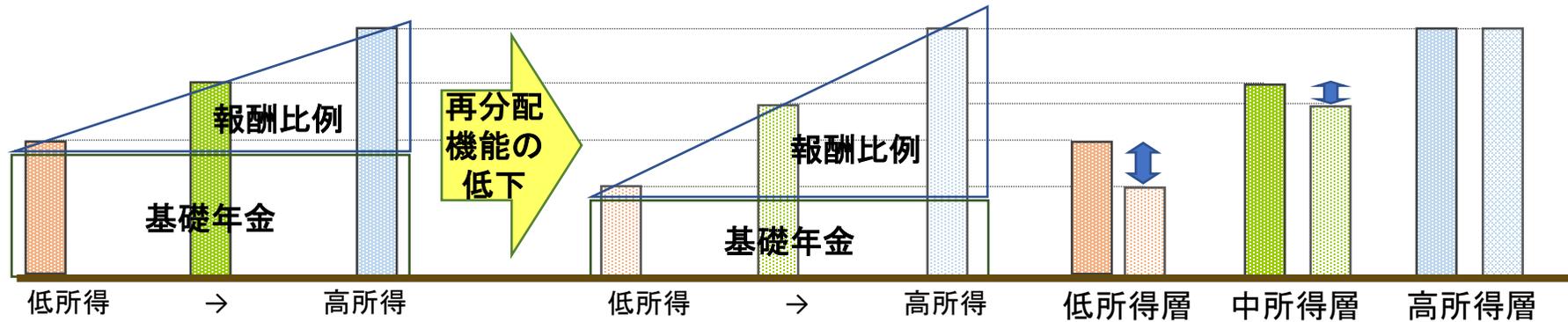
# 基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライド調整期間の一致による効果

基礎年金と報酬比例の調整期間を一致させ、基礎年金水準を維持することは、次の効果を有する。

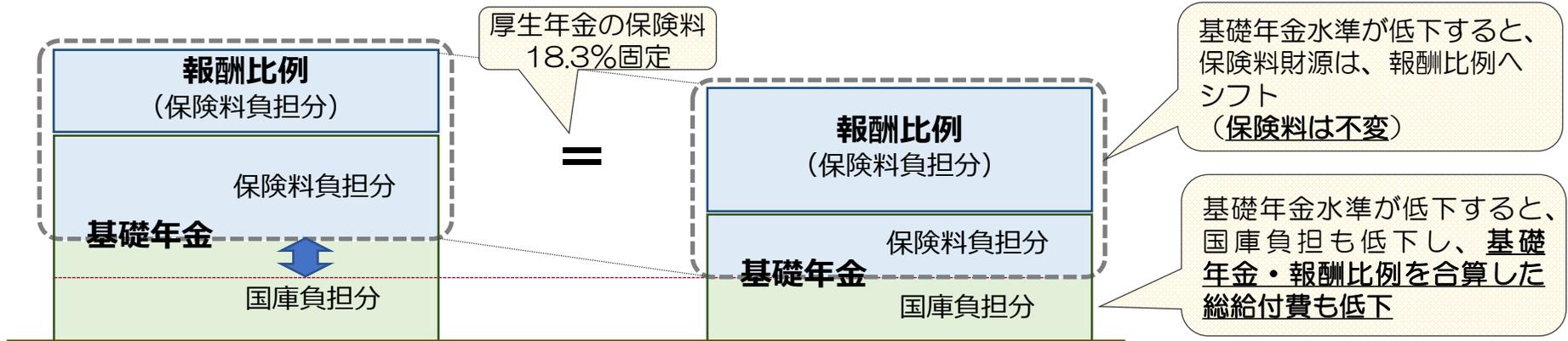
- ① 厚生年金の所得再分配機能の低下の防止（低中所得層の年金水準の低下を防止）
- ② 保険料固定方式の下での総給付費の低下の防止（基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下の防止）

## ① 厚生年金の所得再分配機能の低下の防止

- 基礎年金水準の低下の防止により、厚生年金の所得再分配機能の低下を防ぎ、低中所得層の年金水準の低下を防ぐ
- 基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下の防止により、給付原資の全体の縮小を防ぎ、ほぼ全ての層で年金水準の低下を防ぐ



## ② 保険料固定方式の下での総給付費の低下の防止



## 4. 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃した場合

○ 就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)を撤廃した場合

・ 試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例部分の所得代替率が低下(基礎年金への影響はない)。

⇒ 働く年金受給者の給付が増加する一方、将来の受給世代の給付水準が低下する。

### 高在老の撤廃

所得代替率への影響

**比例：▲0.5%**

※ 基礎は影響なし

【参考】高在老の撤廃による給付増  
(報酬比例部分)

2030年度：5,200億円  
2040年度：6,400億円  
2060年度：4,900億円

※ 賃金上昇率により2024年度の価格に換算したもの

【参考】65歳以上の在職老齢年金の支給停止基準額を変更した場合の影響  
(2022年度末データ)

支給停止基準額	支給停止者数	支給停止額	支給停止基準額見直しによる給付増
現行 [2022年度 47万円]	50万人 (16%)	4,500億円	—
53万円	37万人 (12%)	3,600億円	900億円
56万円	33万人 (11%)	3,200億円	1,300億円
59万円	29万人 (10%)	2,700億円	1,800億円
62万円	27万人 (9%)	2,300億円	2,200億円
65万円	25万人 (8%)	1,900億円	2,600億円
⋮	⋮	⋮	⋮
撤廃	—	—	4,500億円

注1: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人))。

過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率(比例): [現行]24.9%(2026年度)→[高在老撤廃]24.4%(2029年度) ※( )内は調整終了年度

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注2: 右表の支給停止者数における( )内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者(308万人)に対する割合である。

注3: 右表の支給停止者数には第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

## 5. 標準報酬月額の上限の見直しを行った場合

○ 厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)について、以下のとおり見直した場合

① 75万円(上限該当者4%相当)、② 83万円(上限該当者3%相当)、③ 98万円(上限該当者2%相当)

- ・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。・標準賞与の上限は、上限該当者の賞与の水準を踏まえ現行と同じと仮定。
- ・現行の上限該当者は6%程度。

※ 厚生年金の保険料収入の増加により報酬比例部分の所得代替率が上昇(基礎年金への影響はない)。

⇒ 上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。

標準報酬月額上限	上限該当者数 (注1) ※( )内は上限該当者の割合	保険料収入の増加額 (注2) ※( )内は事業主負担分	所得代替率への影響 (注3)	<参考> 上限該当者に係る (注4) 老齢厚生年金の給付増 ※10年間、見直し後の 標準報酬上限に 該当した場合の例	
現行 65万円	259万人 (6.2%)	—	—		6.1万円/年 (終身)
上限の見直し① 75万円	168万人 (4.0%)	4,300億円 (2,150億円)	<b>比例: +0.2%</b> ※ 基礎は影響なし		11.0万円/年 (終身)
上限の見直し② 83万円	123万人 (3.0%)	6,600億円 (3,300億円)	<b>比例: +0.4%</b> ※ 基礎は影響なし		20.1万円/年 (終身)
上限の見直し③ 98万円	83万人 (2.0%)	9,700億円 (4,850億円)	<b>比例: +0.5%</b> ※ 基礎は影響なし		

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。( )内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※( )内は調整終了年度  
 [現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①: 75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②: 83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③: 98万円]24.5%(2029年度)

なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない(又は調整期間が短い)見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

# 厚生年金・国民年金の積立金運用について

## <運用の基本的考え方>

○年金積立金は、将来の年金給付の貴重な財源であり、厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用することとされている。

- ・ G P I F が管理・運用する資産額は約200.1兆円、年金積立金全体の資産額は約208.0兆円（令和4年度末）
- ・ 専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用

## <リスク・リターンの考え方>

○年金積立金の運用は、年金事業の運営の安定化が目的。年金給付のために強制的に徴収された保険料を原資としており、長期的な観点から、年金財政上、必要な利回りを最小限のリスクで確保することが基本となっている。

○年金給付費は、基本的に名目賃金上昇率に連動して増減するため、これに対応した実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）の確保を目指すことが必要

## <基本ポートフォリオ>

(2014年10月～2020年3月)

国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
35% ±10%	15% ±4%	25% ±9%	25% ±8%



(2020年4月～)

国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
25% ±7%	25% ±6%	25% ±8	25% ±7%
±11%		±11%	

●オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて 国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認することとした。

●為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分することとした。

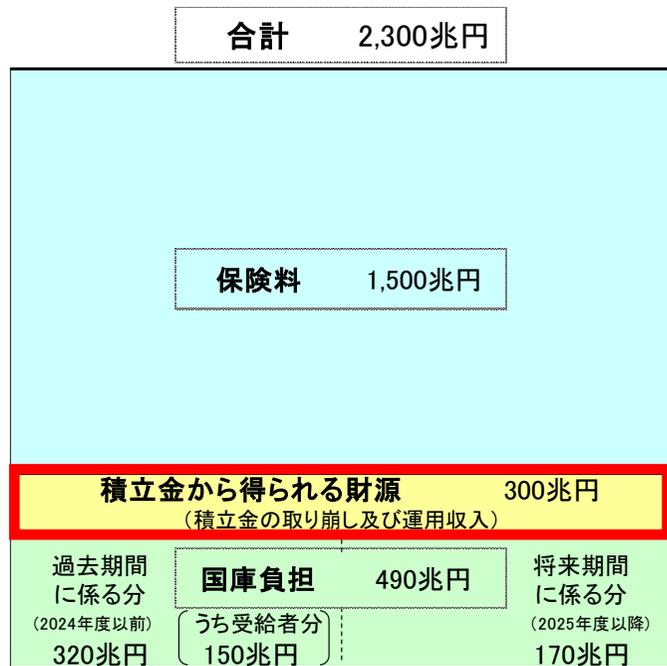
●経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で、市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとしている。

# 年金財政における積立金の役割

- 公的年金制度は、その時の現役世代の保険料負担で、その時の高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本としつつ、現役世代の負担が大きくなりすぎないように一定の積立金を保有。
- 概ね100年間の年金給付と、財源(保険料収入・国庫負担・積立金活用)の均衡が図られている。今後、概ね100年間の年金給付総額(2,300兆円)のうち、積立金から得られる財源であてられているのは1割程度(300兆円)。よって、積立金の運用に伴う短期的な市場変動は、年金給付に大きな影響を与えない。

## ＜概ね100年間の年金給付にあてる財源・内訳＞

金額は、概ね100年間の財源を現時点の価格に換算して一時金で表したもの

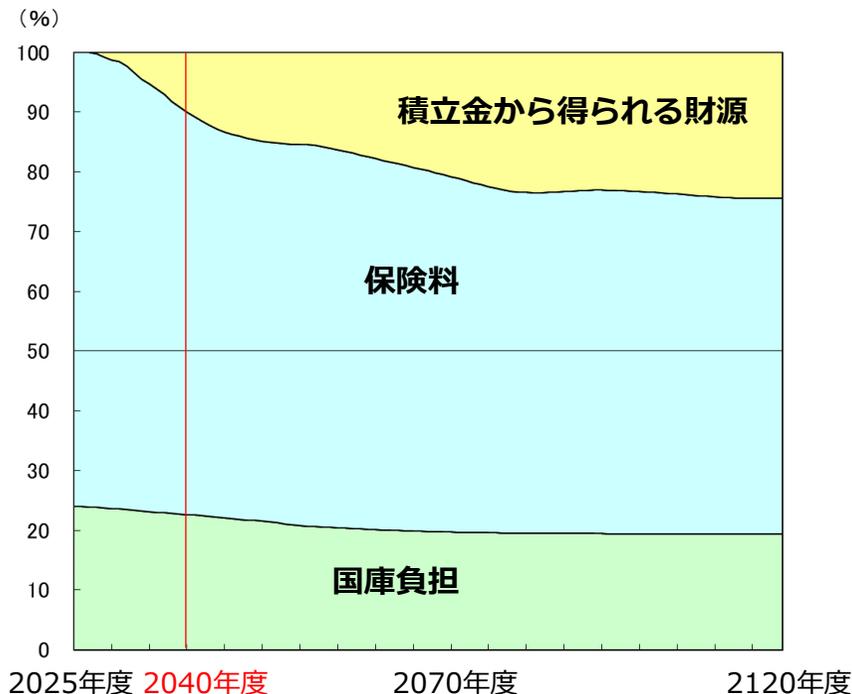


令和6(2024)年度末

〔前提〕 財政検証における人口: 中位推計 財政検証における経済: 過去30年投影  
国民年金+厚生年金の場合のイメージ

## ＜各年度における積立金の活用イメージ＞

今後100年間で積立金をいつ活用するかを表したもの

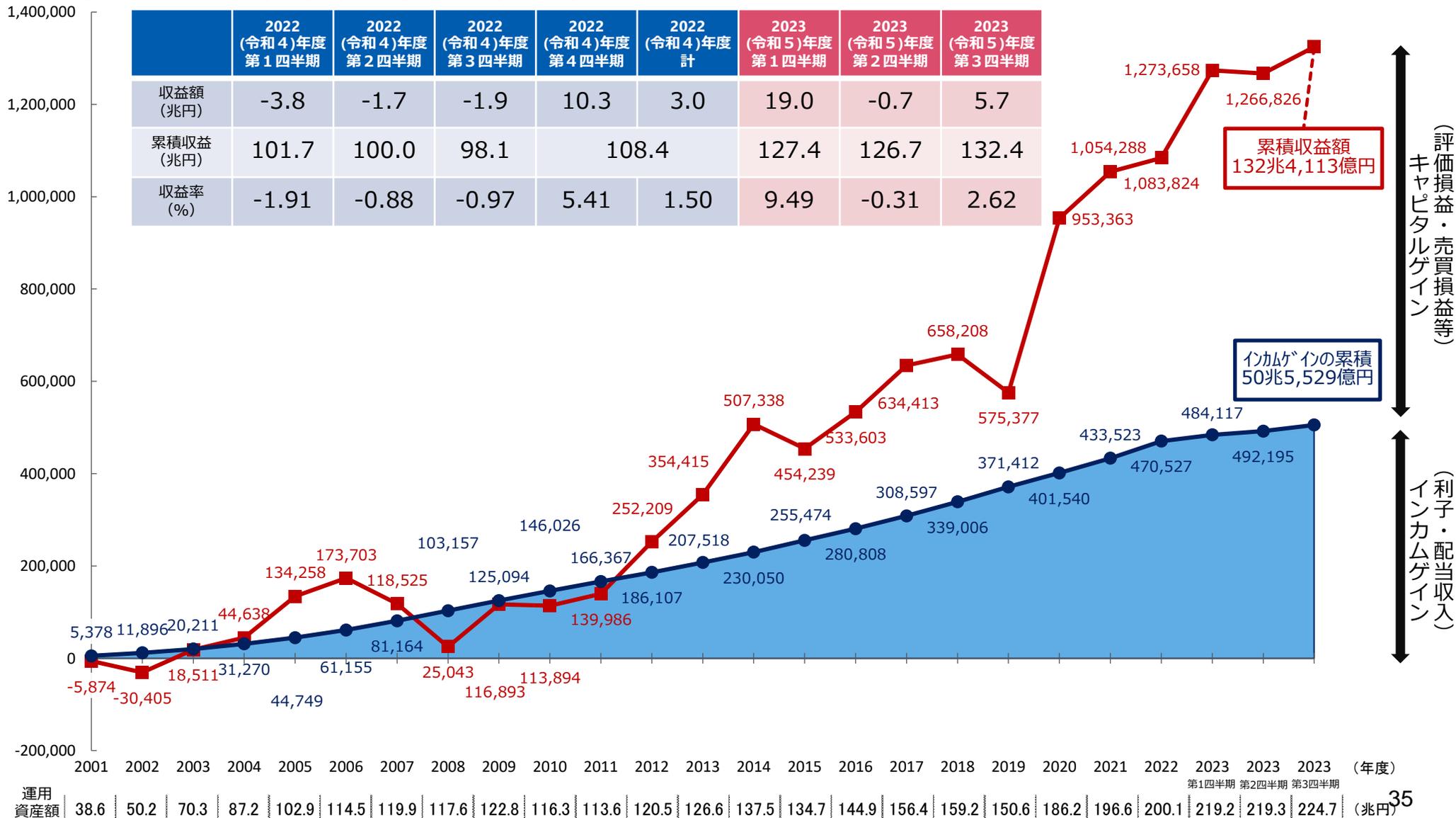


(出典) 令和6(2024)年財政検証関連資料

# GPIFによる積立金の運用が制度を一定程度支えている

(億円) <2022 (令和4)年度から2023 (令和5)年度第3四半期の収益の内訳>

	2022 (令和4)年度 第1四半期	2022 (令和4)年度 第2四半期	2022 (令和4)年度 第3四半期	2022 (令和4)年度 第4四半期	2022 (令和4)年度 計	2023 (令和5)年度 第1四半期	2023 (令和5)年度 第2四半期	2023 (令和5)年度 第3四半期
収益額 (兆円)	-3.8	-1.7	-1.9	10.3	3.0	19.0	-0.7	5.7
累積収益 (兆円)	101.7	100.0	98.1	108.4		127.4	126.7	132.4
収益率 (%)	-1.91	-0.88	-0.97	5.41	1.50	9.49	-0.31	2.62

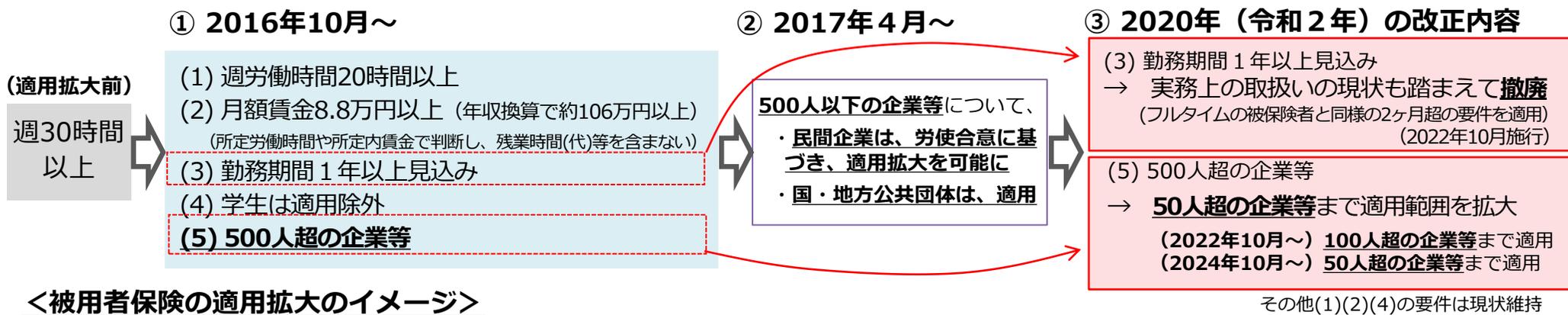


# 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

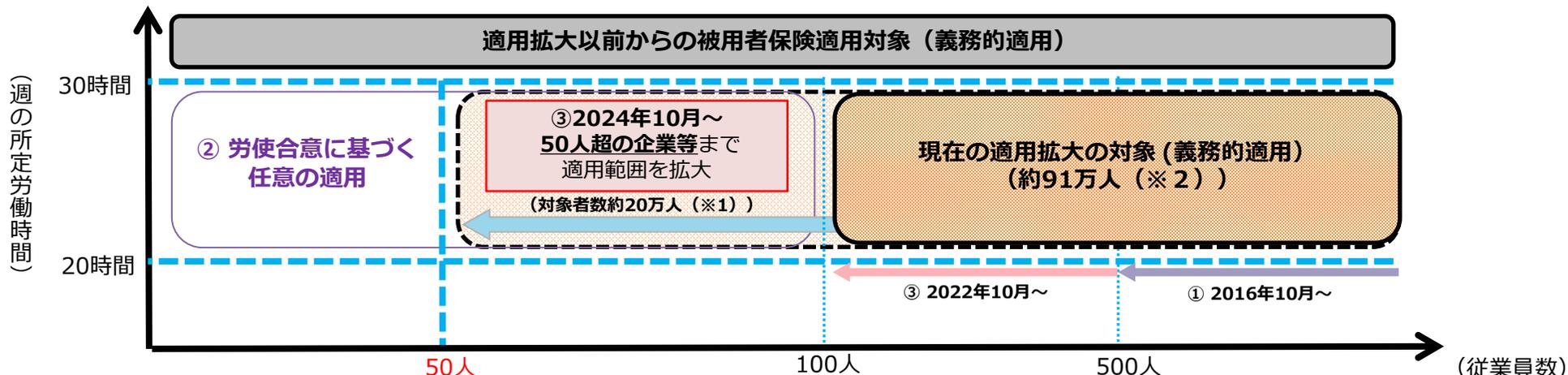
働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ①（2016年10月～）**従業員500人超の企業等で、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。
- ②（2017年4月～）**従業員500人以下の企業等で、労使の合意に基づき、企業単位で**短時間労働者への適用拡大を可能とする。  
（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。）
- ③ 令和2年の改正では、**従業員50人超の企業等まで適用範囲を拡大。**（100人超（2022年10月）→50人超（2024年10月））

※ 従業員数は、適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定



## <被用者保険の適用拡大のイメージ>



※1 令和2年度法改正時点の推計によるもの

※2 2024年2月末時点（厚生年金保険・国民年金事業状況（事業月報））

# 被用者保険が適用される個人事業所の非適用業種

## 【被用者保険の適用事業所】

- ・ 常時1名以上使用される者がいる、法人事業所（A）・・・ **強制適用**
- ・ 常時5名以上使用される者がいる、法定17業種に該当する個人の事業所（B）・・・ **強制適用**
- ・ 上記以外（C）・・・ **強制適用外**（労使合意により任意に適用事業所となることは可能 = **任意包括適用**）

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
<b>法定17業種（※）</b>	<b>強制適用事業所</b> （A）	<b>（B）</b>	
<b>上記以外の業種（非適用業種）</b> 例：農業・林業・漁業、 宿泊業、飲食サービス業 洗濯・理美容・浴場業、娯楽業 デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業 政治・経済・文化団体、宗教等			<b>（C）</b> <b>任意包括適用</b>

※ 健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

- ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ③ 鉱物の採掘又は採取の事業
- ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業
- ⑥ 貨物積みおろしの事業
- ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業
- ⑧ 物の販売又は配給の事業
- ⑨ 金融又は保険の事業

- ⑩ 物の保管又は賃貸の事業
- ⑪ 媒介周旋の事業
- ⑫ 集金、案内又は広告の事業
- ⑬ 教育、研究又は調査の事業
- ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- ⑮ 通信又は報道の事業
- ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業
- ⑰ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

**強制適用事業所**

…… 約268万事業所

**任意包括適用事業所**

… 約10万事業所（注）

# 在職定時改定の導入

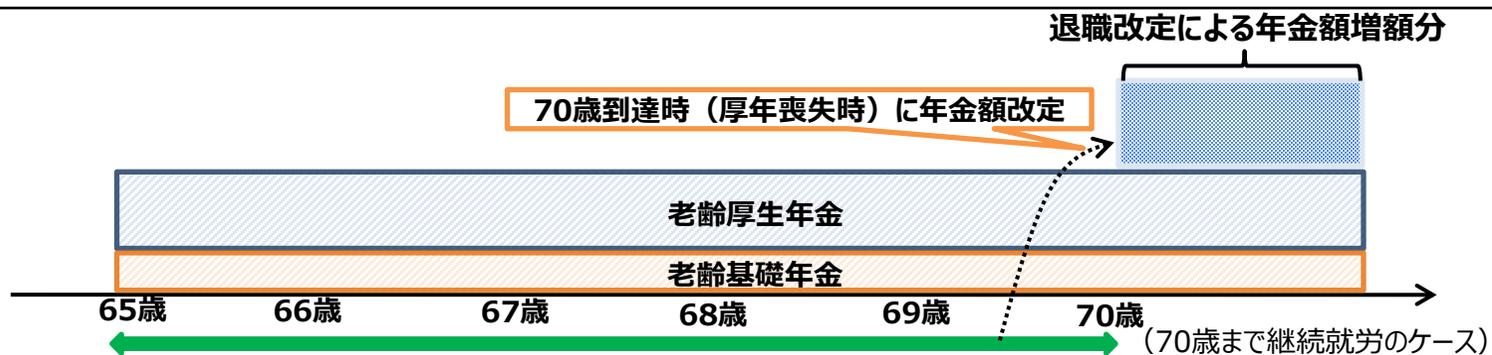
## 【見直しの趣旨】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、**資格喪失時(退職時・70歳到達時)**に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している(いわゆる退職改定)。
- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

## 【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

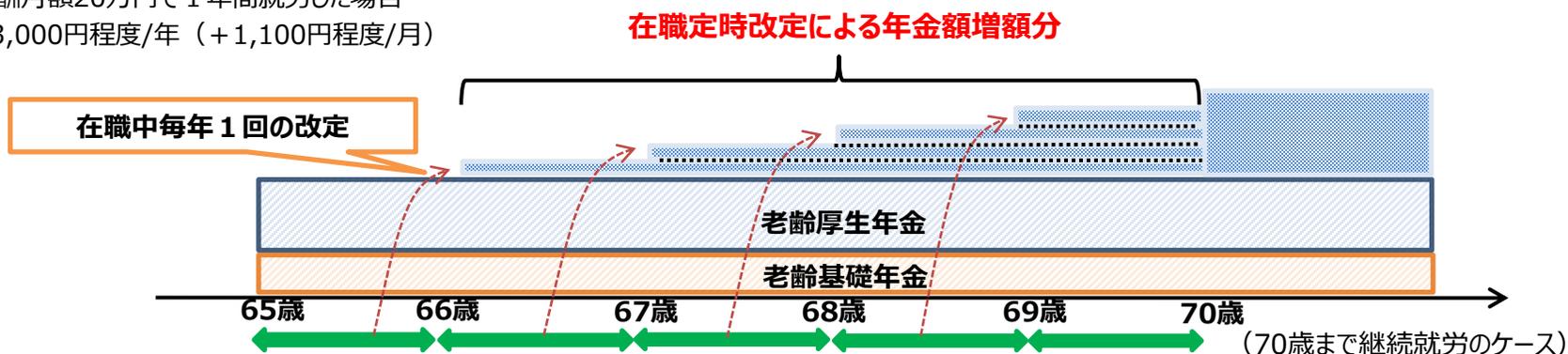
- 65歳以上の者については、**在職中であっても、1年間の保険料納付実績を年金額に反映させる改定を定時に行う。**  
**(毎年1回、10月分から)**

### 【見直し前】



### 【見直し内容】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合  
⇒ +13,000円程度/年 (+1,100円程度/月)



# 令和2年年金制度改正法における在職老齢年金制度の見直し

## 【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

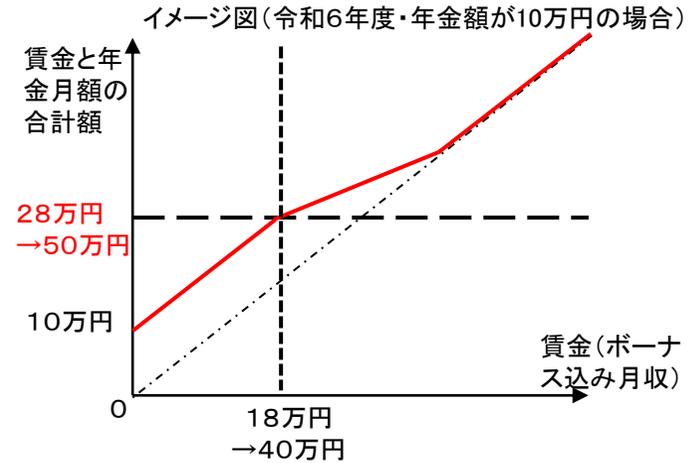
**60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)※1**について、

- ・ 就労に与える影響が一定程度確認されている
- ・ 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
- ・ 制度を分かりやすくする

といった観点から、支給停止の基準額を**28万円**から、**現行の65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ「47万円※2」**に引き上げた。

※1 60歳代前半に支給される特別支給の老齢厚生年金は、男性は2025年度まで女性に2030年度までの経過制度であるため、見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。

※2 名目賃金変動率に従い改定される。令和6年度は50万円となっている。



## 【60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)】(基準額及び対象者数・額は令和元(2019)年度末推計における令和4(2022)年度末のもの) ※対象者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、対象額には含まれている。

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
改正前	<b>基準額は28万円</b> ・ 夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。 2000年改正当時のモデル年金額に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。	<b>約37万人</b> (在職受給権者の51%)	<b>約16万人</b> (約22%)	<b>約2,600億円</b>
改正後	<b>基準額を47万円に引上げ</b> ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。(高在老と同じ)	<b>約11万人</b> (在職受給権者の15%)	<b>約5万人</b> (約7%)	<b>約1,000億円</b>

## 【65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)】(基準額及び対象者数・額は平成30(2018)年度末のもの) ※対象者数には第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、対象額には含まれている。

	考え方	支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
現行	<b>基準額は47万円</b> ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。 1998年度末の現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含まない)に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。 (法律上は2004年度価格で「48万円」。)	<b>約41万人</b> (在職受給権者の17%)	<b>約20万人</b> (約8%)	<b>約4,100億円</b>

## 在職老齢年金制度の概要

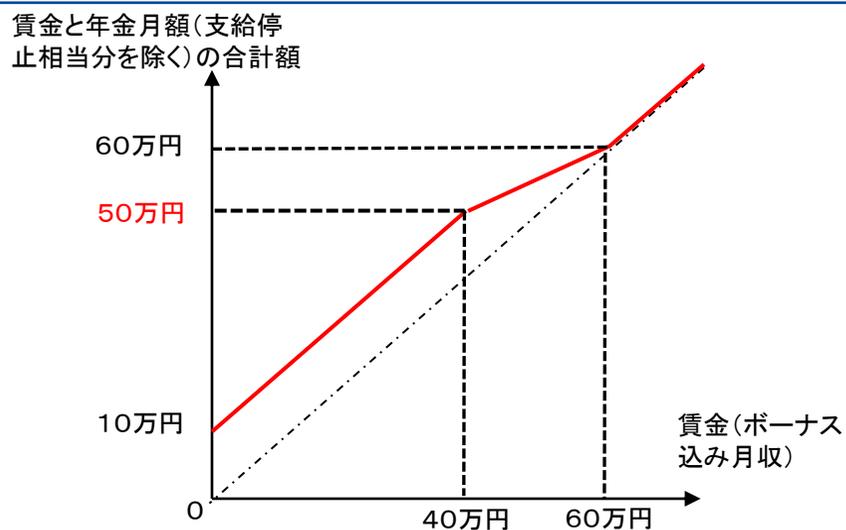
- 厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。

### 賃金 + 老齢厚生年金 > 50万円 (令和6年度)

#### ➡ 賃金上昇額の1/2相当の厚生年金保険給付を支給停止

- ・ これに加えて、70歳未満の方は厚生年金保険料を負担。
- ・ 70歳以降は厚生年金被保険者とならないため保険料負担はなし。
- ・ 「50万円」は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。

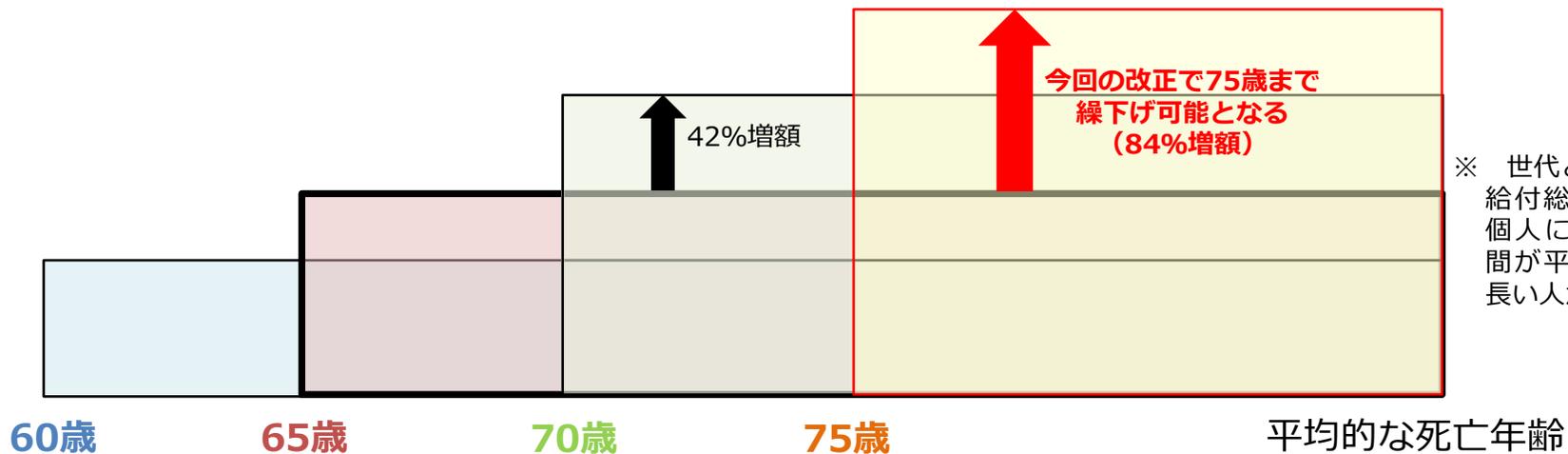
#### 支給額のイメージ (令和6年度・老齢厚生年金が月額10万円の場)



# 受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)の選択肢の拡大について

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額は増額(最大42%増額)となる。
- 今回の改正で、この受給開始時期の上限を、**70歳から75歳に引き上げる**。75歳から受給を開始した場合には、年金月額は84%増額となる。(令和4年4月施行)

- ※ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
- ※ 繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。
- ※ 改正後の繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



65歳からとなっている年金支給開始年齢の引き上げは行わない

(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

繰上げ減額率 =  $0.4\% \times$  繰り上げた月数 (60歳~64歳)

繰下げ増額率 =  $0.7\% \times$  繰り下げた月数 (66歳~75歳)

※ 繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.5%から0.4%に改正。

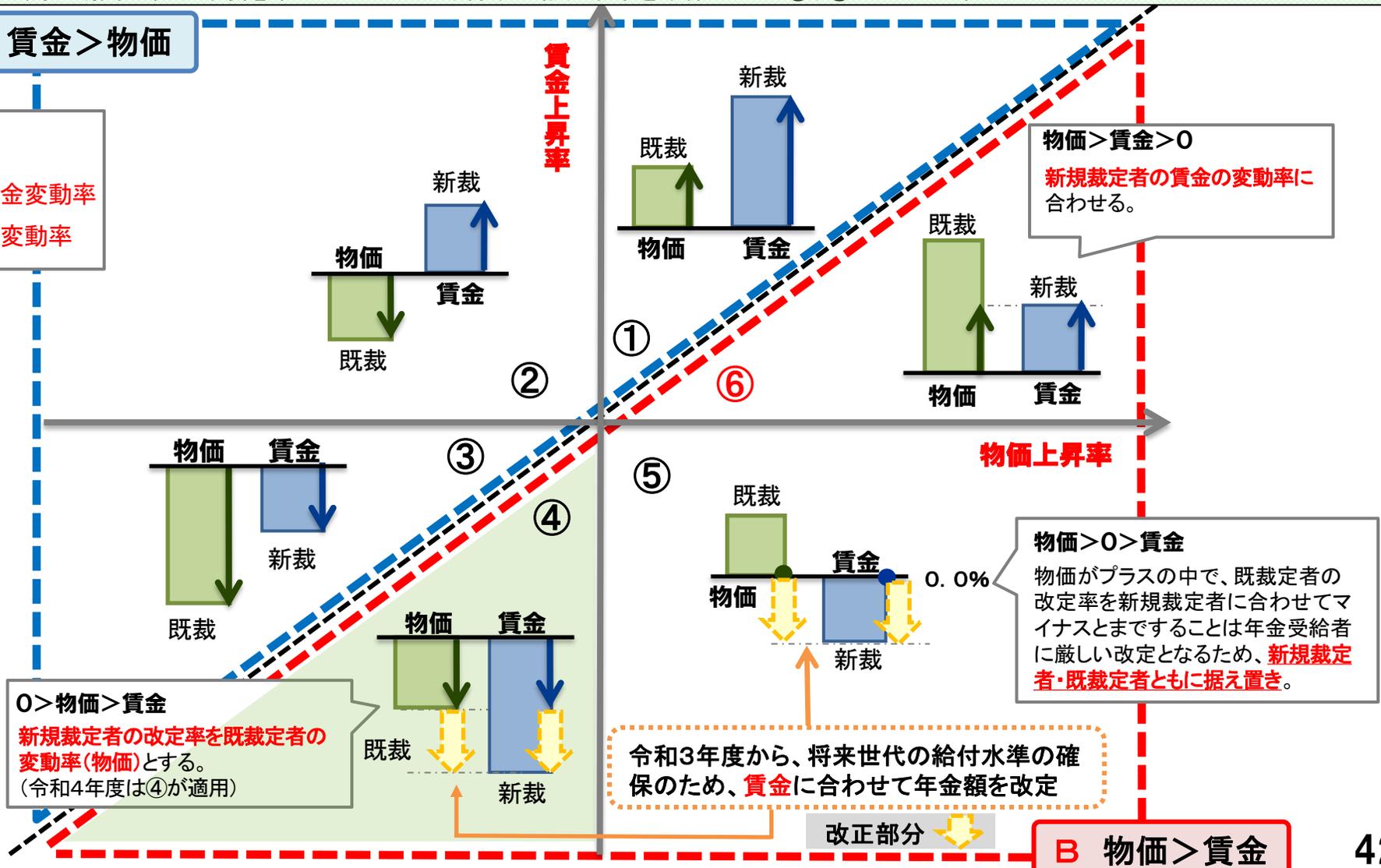
請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率 (改正前)	76% (70%)	80.8% (76%)	85.6% (82%)	90.4% (88%)	95.2% (94%)	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

# 年金額の改定（スライド）のルール

- 新規裁定者は賃金変動率、既裁定者は物価変動率で改定することが原則(Aのエリア)。
- ただし、年金制度の給付の原資たる保険料収入の支え手である現役世代の負担能力がおちている(物価 > 賃金(Bのエリア))場合には、既裁定者の改定率が新規裁定者の改定率を上回ることを避ける形での改定とする。
- 令和3年度から、既裁定者も現役世代の負担能力を示す賃金変動で改定することを徹底(新規裁定者の改定率に合わせる)。これにより、マクロ経済スライドの調整期間の終了年度を早めることができ、将来の給付水準を確保できる(④、⑤のエリア)。

## A 賃金 > 物価

通常のスライド  
 新規裁定者: 賃金変動率  
 既裁定者: 物価変動率



物価 > 賃金 > 0  
 新規裁定者の賃金の変動率に合わせる。

物価 > 0 > 賃金  
 0.0%  
 物価がプラスの中で、既裁定者の改定率を新規裁定者に合わせてマイナスとまではすることは年金受給者に厳しい改定となるため、**新規裁定者・既裁定者ともに据え置き。**

0 > 物価 > 賃金  
 新規裁定者の改定率を既裁定者の変動率(物価)とする。  
 (令和4年度は④が適用)

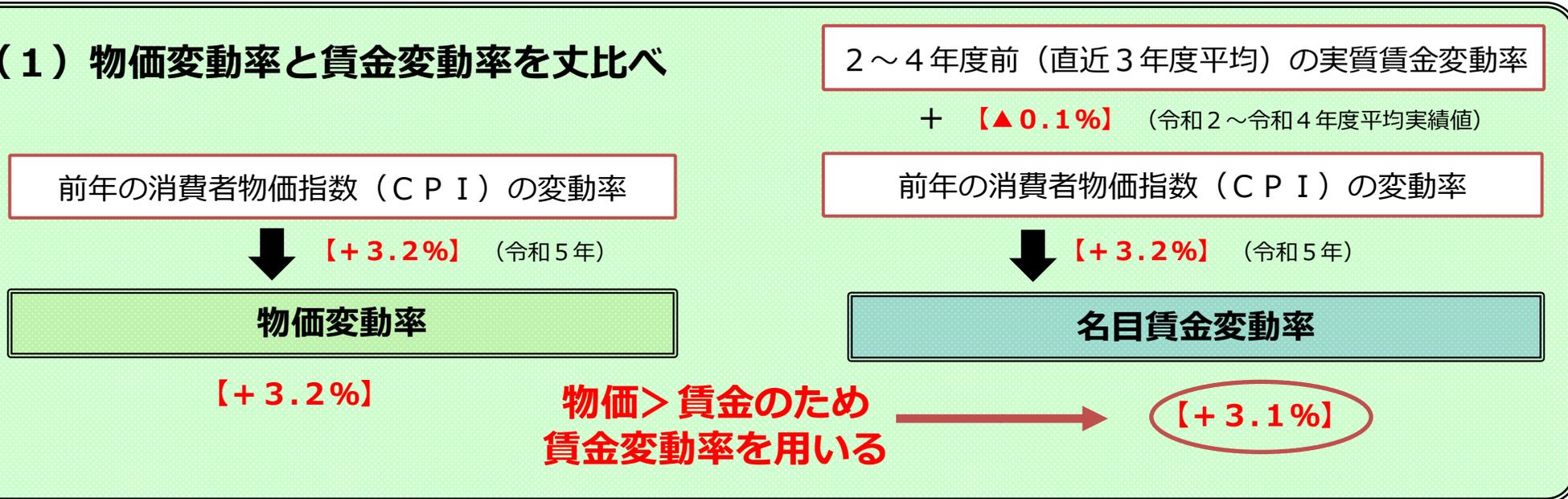
令和3年度から、将来世代の給付水準の確保のため、賃金に合わせて年金額を改定

## B 物価 > 賃金

# 令和6年度の年金額の改定について

- 年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定する。
- この結果、**令和6年度の年金額は、前年度から+2.7%のプラス改定**となる。

## (1) 物価変動率と賃金変動率を比べ



# 賃金変動率と物価変動率の推移

改定年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
物価変動率	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%
賃金変動率	0.3% ※1	▲0.4% ※1 ※2	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%
年金額改定率	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.4%	▲0.3%	0.0% (▲1.0%) ※3	▲0.7%

改定年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
物価変動率	2.7%	0.8%	▲0.1%	0.5%	1.0%	0.5%	0.0%	▲0.2%	2.5%	3.2%
賃金変動率	2.3%	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	0.6%	0.3%	▲0.1%	▲0.4%	2.8%	3.1%
年金額改定率	0.9% ※4	0.0%	▲0.1%	0.0%	0.1% ※5	0.2% ※6	▲0.1%	▲0.4%	2.2%※7 (67歳以下) ----- 1.9%※8 (68歳以上)	2.7% ※9

※1 平成17年度・18年度の基礎年金の「実質手取り賃金変動率」は、16年改正法附則11条に基づき0.0%とされていることから、年金額改定に用いる賃金改定率は、平成17年度0.0%・18年度▲0.3%となる。

※2 物価改定率と賃金改定率を比較して低い方を網掛けにしている。

※3 平成25年度は、特例水準解消のため、10月に▲1.0%の改定が行われた。

※4 平成27年度の改定率は、賃金変動率(2.3%)から特例水準の解消分(▲0.5%)とマクロ経済スライド調整率(▲0.9%)を差し引いて0.9%。

※5 令和元年度の改定率は、賃金変動率(0.6%)からマクロ経済スライド調整率(▲0.2%)と平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)を差し引いて0.1%。

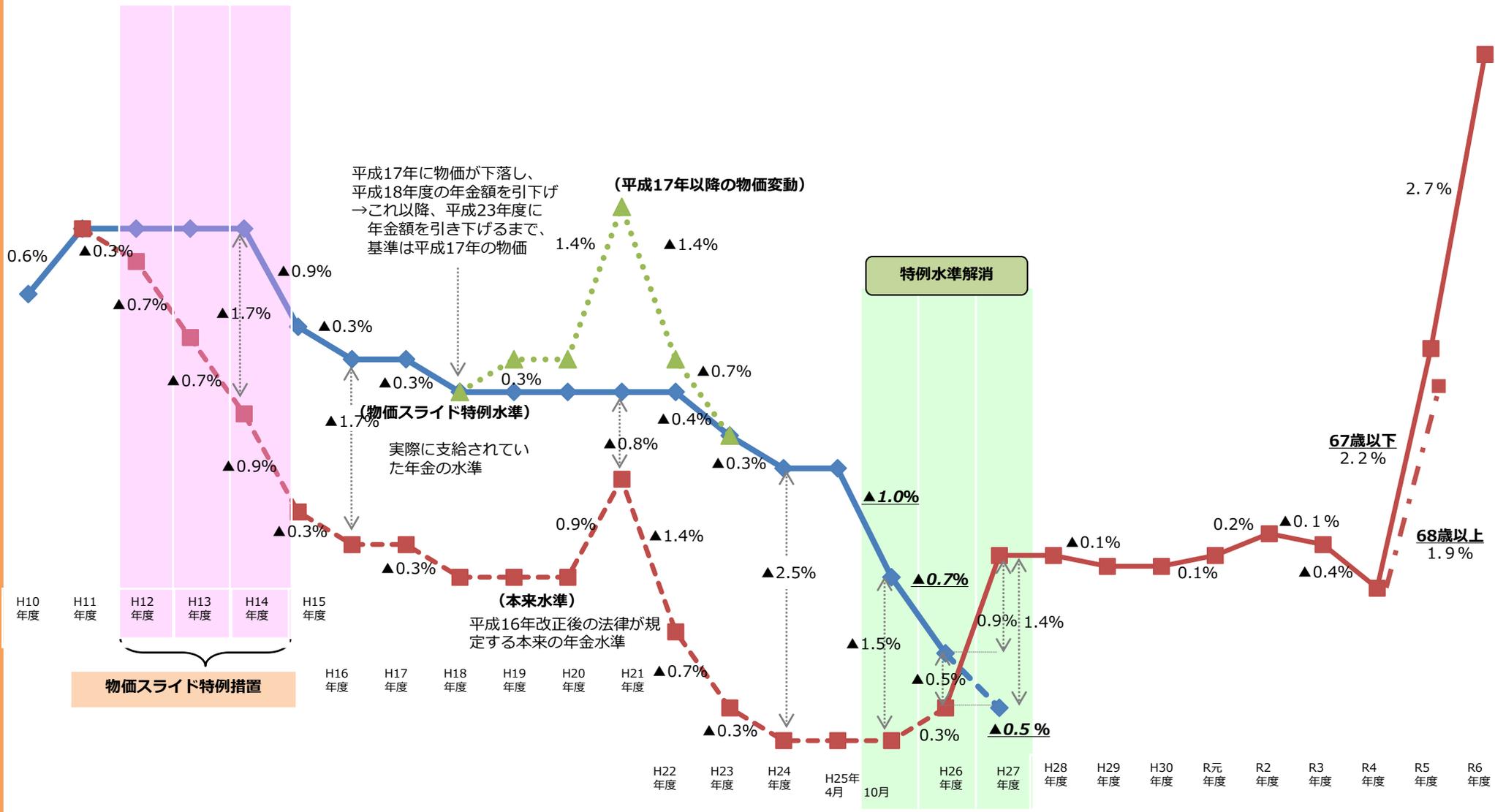
※6 令和2年度の改定率は、賃金変動率(0.3%)からマクロ経済スライド調整率(▲0.1%)を差し引いて0.2%。

※7 令和5年度の67歳以下の者の改定率は、賃金変動率(2.8%)からマクロ経済スライド調整率(▲0.3%)と令和3・4年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)を差し引いて2.2%。

※8 令和5年度の68歳以上の者の改定率は、物価変動率(2.5%)からマクロ経済スライド調整率(▲0.3%)と令和3・4年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)を差し引いて1.9%。

※9 令和6年度の改定率は、賃金変動率(3.1%)からマクロ経済スライド調整率(▲0.4%)を差し引いて2.7%。

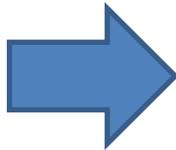
# 年金額改定の推移



(注) 平成26年度までは、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に本来よりも高い金額(特例水準)が支払われていたが、平成27年度に特例水準が解消(H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%)。なお、特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるといったルールであった。

### ◎令和6年度の年金額

		令和5年度	令和6年度
基礎年金 (満額1人分)	(月額)	66,250円	68,000円 (+1,750円)
	(年額)	795,000円	816,000円 (+21,000円)
夫婦2人分の老齢基礎年金 + 夫の老齢厚生年金	(月額)	224,482円	230,483円 (+6,001円)
	(年額)	2,693,786円	2,765,805円 (+72,019円)



※65歳から年金を受け取り始める方の年金額。

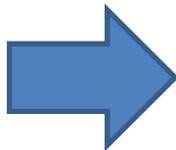
### ◎令和7年度の国民年金保険料額

※国民年金保険料は、平成16年度水準で月額17,000円と法定されているが、実際の保険料額は、名目賃金変動率を用いて毎年改定した額となる。

※国民年金保険料は、2年分をまとめて前納できる制度があるため、翌々年度(令和7年度)の保険料額を決める必要がある。

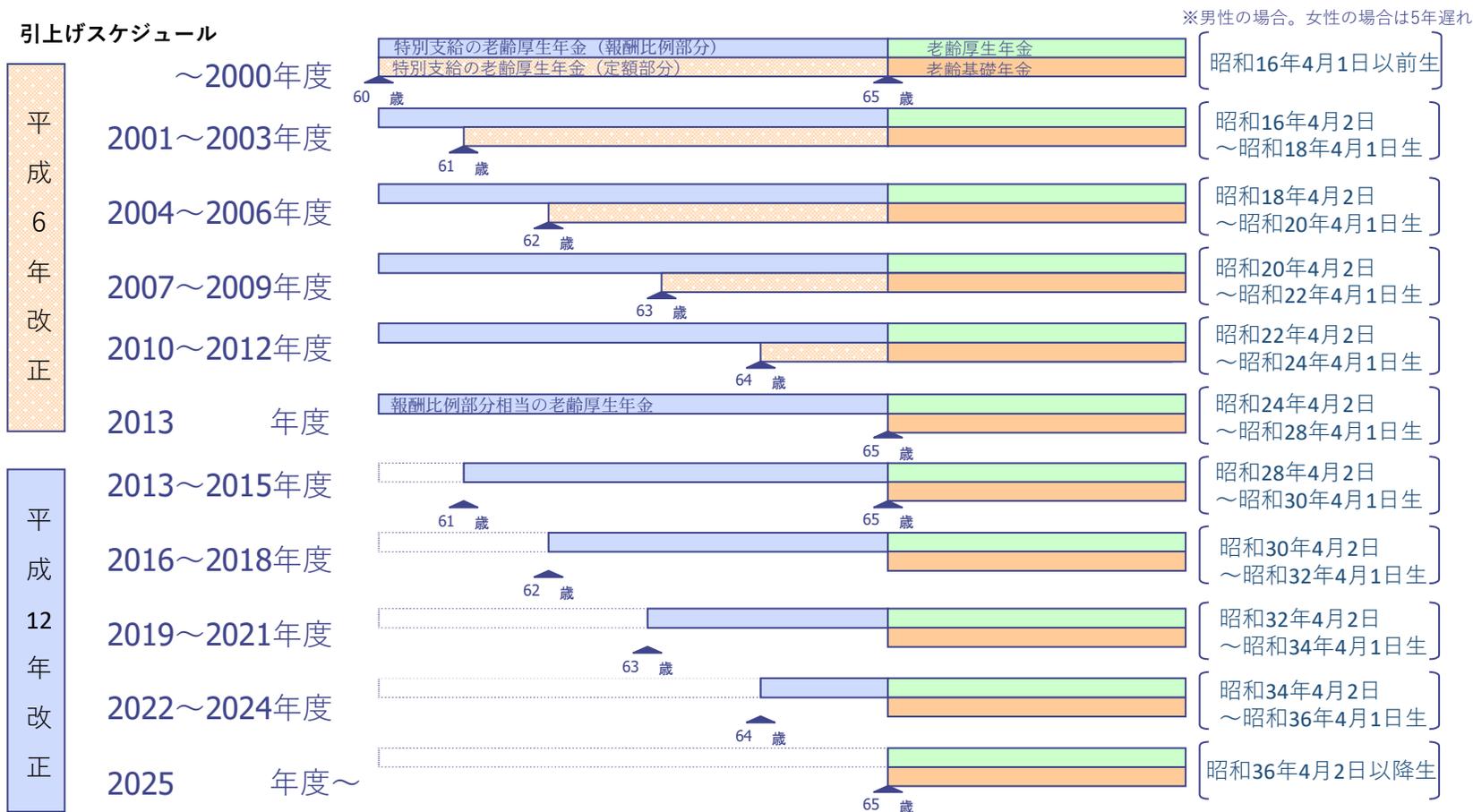
※令和5年度の国民年金保険料額は、月額16,520円。

令和6年度(月額)	令和7年度(月額)
16,980円	17,510円 (+530円)



# 平成6・12年改正による支給開始年齢引上げのスケジュール(老齢厚生年金)

- 老齢厚生年金の支給開始年齢については、
  - ・「定額部分」は、2001年度から2013年度までかけて、60歳から65歳に既に引き上がっており、
  - ・「報酬比例部分」は、2013年度から2025年度までかけて、段階的に65歳に引き上げられる。  
(女性の引上げスケジュールは5年遅れ)。



※1 2020年度に60歳に到達する昭和35年（1960年）4月2日以降生まれの女性については、年金支給は62歳に到達する2022年度の4月2日以降となる。

※2 高年齢者雇用確保措置については、2013年4月以降、定年後の雇用の希望者全員が継続雇用制度の対象となることとなった。（厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に基準を利用できる経過措置あり。）

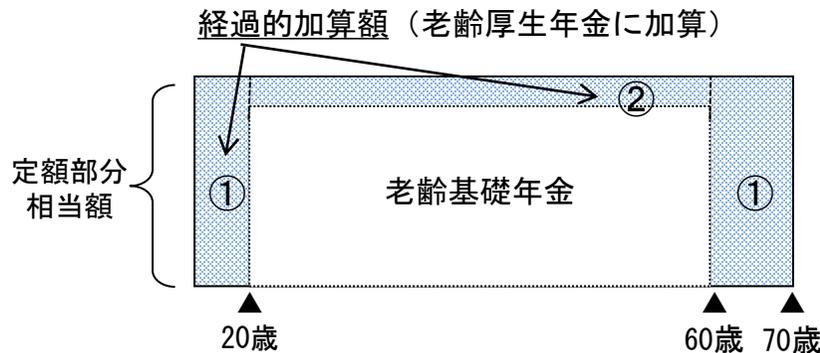
# 経過的加算について

老齢給付の定額部分に相当する給付と老齢基礎年金額の差額分を老齢厚生年金に加算して支給するもの。  
 (基礎年金を導入した昭和60年改正の経過措置)

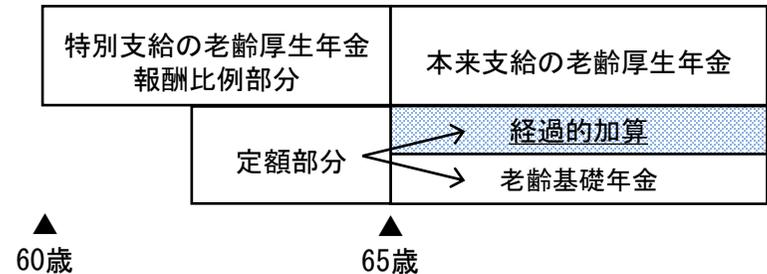
## 考え方

- ① 老齢基礎年金の額計算の基礎とならない「20歳前及び60歳以上の厚生年金保険の被保険者期間」に対応する定額部分相当額を老齢厚生年金に加算する。
- ② 定額部分の単価を逡減させている経過期間中、老齢基礎年金に切り替わる65歳時点で年金額が下がることのないよう、定額部分と老齢基礎年金額の差額分を老齢厚生年金に加算する。

### <加算のイメージ>



### <考え方②のイメージ>



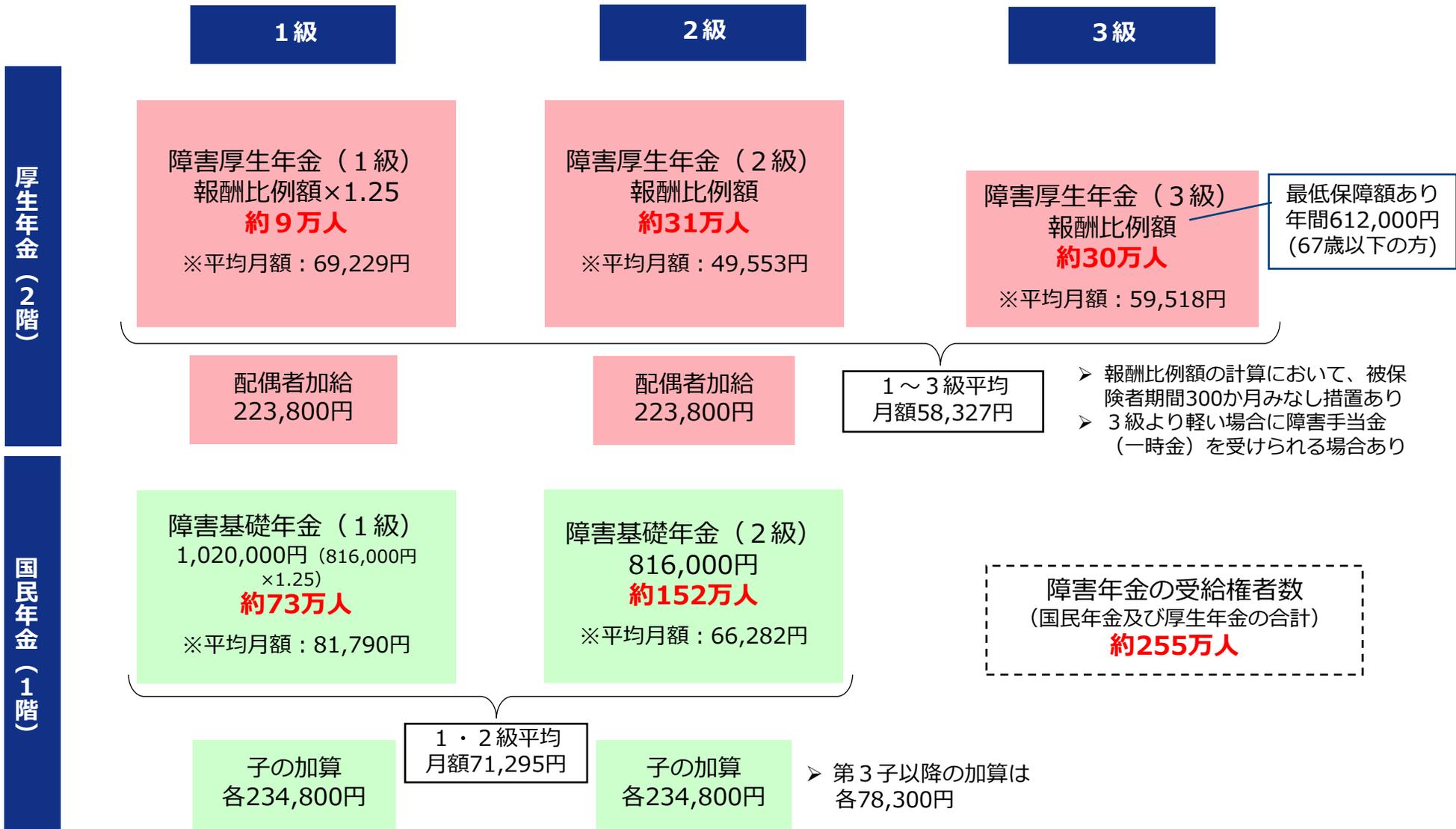
## 計算式

$$\text{経過的加算額} = \text{イ (定額部分)} - \text{ロ (厚年加入期間に係る基礎年金部分)}$$

イ: 1,628円 × 改定率 × 厚生年金保険の被保険者期間の月数(最大で480月)  
 (定額部分の単価)

ロ: 780,900円 × 改定率 ×  $\frac{20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480\text{月}}$   
 (基礎年金満額)

# 障害年金の給付額と受給権者数



(注) 人数・平均月額については、厚生年金保険・国民年金事業年報 (令和4年度) による年度末の数値であり、旧法年金・共済年金を含む。

# 障害年金制度の概要 ① 障害基礎年金

## 1. 支給要件

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注）保険料納付要件（以下のいずれか）を満たしていることが必要。

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

## 2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注）20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

## 3. 年金額（令和6年度） ※昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

- 〈1級障害の場合〉 1,020,000円（老齢基礎年金の満額の1.25倍）+ 子の加算額
- 〈2級障害の場合〉 816,000円（老齢基礎年金の満額と同額）+ 子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各234,800円  
第3子以降・・・各78,300円

（注）子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

# 障害年金制度の概要 ② 障害厚生年金

## 1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

（注1）障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要。

（注2）障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

## 2. 年金額

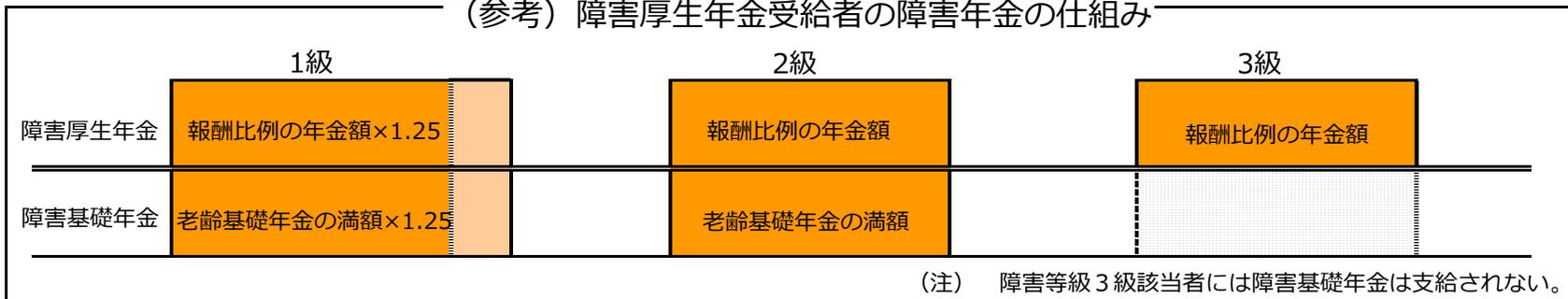
〈1級障害の場合〉  $(\text{報酬比例の年金額} \times 1.25) + \text{配偶者加給年金額}$

〈2級障害の場合〉  $(\text{報酬比例の年金額}) + \text{配偶者加給年金額}$

〈3級障害の場合〉  $(\text{報酬比例の年金額})$  （ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする）

※報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

（参考）障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



## （参考） 障害等級の考え方

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

# 障害認定と障害等級表①

- 障害年金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、障害等級に該当する程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいい、障害の程度の認定は、「障害等級表」に基づくとともに、その具体的な取扱いは「障害認定基準」において定められている。
- 障害基礎年金は、全国民を対象として支給されるものであることから、日常生活能力の制約に着目して1級、2級の給付を行うものであるのに対し、障害厚生年金は被用者を対象に、基礎年金の上乗せ給付として、労働能力の喪失という観点に着目して1級から3級までの給付を行う。

## 障害等級表（国民年金法施行令別表）

障害等級	障害等級		
1級	2級		
		1. 次に掲げる視覚障害	1. 次に掲げる視覚障害
		イ. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの	イ. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
		ロ. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの	ロ. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
		ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの	ハ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
		ニ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	ニ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
		2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
		3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
		4. 両上肢の全ての指を欠くもの	4. そしゃくの機能を欠くもの
		5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
		6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの	7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの		
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの		
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9. 一上肢の全ての指を欠くもの		
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10. 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの		
11. 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11. 両下肢の全ての指を欠くもの		
	12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの		
	13. 一下肢を足関節以上で欠くもの		
	14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの		
	15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		
	16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		
	17. 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの		

# 障害認定と障害等級表②

## 障害等級表（厚生年金保険法施行令別表第一）

障害等級3級  
厚生年金のみ

1. 次に掲げる視覚障害
  - イ. 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
  - ロ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの
  - ハ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の10趾の用を廃したもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

### （参考）障害等級表の考え方（昭和60年改正以降）

	厚生年金	国民年金
1級	日常生活の用が不能	
2級	日常生活に著しい制限	
3級	労働に著しい制限	—

# 遺族年金制度の概要 ① 遺族基礎年金

## 1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者  
※ ①、②については、保険料納付済期間等が3分の2以上を条件とする。  
なお、令和8年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)
- ④ 保険料納付済期間等が25年以上である者

## 2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある配偶者
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)  
※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。  
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

## 3. 年金額(令和6年度) ※67歳以下の方(新規裁定者)の場合

816,000円(老齢基礎年金の満額と同額) + 子の加算額  
子の加算額: 第1子・第2子…各234,800円 第3子以降…各78,300円

# 遺族年金制度の概要 ② 遺族厚生年金

## 1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき  
※ ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間等が25年以上である者に限る)または保険料納付済期間等が25年以上である者が死亡したとき

## 2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子(遺族基礎年金を受給できる遺族)
- ② 子のない妻 ※ 夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、5年間の有期給付
- ③ 孫
- ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から)  
※ 遺族基礎年金の支給対象となっている夫の遺族厚生年金は、55歳から支給される。  
※ 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。  
※ 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

## 3. 年金額 (令和6年度)

死亡した者の報酬比例の年金額 × 3/4

- ※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。  
ただし、支給要件①~③の場合、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。
- ※ 夫の死亡時に40歳以上(④に該当する場合、夫の被保険者期間が20年以上)で子のない妻等には、65歳までの間、遺族基礎年金の額の3/4 (令和6年度:612,000円)が加算される(中高齢寡婦加算)。

※ 自らの老齢厚生年金の受給権が発生した者は、以下の方法で併給調整される。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①との差額が遺族厚生年金として支給。
  - A. 遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金の3/4)
  - B. 遺族厚生年金の2/3(配偶者の老齢厚生年金の1/2)と自らの老齢厚生年金の1/2

# 加給年金制度の概要

## 制度趣旨

老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権発生時に生計を維持する配偶者・子がいる場合に、その扶養の実態に着目し、当該年金給付の額に加給年金額を加算する。

## 支給要件

### 老齢厚生年金

- ・ 厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金の受給権者であること
- ・ 受給権を取得したときに生計を維持（※1）している65歳未満の配偶者（※2）又は18歳到達年度の末日までの子（または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子）があること

### 障害厚生年金

- ・ 障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者であること
- ・ 生計を維持（※1）している65歳未満の配偶者（※2）があること（＝子の加算なし）

※1 ①生計同一、②年収850万円（所得655万5千円）未満

※2 配偶者が65歳到達後は加算されない

## 支給停止

- ・ 加算対象の配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受給することができる場合（※）には、年金保障上独立しているとして、加給年金額の加算は停止される。

※ 配偶者の老齢厚生年金等の全額が支給停止されている場合には、支給停止されないこととなっていたが、令和4年4月からはこのような場合（障害を支給事由とするものを除く）にも加給年金額の加算が停止されるようになった。

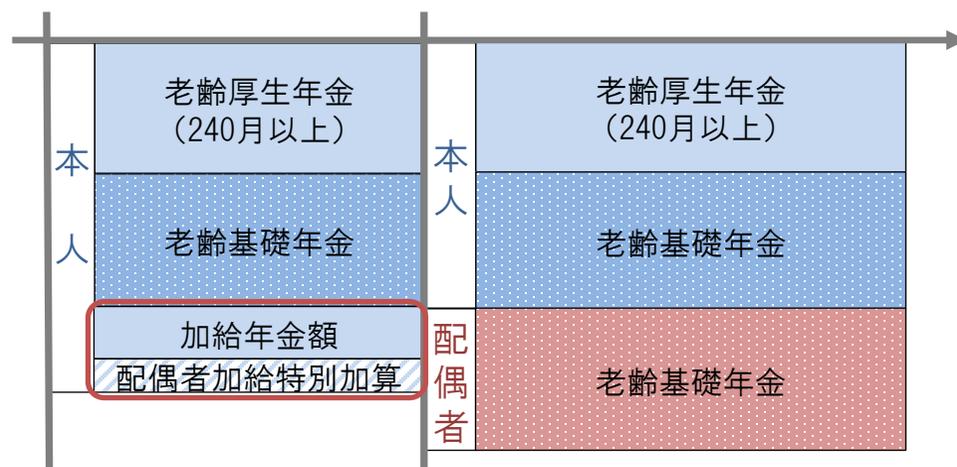
## 加給年金額

※金額は令和6年度

- ・ 23万4,800円／年（1万9,566円／月）  
（老齢厚生年金の場合、第1子・第2子も同額。第3子以降は7万8,300円／年）
- ・ 老齢厚生年金における配偶者への加給年金額については受給権者の生年別に加算（配偶者加給特別加算）があり、現在は多くの者が加算込みで40万8,100円／年（3万4,008円／月）を受給している。

## <老齢厚生年金における加給年金額の加算イメージ>

配偶者65歳到達



# (参考) 振替加算制度について

## 制度趣旨

昭和61年4月以前は、被用者年金の被扶養配偶者については、国民年金は任意加入とされていたため、昭和61年4月以降にこれらの者が国民年金の被保険者になった場合でも、加入期間が短く、65歳から支給される老齢基礎年金の額が低額になる場合がある。このため、これらの者について、昭和61年4月から60歳に達するまでの期間を考慮して、生年月日に応じて加算を行う。

## 支給要件

- ・ 老齢基礎年金の受給権者（大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者に限る。）が65歳に達した日において、その者の配偶者によって生計が維持されていること
- ・ 65歳に達した日の前日において、配偶者が受給権を有する老齢厚生年金等（※）の加給年金額の加算対象者となっていること
- ・ 被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受けることができる者でないこと

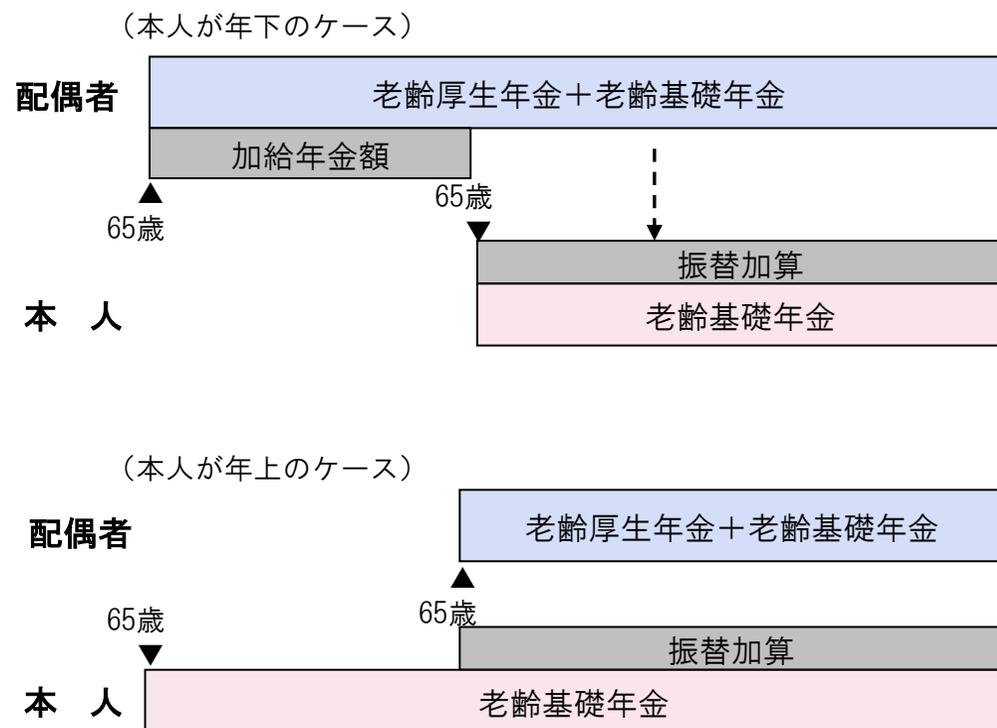
※ 老齢厚生年金（被保険者期間240月以上）、障害厚生年金（1級又は2級）等

## 振替加算の額

※金額は令和6年度

- ・ 生年に応じて、234,100円／年～15,732円／年
- ※ 昭和41（1966）年4月2日生まれの者が65歳に到達する令和13（2031）年4月1日以降は、新たな加算対象者は発生しない。

## ＜加給年金額と振替加算の加算イメージ＞



（注）受給者数：727.9万人、支給総額：8,129億円（令和3年度末時点の数値（年金局調べ））

# (参考) 公的年金制度の年金給付における加算一覧

①支給要件、②年額、③受給者数、支給総額

	老 齢	障 害	遺 族
厚生年金	<p><b>配</b> 加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・65歳未満</p> <p>②224,700円+特別加算(最大165,800円) = 最大390,500円(※1)</p> <p>③95.0万人、3,700億円</p> <p><b>子</b> 加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・18歳になる年度末まで(※2)</p> <p>②224,700円(第2子まで) (第3子以降74,900円)</p> <p>③2.5万人、70億円</p>	<p><b>配</b> 加給年金</p> <p>①生計維持・65歳未満・ 障害等級1級又は2級</p> <p>②224,700円(特別加算なし)</p> <p>③8.1万人、182億円</p>	<p><b>配</b> 中高齢寡婦加算</p> <p>①妻・40~64歳(※4)</p> <p>②585,700円</p> <p>③28.8万人、1,688億円</p> <p><b>配</b> 経過的寡婦加算</p> <p>①妻(昭和31年4月1日以前に生まれた者に限る)・65歳以上or中高齢寡婦加算の受給権者</p> <p>②585,700円~19,547円(生年月日による)</p> <p>③344.6万人、11,033億円</p>
	<p><b>配</b> 振替加算</p> <p>①65歳到達時に生計維持・加給年金対象者(※3)</p> <p>②224,700円~15,055円</p> <p>③727.9万人、8,129億円</p> <p><b>配</b> 寡婦年金</p>	<p><b>子</b> 子の加算</p> <p>①生計維持・18歳になる年度末まで</p> <p>②224,700円(第2子まで) (第3子以降74,900円)</p> <p>③9.5万人、312億円</p>	<p><b>子</b> 子の加算</p> <p>①死亡当時に生計維持・18歳になる年度末まで</p> <p>②224,700円(第2子まで) (第3子以降74,900円)(※5)</p> <p>③7.9万人、244億円</p>
基礎年金			

注 ③受給者数及び支給総額については、令和3年度末時点の数値(年金局調べ)。旧法給付、共済組合が支給する年金給付は含まない。

※1 昭和18年4月2日以後生まれの者。

※2 障害厚生年金1級・2級を受給中の子については20歳未満。なお、障害基礎年金の子の加算がある場合は老齢厚生年金の子による加給年金は停止となる。

※3 大正15年4月2日~昭和41年4月1日生まれの者に限る。

※4 子のある妻の場合、40歳に到達した当時、18歳になる年度末までの間(国年法の障害等級に該当する場合は20歳未満)にある子がいることを要する。

※5 子が遺族基礎年金を受給する場合は、第2子224,700円、第3子以降74,900円となる。

# 年金生活者支援給付金の概要①

- 年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。
- 【令和6年度基準額 年63,720円（5,310円）】

## 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

### 【支給要件】

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- 前年の公的年金等の収入金額<sup>※1</sup>とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）<sup>※2</sup>以下であること
- 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。  
 ※2 前年中に支払われる老齢基礎年金の額を勘案して毎年10月に改定。  
 令和5年10月からの所得基準額は778,900円。

### 【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

- 保険料納付済期間に基づく額（月額）  

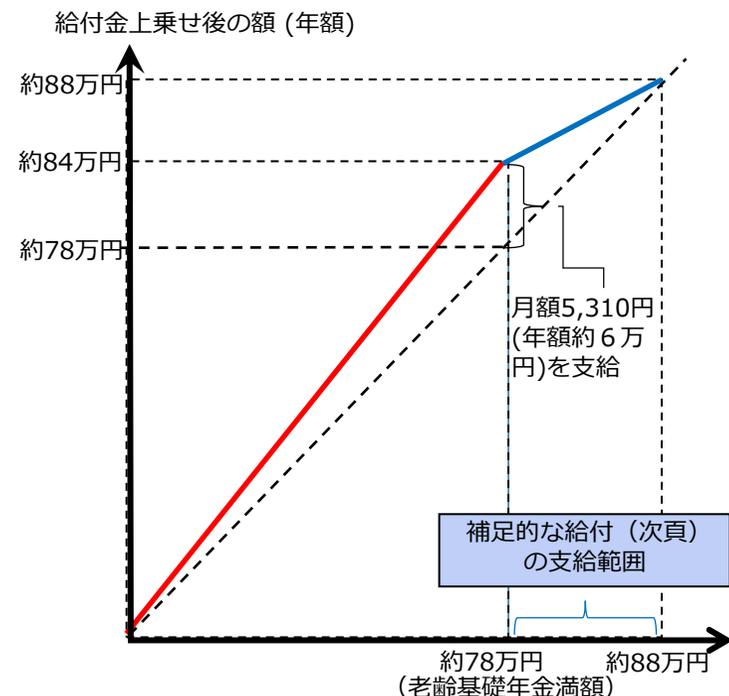
$$= 5,310円^{※3} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480月$$
- 保険料免除期間に基づく額（月額）  

$$= 11,333円^{※4} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480月$$

※3 毎年度、物価変動に応じて改定。  
 ※4 昭和31年4月2日以後生まれの方の例。  
 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。  
 ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,666円）。  
 （昭和31年4月1日以前生まれの方は11,301円。保険料1/4免除期間の場合は、5,650円。）

例：昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,310円	68,000円	73,310円
240月	0月	2,655円	34,000円	36,655円
360月	120月	6,816円	59,500円	66,316円
240月	240月	8,322円	51,000円	59,322円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額  
 (注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

## 年金生活者支援給付金の概要②

### 高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※<sup>5</sup>までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※<sup>5</sup> 令和5年10月からは878,900円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

### 障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

【支給要件】 ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること

② 前年の所得※<sup>6</sup>が、472万1,000円以下※<sup>7</sup>であること

※<sup>6</sup> 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※<sup>7</sup> 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 …5,310円※<sup>8</sup>（月額）

障害等級1級の人 …6,638円※<sup>8</sup>（月額）

※<sup>8</sup> 毎年度、物価変動に応じて改定。

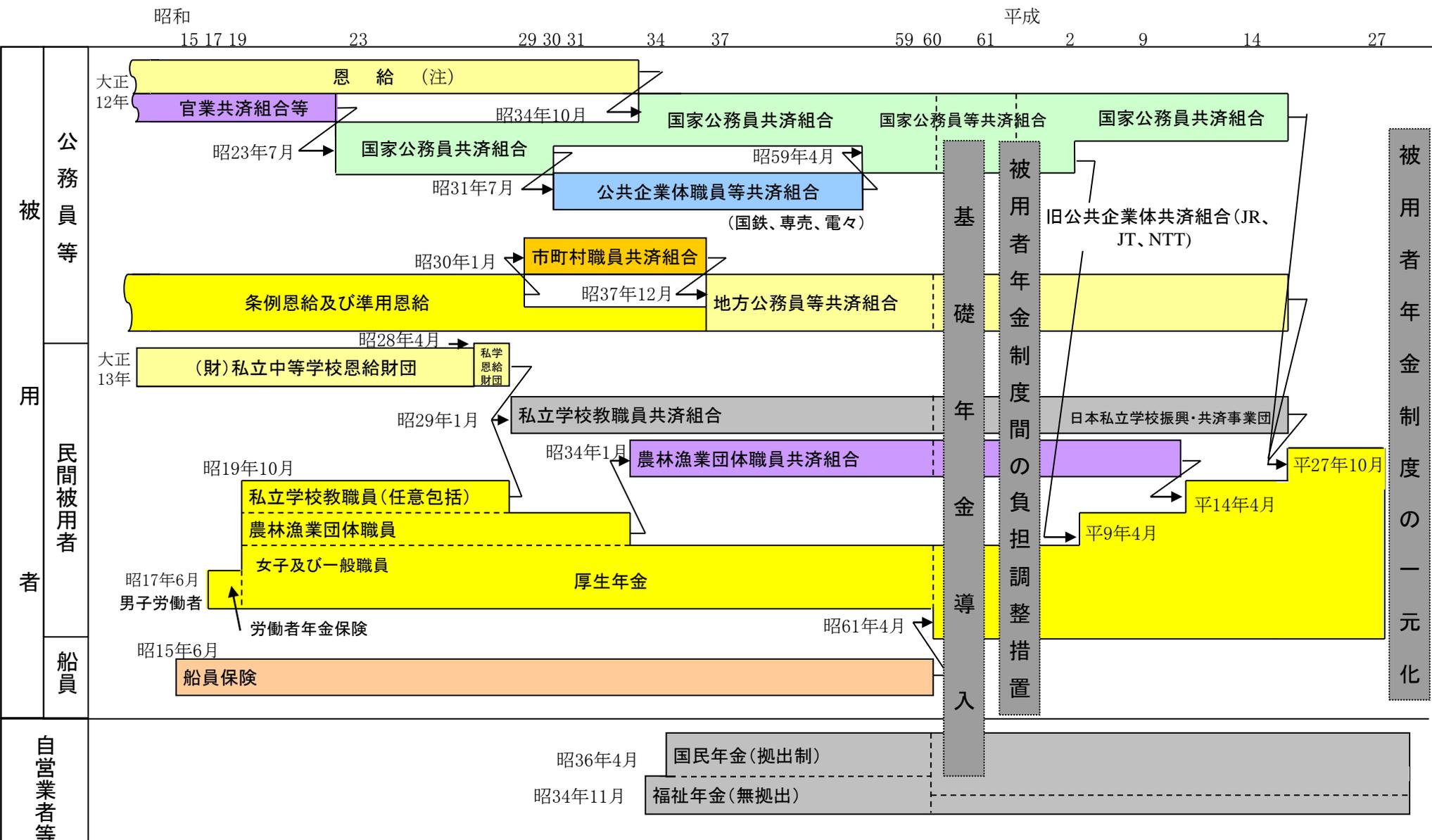
### その他

- ・施行日…令和元年10月1日
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（令和5年度予算額：5,242億円）
- ・件数（令和4年3月）…老齢給付金463.7万件、補足的な老齢給付金99.2万件、障害給付金204.8万件、遺族給付金7.9万件
- ・その他…各給付金は非課税。

# 主な年金制度改革（年表）

制度の創成	昭和17（1942）年	労働者年金保険法の発足（昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称）
	昭和29（1954）年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36（1961）年	国民年金法の全面施行（国民皆年金）
制度の充実	昭和40（1965）年	1万円年金
	昭和44（1969）年	2万円年金
	昭和48（1973）年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への 対応	昭和60（1985）年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2（1990）年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6（1994）年	厚生年金（定額部分）支給開始年齢の引上げ等
	平成 9（1997）年	三共済（J R共済・J T共済・N T T共済）を厚生年金に統合
	平成12（2000）年	厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し（物価スライドのみ）等
	平成14（2002）年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16（2004）年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21（2009）年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24（2012）年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
	平成28（2016）年	マクロ経済スライドの見直し（未調整部分の繰越し）、賃金・物価スライドの見直し（賃金変動に合わせた改定の徹底）等
令和 2（2020）年	厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方を見直し（在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入）、受給開始時期の選択肢の拡大等	

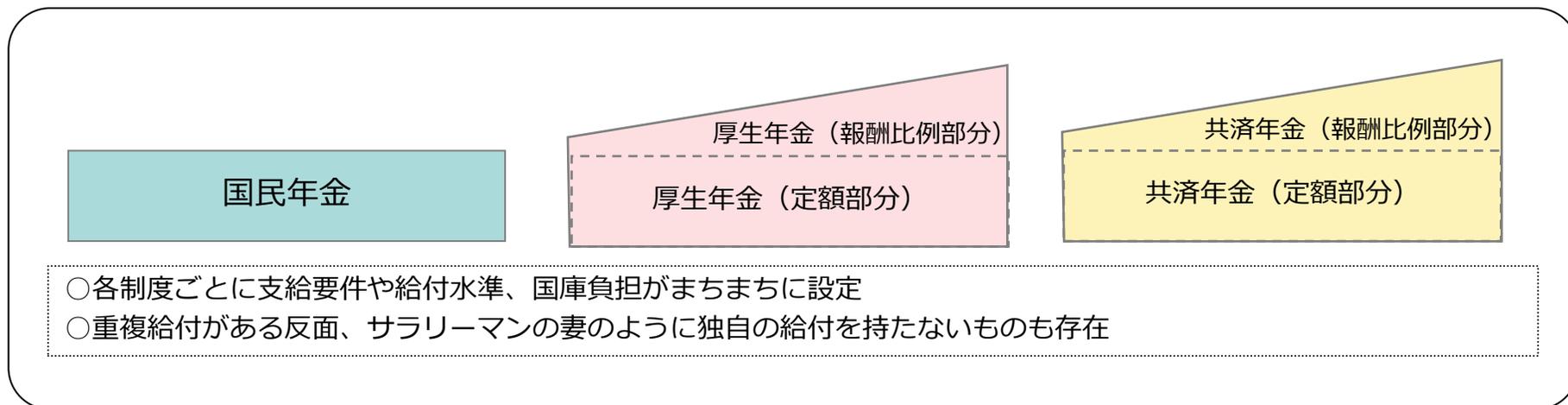
# 公的年金制度の沿革



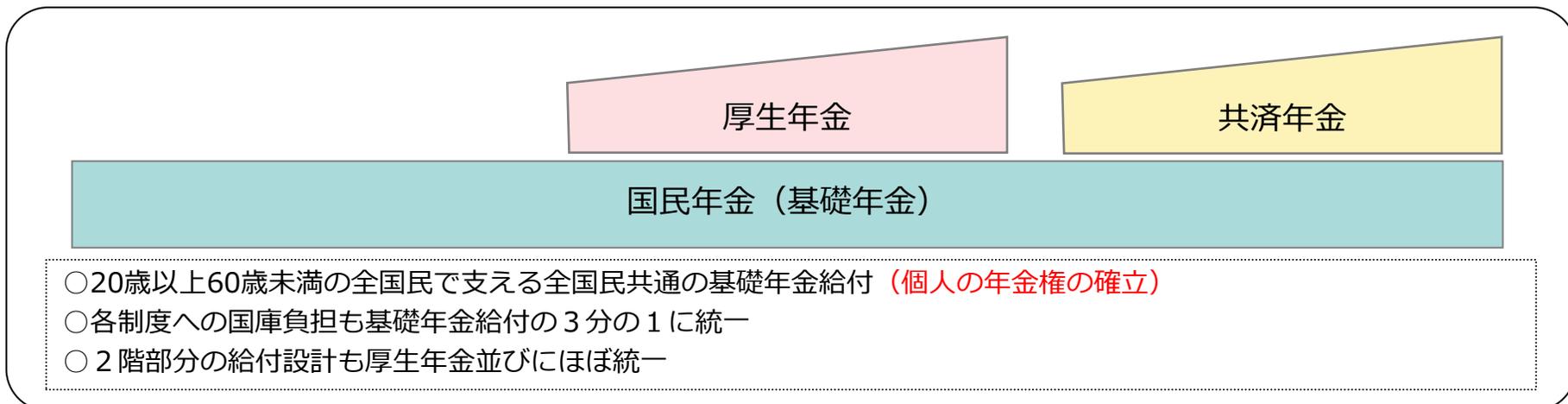
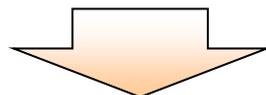
(注) 明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

# 昭和60年の年金制度改革 ～基礎年金の導入～

## 【昭和60年改正前】



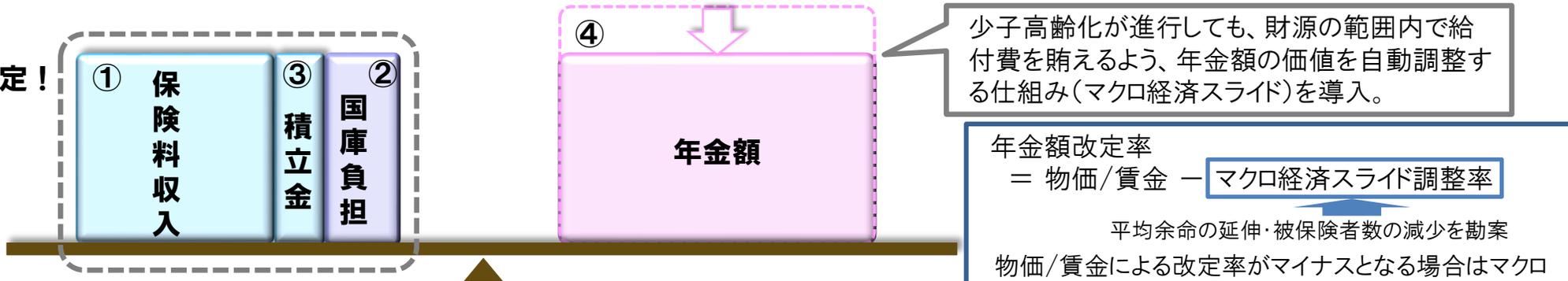
## 【昭和60年改正後】



# 平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。

固定!



少子高齢化が進行しても、財源の範囲内で給付費を賄えるよう、年金額の価値を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)を導入。

$$\text{年金額改定率} = \text{物価/賃金} - \text{マクロ経済スライド調整率}$$

平均余命の延伸・被保険者数の減少を勘案  
物価/賃金による改定率がマイナスとなる場合はマクロ経済スライド調整を停止  
(平成30年度以降はキャリーオーバー導入)

## ① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

- ・厚生年金 : 18.3%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
- ・国民年金 : 17,000円※平成16年度価格 (平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 16,980円(令和6年4月~)

※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)

## ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

## ③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

## ④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※所得代替率 : 61.2%(令和6年度) ⇒ 50.4%~57.6%(令和19~39年度)

<令和6年財政検証:成長型経済移行・継続ケース~過去30年投影ケース>

# マクロ経済スライドの仕組み

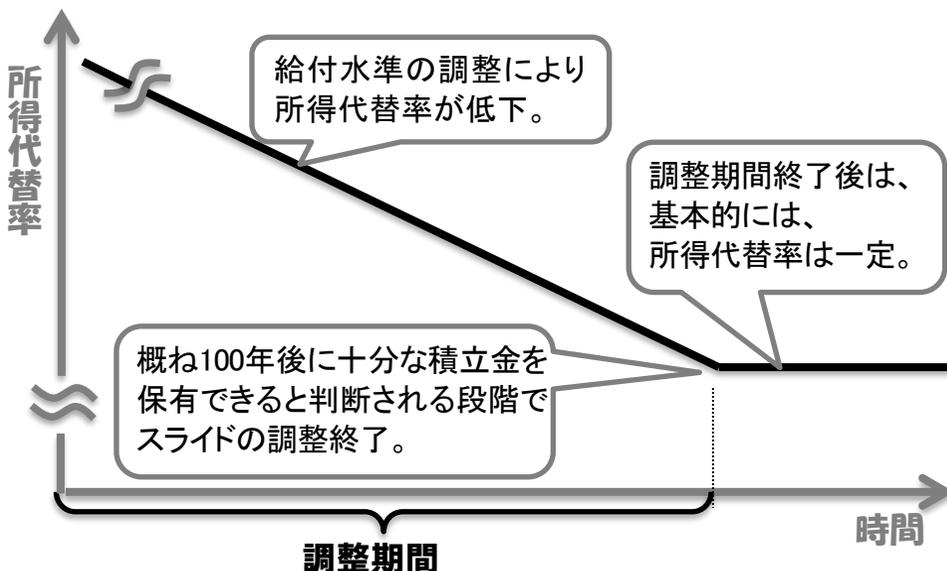
- スライドの自動調整を行う調整期間中は、現役男子被保険者の平均手取り収入に対する厚生年金の標準的な年金額の割合(所得代替率)は低下していく。調整期間の終了後は、原則、一定となる。
- 現行のマクロ経済スライドの自動調整は『名目下限額』を下回らない範囲で行うものとされている。

## 【所得代替率について】

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{被保険者の平均手取り収入}}$$

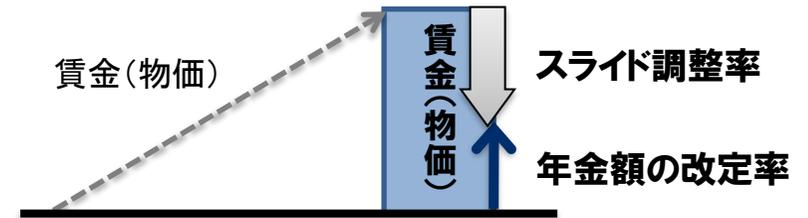
賃金上昇率－スライド調整率(※)で変動 (調整期間中)  
 賃金上昇率で変動

## <スライドの自動調整と所得代替率>

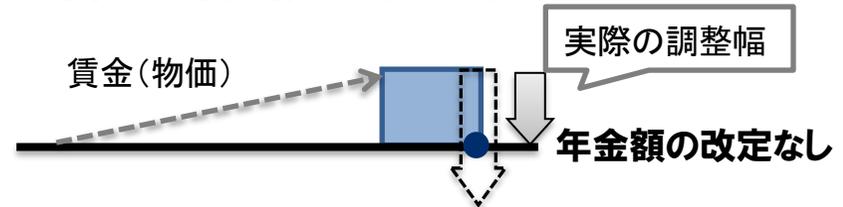


## 【名目下限について】

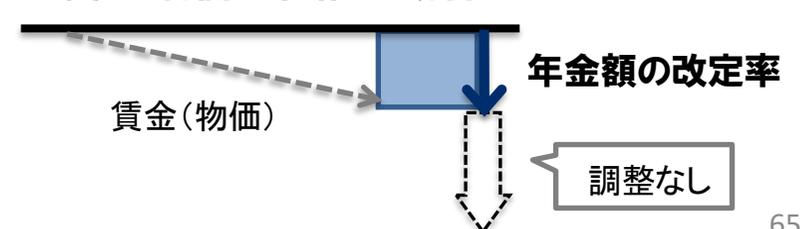
### <ある程度、賃金・物価が上昇した場合>



### <賃金・物価の伸びが小さい場合>



### <賃金・物価が下落した場合>



(※) スライド調整率 = 公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値) + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)

# 社会保障・税一体改革関連法成立(平成24年)までの経緯

## 社会保障・税一体改革大綱

(平成24年2月17日閣議決定)

### ○「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・年金額の特例水準の解消
- ・低所得者等の年金加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・被用者年金の一元化

### ○「引き続き検討する」とされた事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

提出

### 国年法等改正法案(平成24年2月10日提出)

- ・交付国債の発行による平成24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

案中修正

議員修正

提出

### 年金機能強化法案(平成24年3月30日提出)

- ・低所得者等の年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還

削除

代替措置

提出

### 被用者年金一元化法案(平成24年4月13日提出)

- ・厚生年金と共済年金の一元化

一部修正

## 成立した法律

### 国年法等改正法成立(平成24年11月16日)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による平成24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

### 年金生活者給付金法成立(平成24年11月16日)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

### 年金機能強化法成立(平成24年8月10日)

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大

### 被用者年金一元化法成立(平成24年8月10日)

#### ○年金機能強化法附則に記載の検討事項

- ・高所得者の年金額の調整
- ・国年1号被保険者の出産前後の保険料免除

#### ○一体改革大綱記載の検討事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

# 平成24年の年金制度改革(被用者年金の一元化)

～年金の官民格差の是正～

## 従前

- 同じ被用者であるにも関わらず、制度が職域ごとに分立している。共済年金と厚生年金を比較すると、2階部分の給付設計は同じであるものの、保険料率や職域部分を含めた給付水準、給付設計が異なっていた。



## 改正後

- 共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一にする。

# 被用者年金一元化後(平成24年改正)の年金給付について(イメージ)

昭和60年改正前

共済年金

一元化前

(職域加算部分)

共済年金

基礎年金

共済組合  
が支給

日本年金  
機構が支給

一元化後(平成27年10月以降)

退職等年金給付

旧職域部分

厚生年金

基礎年金

共済組合  
が支給

日本年金  
機構が支給

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

### 2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

### 3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は令和3年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

- (1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。
- (2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

### 4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

### 5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

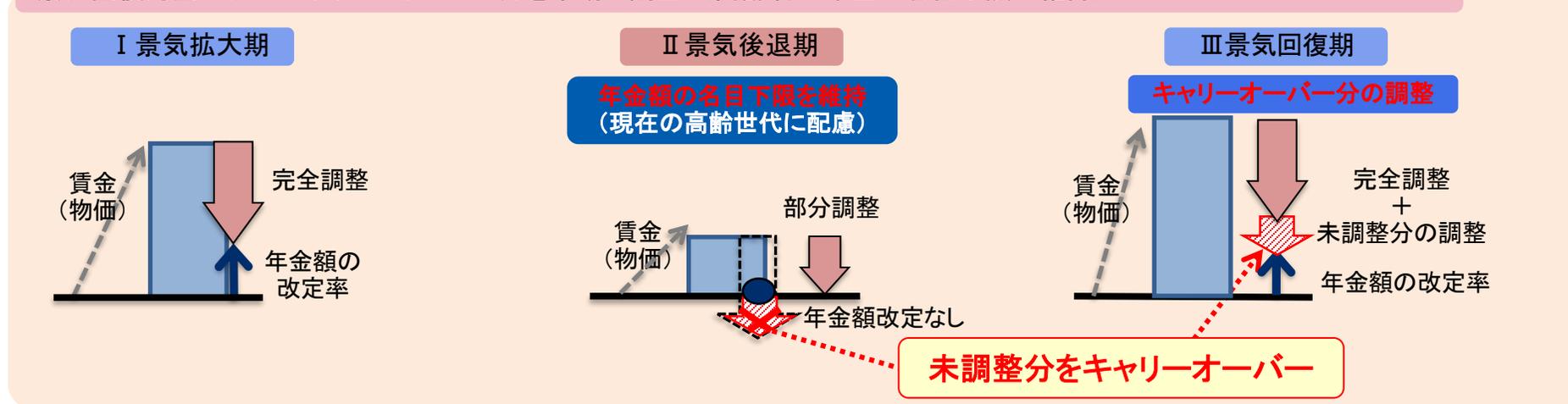
# 年金額の改定ルールの見直し（平成28年改正法）

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。

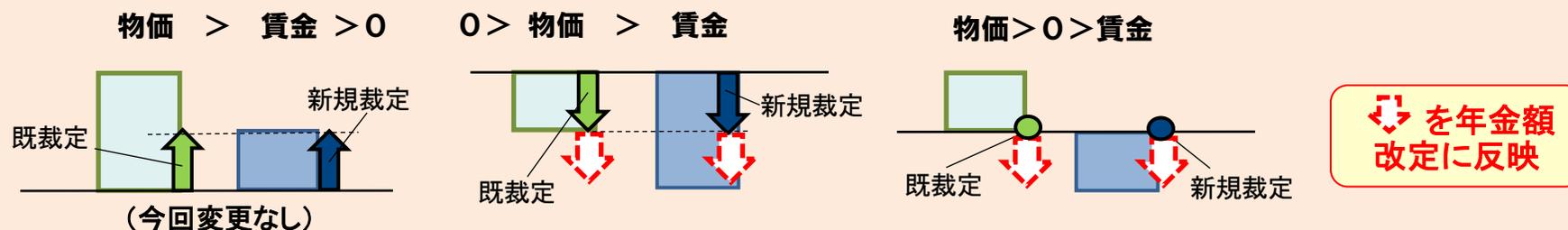
## ① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



## ② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



# 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

## 改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

### 2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

### 3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大する。

### 4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。  
※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC(iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

### 5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体的な年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

## 施行期日

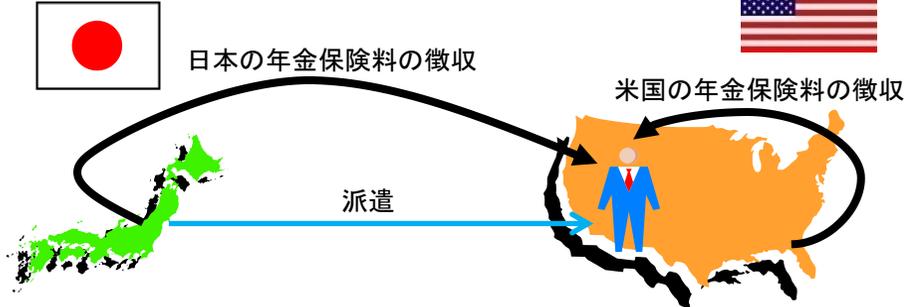
令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は令和2(2020)年10月1日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

# 社会保障協定について

- 社会保障協定の目的・・・国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決  
⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

## 年金保険料の二重負担の課題

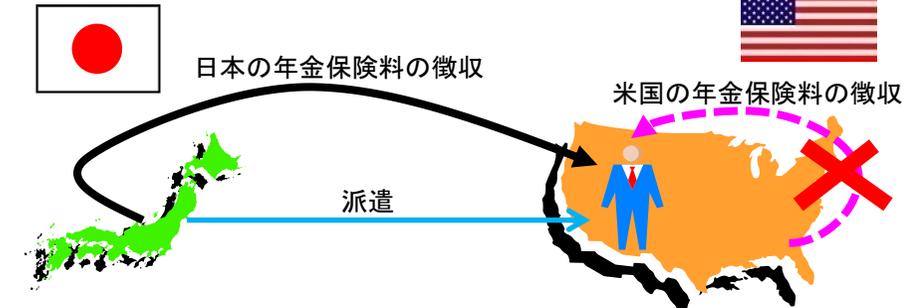
### ○ 協定発効前



⇒ 日本の年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要。

### 適用法令の調整

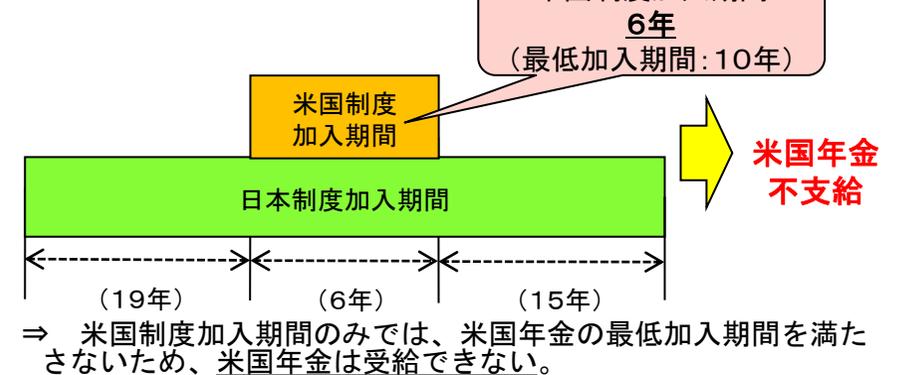
### ○ 協定発効後



⇒ 短期の派遣（5年以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、米国制度への加入義務免除（原則は就労国でのみ加入）。

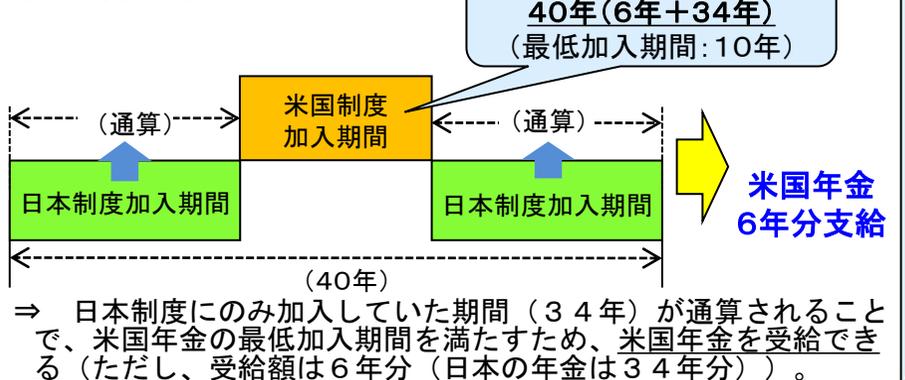
## 年金受給資格の確保の課題

### ○ 協定発効前



### 加入期間の通算

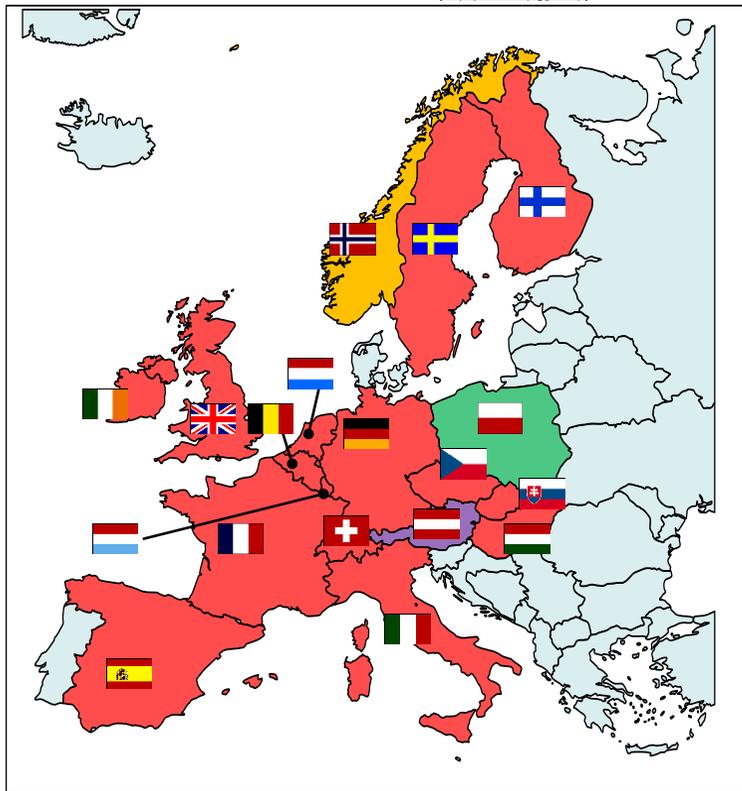
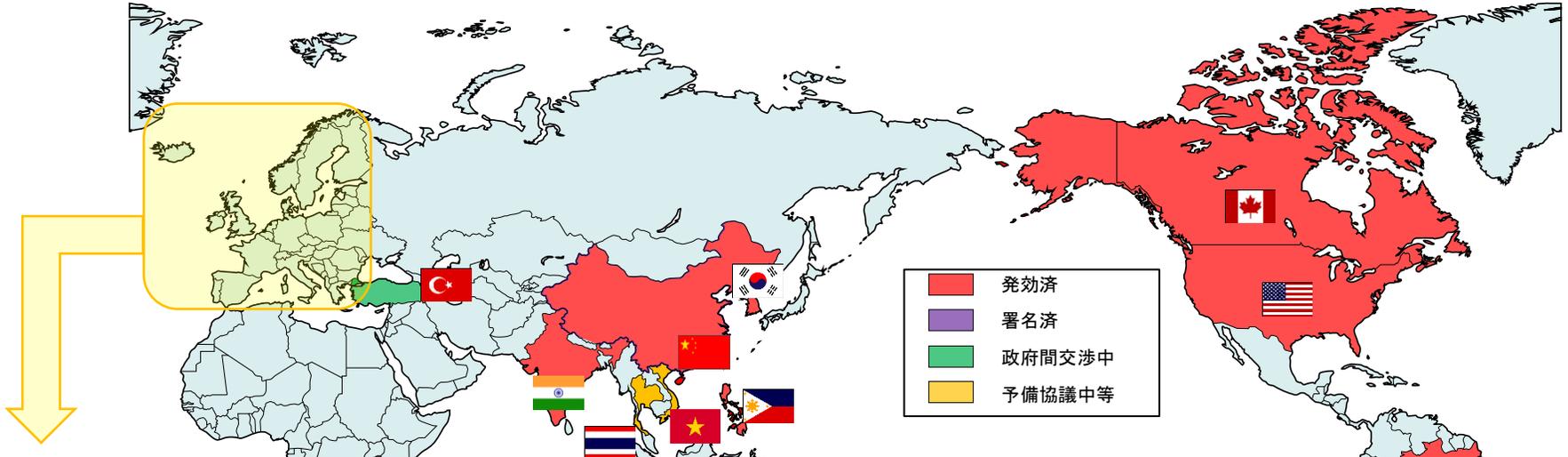
### ○ 協定発効後



○ 日本が社会保障協定を締結（発効済）している国（23カ国）（2024年4月1日現在）：ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア（英国、韓国、中国及びイタリアについては通算規定を含まない。）

# 社会保障協定の締結状況

2024年4月1日現在



## (1) 発効済 23か国

	ドイツ	2000年 2月発効
	英国	2001年 2月発効
	大韓民国	2005年 4月発効
	アメリカ	2005年 10月発効
	ベルギー	2007年 1月発効
	フランス	2007年 6月発効
	カナダ	2008年 3月発効
	オーストラリア	2009年 1月発効
	オランダ	2009年 3月発効
	チェコ	2009年 6月発効(※)
	スペイン	2010年 12月発効
	アイルランド	2010年 12月発効
	ブラジル	2012年 3月発効
	スイス	2012年 3月発効
	ハンガリー	2014年 1月発効

	インド	2016年 10月発効
	ルクセンブルク	2017年 8月発効
	フィリピン	2018年 8月発効
	スロバキア	2019年 7月発効
	中国	2019年 9月発効
	フィンランド	2022年 2月発効
	スウェーデン	2022年 6月発効
	イタリア	2024年 4月発効

(※)2018年8月改正議定書発効

## (2) 署名済 1か国

	オーストリア	2024年 1月署名
--	--------	------------

## (3) 政府間交渉中 2か国

	トルコ	2022年 11月 第8回政府間交渉実施
	ポーランド	2024年 1月 第1回政府間交渉実施

## (4) 予備協議中等 3か国

	ベトナム
	タイ
	ノルウェー

# 令和元年の「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を踏まえた年金広報に関する令和5年度の取組

## 生涯を通じた年金教育

### 1 若年世代向け参加型広報

#### ■「年金動画・ポスターコンテスト」

次代を担う若い世代と一緒に年金について考えることを目的に「年金動画・ポスターコンテスト」を開催しました。※令和5年度より名称変更  
 <第5回年金動画・ポスターコンテスト大臣賞受賞作品>

グラフィック・ポスター部門 (小・中学生の部/一般の部)      ショート動画部門

表彰式



#### ■「学生との年金対話集会」

学生と厚生労働省(年金局)職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、みなさまのご意見を年金広報活動の改善につなげています。



#### ■「こども霞ヶ関見学デー」

毎年夏休みに、こども達に向けて、年金について楽しく学んでいただくプログラムを開催しました。



令和5年度は、伊沢拓司さんを講師に迎え、対面・オンライン会わせ約140名のお子様、保護者に参加いただきました。

### 2 新たな学習教材の開発

小学生向け

中学生向け

大学生以上向け

<学習マンガ>

<学習教材>

<クイズ動画>

<学習教材>



<財政検証HP>

いっしょに「読経」/公的年金  
～年金の仕組みと将来～  
イラスト・マンガで解説!

## 被用者保険の適用拡大

被用者保険の適用拡大について、引き続き、インターネットによる情報発信や「専門家活用支援事業」などを実施してきました。また、令和6年10月施行の適用拡大に向けて、新たに特設サイト、ガイドブック、チラシ、動画などの広報コンテンツを制作しました。

<特設サイト>

<手引き・チラシ>

<ショート動画>



## 年金の見える化

①令和2年改正年金法を分かりやすく周知すること、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、令和4年4月からねんきん定期便に付される二次元コードも活用できる「公的年金シミュレーター」を公開しました。令和6年4月1日時点で約624万件試算されています。

令和6年1月に、在職定時改定の試算機能を追加しました。これに伴って画面表示を工夫する(年金額の試算結果グラフ・年金見込み受給額の表示を開閉可能とする)ことでユーザビリティの向上を行いました。





## ■ 趣旨

学生と厚生労働省(年金局)職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、学生が年金について考えるきっかけにするとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政に活かす。

## ■ 概要(一例)

- ・全国各地の大学などで開催(対面/オンライン開催)
  - ・年金局職員が年金制度の説明を行った後、座談会形式で年金をテーマに学生と職員が意見交換
- 第1部(45分程度): 年金局職員から年金制度に関する説明  
第2部(45分程度): 数人のグループに分かれ、大学生と年金局職員が座談会方式で意見交換

### 第1部 導入講義

#### ■ 講義コンセプト: 「わたしの年金、みんなの年金」

【社会保障制度の枠組みにおける公的年金の意義】

- ・年金教育では、誰もが人生を歩んでいく上で避けることのできないリスクに対して、社会全体で連帯して備える保険の考え方を基本に構築されている年金制度の意義や位置付けを理解できる講義を提供。

【個々人にフォーカスした公的年金制度の意義】

- ・働き方の多様化、高齢期の長期化が進む中、老後の所得保障や退職後の生活設計の情報に対する個々人の備えに関する講義も提供

<年金対話集会 導入講義>



### 第2部 意見交換

#### ■ 意見交換コンセプト:

将来の年金制度を担う若手職員と学生の対話による相互理解の促進

- ・学生の皆様からの年金制度に対する素朴な疑問や将来に対する不安について、年金局において年金制度を実際に企画立案、事業運営を担う若手職員の視点からお答えし、若い世代間での相互理解を促進する

【学生の皆様からのよくある質問の例】

- ・年金の積立金は枯渇しないの？枯渇したらどうなるの？
- ・賦課方式を採用した理由、積立方式との違いは何か？
- ・iDeCoを利用する際のメリット、注意点はどのようなものか？

<年金対話集会 意見交換>



# 「学生との年金対話集会」開催実績

第13回社会保障審議会年金部会  
(2024年3月13日開催) 資料4抜粋

## 開催実績

令和元年度:大学6校、令和2年度:大学9校、令和3年度:大学24校、中学・高校4校、令和4年度:大学23校、中学・高校2校、令和5年度:大学36校  
令和5年度は約1,200名の学生が参加。

### 令和元年度

愛知県立大学  
北海道大学公共政策大学院  
東北公益文科大学  
県立広島大学  
帝京大学  
大妻女子大学短期大学部

### 令和2年度

東北大学  
帝京大学  
熊本大学  
福岡大学  
愛知県立大学  
高崎経済大学  
東北公益文科大学  
成城大学  
横浜国立大学

### 令和3年度

名古屋大学  
一橋大学  
お茶の水女子大学  
上智大学  
北海道大学  
東海大学  
熊本大学  
帝京高等学校  
帝京大学  
市川市立第二中学校  
愛知県立大学  
愛知学院大学  
立教大学  
市川市立塩浜学園後期課程(中学校)  
成城大学  
盛岡大学  
角川ドワンゴ学園  
(N高等学校、S高等学校、N中等部)  
東北大学  
広島県立大学  
京都産業大学  
早稲田大学  
大妻女子大学短期大学部  
亜細亜大学  
福岡大学  
東北公益文科大学  
東京大学  
埼玉大学  
立教大学

### 令和4年度

関西大学  
盛岡大学  
東京都立東久留米総合高等学校  
一橋大学  
お茶の水女子大学  
東海大学  
北海道大学  
北海道大学公共政策大学院  
名古屋大学  
熊本大学  
日本女子大学  
帝京大学  
角川ドワンゴ学園  
(N高等学校、S高等学校、N中等部)  
上智大学  
東京経済大学  
東北大学  
亜細亜大学  
成城大学  
東北公益文科大学  
大妻女子大学短期大学部  
東北学院大学  
東京大学  
横浜国立大学  
福岡大学  
北海道大学公共政策大学院

### 令和5年度

北海道大学  
武蔵大学  
立教大学  
関西学院大学  
一橋大学  
東海大学  
盛岡大学  
名古屋大学  
お茶の水女子大学  
熊本大学  
九州大学  
相模女子大学  
日本女子大学  
北海道大学公共政策大学院  
北海道教育大学  
お茶の水女子大学  
帝京大学  
名古屋市立大学  
南山大学  
東北学院大学  
早稲田大学  
東京大学  
東北大学  
亜細亜大学  
北星学園大学  
北海道大学  
大妻女子大学短期大学部  
慶応義塾大学  
神奈川大学  
福岡大学  
東北公益文科大学  
成城大学  
東北福祉大学  
上智大学  
近畿大学  
埼玉大学

※開催日程順。年度内に複数回開催した場合は大学名を重複記載。



# 中高生向け年金教育教材の特徴（年金教育動画の利活用）

## 厚生労働省が QuizKnock と

### 年金の授業を制作しました！

過去4回制作されたコラボ動画から、必要な箇所をピックアップ。再編集された動画を見ながら楽しく学べる教材です。

楽しみながら年金に  
くわしくなろう！



### 都内の高校で授業を実施

QuizKnockメンバーが実際に授業を行いました。生徒からは年金制度の知識が深まったとの声が多数寄せられました。



## 今までの コラボ動画

### 年金広報の活動が特別優秀賞を受賞！

厚生労働省の年金広報企画室がISSA Good Practice Award competitionで特別優秀賞を受賞しました。QuizKnockによる広報動画を含む様々な広報活動が評価され、日本初の入賞となりました。

#### 第1弾

年金について日本一わかりやすく説明しようとしたらこうなった



QuizKnockが年金制度について全力でガチのクイズ番組を作りました！

<https://www.youtube.com/watch?v=KrKPt05Jsvk>



#### 第2弾

東大生が年金について考えてみた【QuizKnock塾】

### 計算せよ↓

♫♪歳から※\$歳までの  
の\$年間、  
年取A√0万円の  
一般企業に勤続した場合の  
公的年金はいくら？



QuizKnockによる年金クイズ番組第2弾！  
将来のお金のことを、年金ガチ勢と一緒に考えてみましょう。

<https://www.youtube.com/watch?v=8B6LqFUxsvQ>



#### 第3弾

【助けてQuizKnock】悪魔スガイが乱入してきた年金講座が進まない



ふくらPの年金講座に突如悪魔が乱入!?果たしてメンバーは最後まで講座を受講できるのか！

<https://www.youtube.com/watch?v=x-EaPF867Q0>



#### 第4弾

クイズ王ならたまたま近くに座ってる人の会話から人生読み取れる説



QuizKnockなら隣に座ってる人の会話で職業当てられるよね？  
ついでに将来の年金も……？

<https://www.youtube.com/watch?v=dRAatyKwUjI>



# 好事例を踏まえた新たな広報コンテンツ案【1】 (人事労務管理者向け手引き①)

企業へのヒアリングの結果、適用拡大を円滑に実施するためには、社内説明が重要で、経営層、現場責任者及び従業員等に対してそれぞれの立場に応じた適切な説明を計画的に行っていくことが有効であることが分かった。また、複数の企業で共通して行っている取組も確認できた。そのため、主に今後、適用拡大の対象となる人事労務管理者向けに、社内説明を効果的に進めていく手引きとして「適用拡大に関する好事例を踏まえた人事・労務管理者向け手引き(仮)」を提供する。

人事・  
労務管理者  
向け

## 社会保険適用拡大の こんなとき! どうする? 手引き

5分で分かる!  
手引きの使い方を  
動画でご覧ください

こんなとき!

- ✓ 適用拡大により社会保険に加入することになる事業所や従業員を知りたい
- ✓ 従業員説明を計画するにあたってポイントを知りたい
- ✓ 経営層への説明にあたってポイントを知りたい
- ✓ 現場責任者への説明にあたってポイントを知りたい

どうする?

- P 2**  
1-1 社会保険適用拡大の対象について
- P 4**  
1-2 社内周知までの流れ
- P 5**  
1-3 経営層や幹部への説明のポイント
- P 8**  
1-4 現場責任者への説明のポイント

従業員説明に向けた準備

- ✓ 従業員への説明内容のポイントを知りたい 説明内容
- ✓ 従業員への説明方法のポイントを知りたい 説明方法

- P 10**  
2-1 従業員への説明内容のポイント
- P 14**  
2-2 従業員説明の実施のポイント

従業員説明の実施

- ✓ 従業員への説明内容のポイントを知りたい 説明内容
- ✓ 従業員への説明方法のポイントを知りたい 説明方法

- P 10**  
2-1 従業員への説明内容のポイント
- P 14**  
2-2 従業員説明の実施のポイント

その他

- ✓ どんな場面でどのツール(チラシ、パンフレット、特設サイト、動画)が使えるかを知りたい

- P 16**  
3 チラシ・パンフレット一覧

3

### チラシ・パンフレット一覧

**Q** 適用拡大への対応を行う際に、活用できるチラシやパンフレットにはどのようなものがありますか。

**A** 厚生労働省では、社会保険の適用拡大に向け、様々な場面で活用いただけるチラシやパンフレットをご用意しています。

制度理解・説明

何が分かるの!

事業主向け社会保険適用拡大ガイドブック・チラシ

- 法律改正の内容
- 社内準備の進捗の流れ
- 従業員側の社会保険加入のメリット
- 各種文書関係の紹介

従業員向け社会保険適用拡大ガイドブック・チラシ

- 法律改正の内容
- 従業員側の社会保険加入のメリット
- 年金受給額の目安

社内計画

従業員説明

何が分かるの!

【社会保険加入を「社会保険加入を3ステップ」で考える3ステップ】チラシ

- 福利給付のイメージ、加入による健康・年金のメリットについて理解
- 【社会保険加入を3ステップ】チラシ
- 加入後の手取り額の算定や将来受け取る年金の試算方法を具体的に解説
- 内容についておまかせの動画・二次元コードから確認可能

【社会保険加入のメリット】チラシ

- 福利給付のイメージ、加入による健康・年金のメリットについて理解
- 【社会保険加入を3ステップ】チラシ
- 加入後の手取り額の算定や将来受け取る年金の試算方法を具体的に解説
- 内容についておまかせの動画・二次元コードから確認可能

社内計画



## 好事例を踏まえた新たな広報コンテンツ案【4】（従業員向けショート動画①）

従業員向けに、ニーズが高いと思われる内容について、インフォグラフィクスを活用し、スマートフォンで確認しやすく、1分間でまとめた縦型のショート動画を5種類（「①社会保険加入対象者」、「②医療メリット」、「③年金メリット」、「④公的年金シミュレーターの試算」、「⑤手取りシミュレーション」）を作成予定。従業員向けチラシにQRコードを設け従業員自身の理解や、従業員の家族で社会保険の加入を相談する際などに活用できるよう提供する。

### 1 社会保険加入対象者

社会保険の加入対象ってどんな人？

短時間労働者の社会保険の加入条件をご説明します。



社会保険 労務士さん

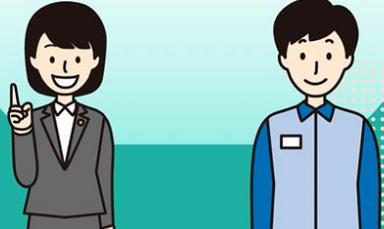
Aさん  
35歳 パート勤務

社会保険の加入対象ってどんな人？

- 1 週の勤務時間が20時間以上
- 2 給与が月額88,000円以上
- 3 2か月を超える雇用の見込み
- 4 学生ではない

すべてを  
満たす

次の4つの条件のすべてに当てはまる場合は対象となります。



### 2 社会保険加入による医療メリット動画

加入のメリット【医療編】

社会保険ってどんなメリットがあるの？



社会保険 労務士さん

Aさん  
35歳 パート勤務

加入のメリット【医療編】

傷病手当金  
病気・ケガによる休業

病気またはけがが発生



出勤 休み 休み(支給あり)

1~3日目 (土日休も可) 4日目以降 (土日休も可)

一定の条件を満たすことで  
仮に退職しても  
引き続き受給することができます。



# 公的年金シミュレーターの概要

第10回社会保障審議会年金部会、  
第30回社会保障審議会企業年金・個人年金部会  
合同開催（2023年12月11日）資料3抜粋

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールであり、2022年4月から運用を開始した。2023年4月には年金受給開始時点での税や保険料の大まかなイメージを表示する機能を追加した。

## ■ 公的年金シミュレーターの特徴

### 【簡単でスムーズな操作性】

- ・ID・パスワードは不要で、すぐに試算を始めることができます。「ねんきん定期便」の二次元コードを利用すれば、よりスムーズに入力が可能。検索サイトなどからのアクセスも可能。

### 【グラフを表示しながら試算できる】

- ・スライダーを動かすと年金額の変化が一目で分かる。

### 【データ管理も安心・安全】

- ・個人情報記録、保存されません。



## ■ 公的年金シミュレーターの使い方

**STEP 1** 「ねんきん定期便」の二次元コードをスマートフォンから読み込む

検索サイトなどからのアクセスも可能！

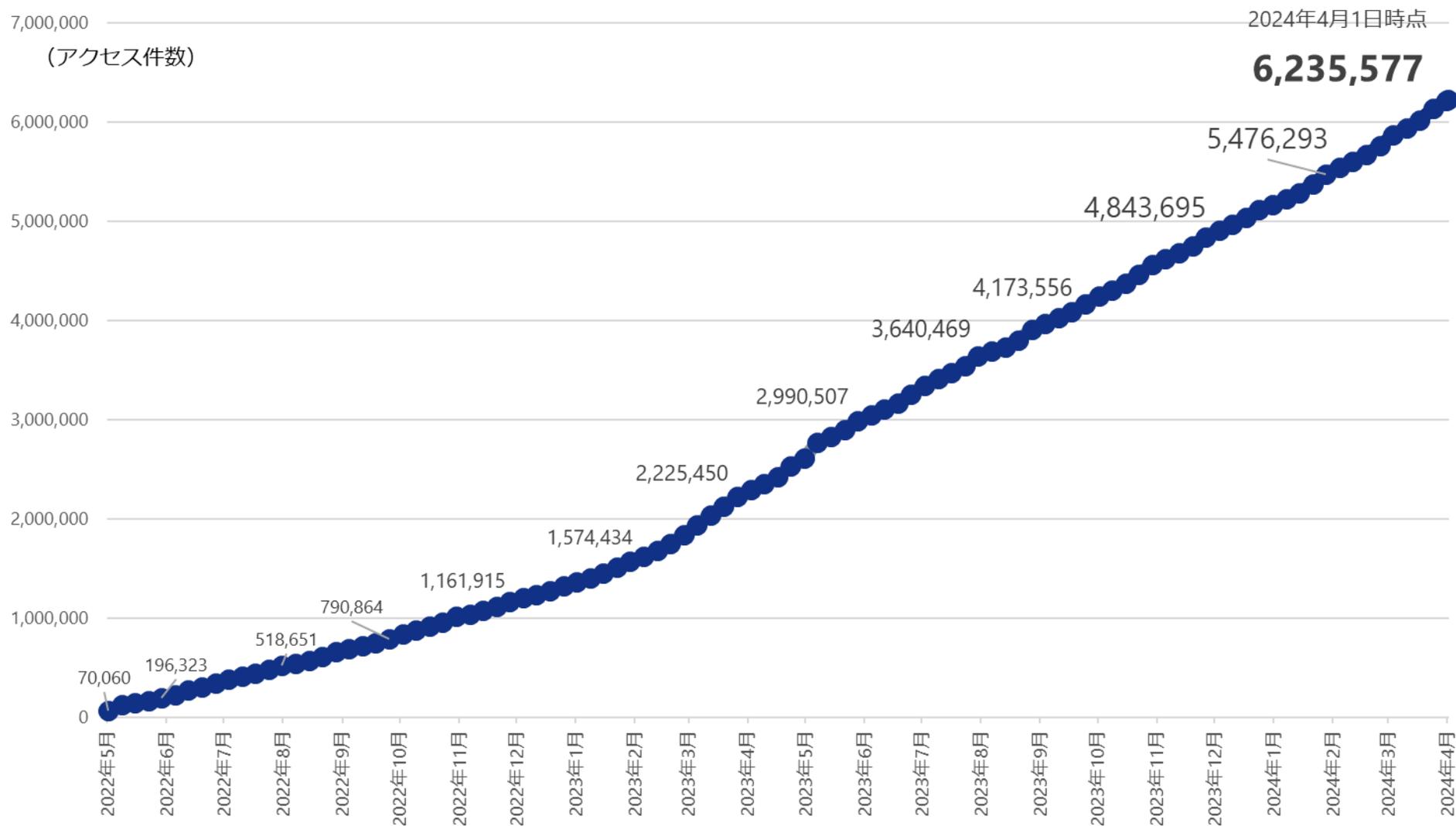
**STEP 2** 生年月日を入力し、「試算する」をタップ

**STEP 3** 将来の年金受給見込み額がパッと表示されます！

※最後に入力された年金の加入状況により、操作できるスライダーが異なります。

# 公的年金シミュレーターの利用状況

公的年金シミュレーターへの合計アクセス件数は、2022年4月25日の運用開始以降、順調に伸びており、620万回に到達。今後も、アクセス件数の伸びが想定される。



## 日本年金機構の概要

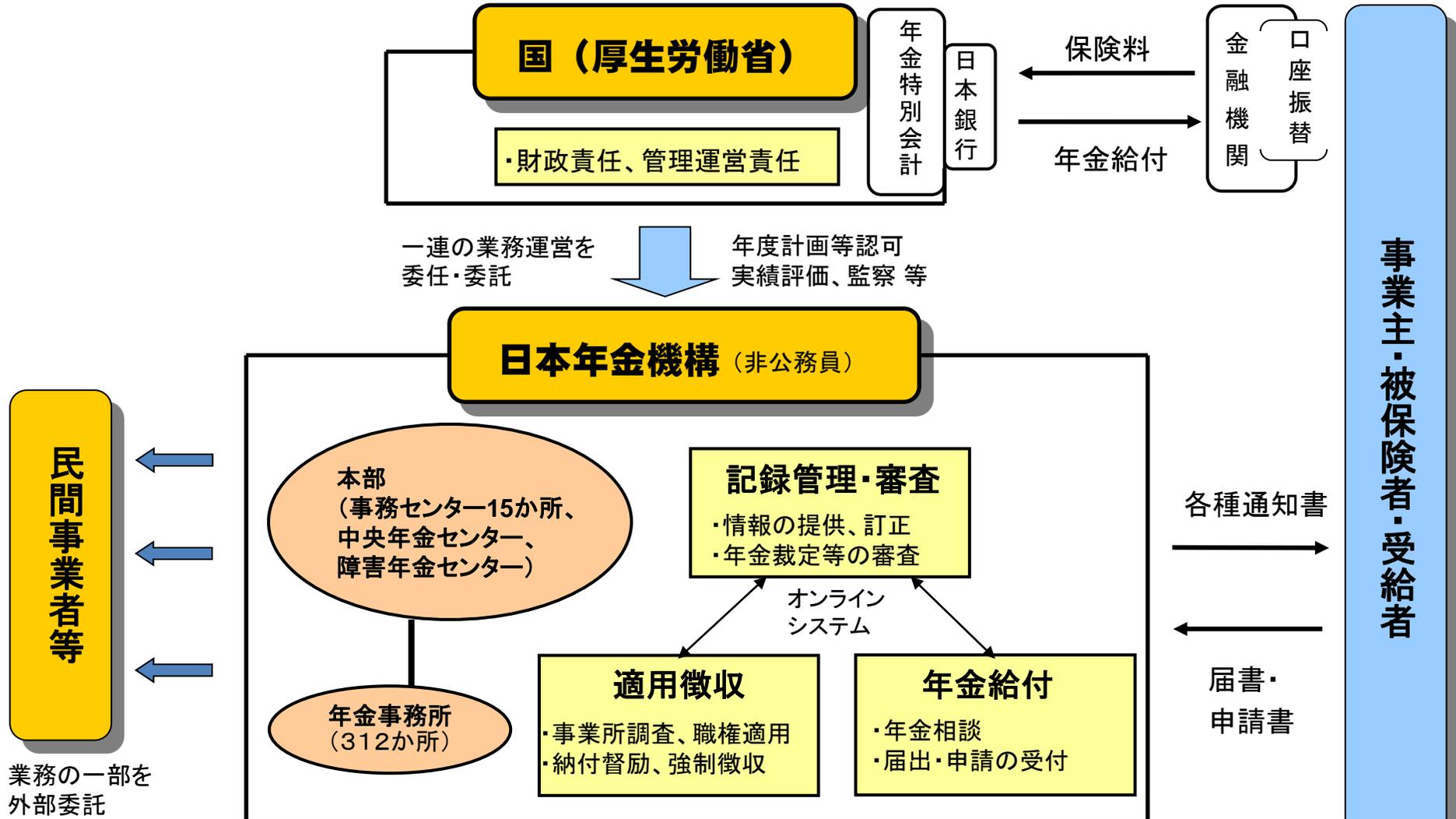
- ◆名称 日本年金機構（にっぽんねんきんきこう）  
（Japan Pension Service）
- ◆本部所在地 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
- ◆組織 非公務員型の公法人（特殊法人）  
本部、年金事務所（312か所）
- ◆設立年月日 平成22年1月1日 \*同時に社会保険庁を廃止
- ◆業務内容 国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の  
運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など）を担う。



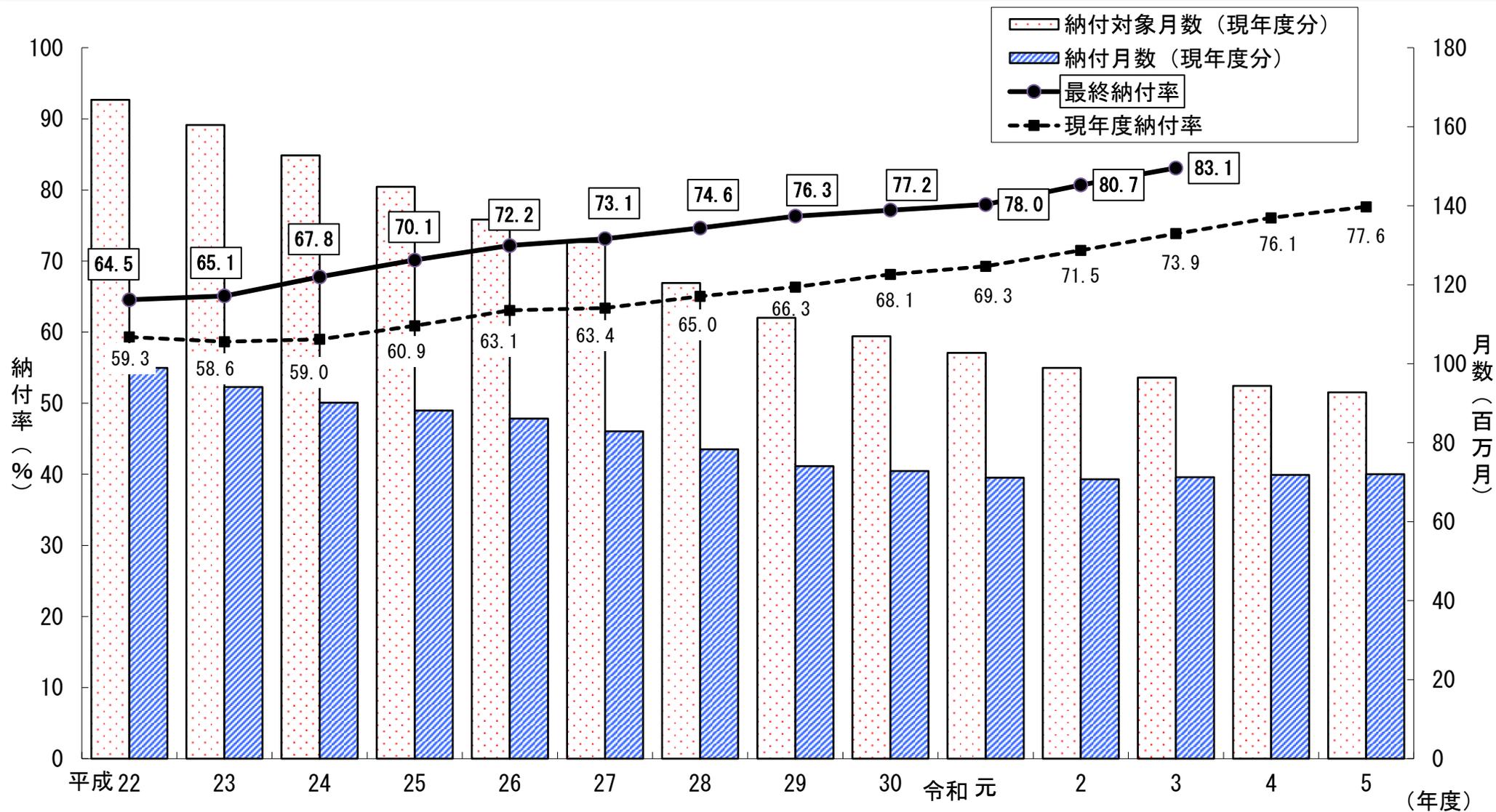
日本年金機構のシンボルマーク  
（平成21年6月25日決定）  
日本国民の公的年金を運営する  
組織であることを、「日の丸」の  
上に「年」の一文字をシンボライ  
ズすることで表現。

# 日本年金機構の位置づけ

○公的年金については、**国が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営を日本年金機構**  
(非公務員型の公法人)に委任・委託



# 国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



注1 納付率(%) =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

# 国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

【別表2】

## 納めやすい環境づくりの整備

※納付月数のうち現年度納付月数

- **口座振替納付の電子申請の導入** (R6.3~)  
(利用状況)  
R3年度 R4年度 R5年度  
3,058万円 → 2,998万円 → 2,917万円
  - **クレジットカード納付の導入** (H20.2~)  
(利用状況)  
R3年度 R4年度 R5年度  
497万円 → 548万円 → 587万円
  - **2年前納制度の導入**  
・ **口座振替による2年前納制度の導入** (H26.4~)  
(利用状況)  
R3年度 R4年度 R5年度  
29万件 → 27万件 → 31万件  
・ **現金及びクレジットカードでの2年前納制度の導入** (H29.4~)  
(利用状況)  
R3年度 R4年度 R5年度  
15万件 → 17万件 → 17万件
  - **コンビニ納付の導入** (H16.2~)  
(利用状況)  
R3年度 R4年度 R5年度  
2,067万円 → 2,142万円 → 2,108万円
  - **インターネット納付の導入** (H16.4~)  
(利用状況)  
R3年度 R4年度 R5年度  
735万円 → 743万円 → 888万円
- うち  
○ **スマートフォン決済アプリ納付の導入** (R5.2~)  
(利用状況)  
R4年度 R5年度  
13万円 → 225万円

未納者

市町村からの所得情報

(令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収

納付督促

免除等勧奨

## 納付督促の実施

- ・ 質の向上
- ・ 効率化

督促に  
応じない  
度も  
重なる

### 文書

R3年度 3,657万件  
R4年度 3,875万件  
R5年度 3,826万件

### 電話

R3年度 2,102万件  
R4年度 1,944万件  
R5年度 1,873万件

### 戸別訪問（面談）

R3年度 229万件  
R4年度 423万件

## 強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最終催告状	2,117件	189,009件	176,779件
督促状	15件	133,476件	102,238件
財産差押	46件	12,784件	30,789件

・ 最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

## ○国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27.10~)

[実績] R3年度 0件 → R4年度 10件 → R5年度 86件

## ○納付督促の外部委託 (H17.10~)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文書	848万件	1,027万件	972万件
電話	2,068万件	1,918万件	1,841万件
戸別訪問	223万件	409万件	
合計	3,139万件	3,354万件	2,813万件

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していない。

## 免除等の周知・勧奨

- ・ 免除や学生納付特例（学生の間納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- **納付猶予対象者の拡大** (H28.7~)
- **申請免除の簡素化** (①所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10~  
②失業等による特例免除の添付書類の簡素化R5.3~)
- **免除の遡及期間の見直し** (H26.4~)
- **免除委託制度開始** (H28.4~)
- **マイナポータルを利用した免除等申請手続きの開始** (R4.5~)

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

## 利用しやすい環境づくりの整備

- **電子申請**  
事業所に対し、GビズIDやe-Gov等を活用した電子申請の利用を促進。  
【R5年度電子申請利用割合】  
・資本金1億円超の法人等 :95.4%  
・51人以上事業所 :84.1%
- **オンラインによる情報提供**  
これまで紙（郵送）や電話等で情報提供していた保険料額情報等について、お客様からの申請に基づき、e-Govの電子送達サービスを活用して電子的に情報提供する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始。（令和5年1月サービス開始）  
令和6年3月末時点において49,253事業所が利用登録を行っている。

- **口座振替の利用促進**  
機構ホームページ及び機構公式X（旧Twitter）において、適用事業所の事業主向けに口座振替の利用によるメリット等を案内する等により利用を促進している。  
【口座振替実施率】  
・厚生年金保険  
R4 : 81.5% R5 : 81.5%  
・協会管掌健康保険  
R4 : 80.8% R5 : 80.8%

**厚生年金保険の適用の可能性のある法人事業所**（国税庁情報に基づく調査対象）  
約16.2万件  
〔R6.3末時点〕

## 適用事業所に対する事業所調査

- **被保険者の資格や標準報酬等の詳細な確認等を総合的に行う総合調査を実施しており、引き続き雇用保険被保険者情報等を活用して効果的に取り組むことにより、未適用従業員に係る適用漏れの防止及び届出の適正化を推進する。**

年度	R3	R4	R5
総合調査実施数	242,793	167,899	123,164
調査により適用した被保険者数	27,252	30,998	41,524

## 未適用事業所に対する適用促進

- 従来より、雇用保険適用事業所情報（平成14年度～）、法人登記簿情報（平成24年度～）を活用し、未適用の可能性のある事業所を把握し、加入指導に取り組んできた。
- **平成27年度からは、国税庁より、従業員を雇い給与を支払っている法人事業所の情報の提供を受け、これを加入指導に活用することにより、更なる適用促進の取組を進めており、引き続き雇用保険被保険者情報等を活用して効果的な対策を講ずる。**

年度	R3	R4	R5
新規適用事業所数	133,305	134,726	153,857
うち、加入指導により適用した事業所数	104,225	96,120	94,548
加入指導により適用した被保険者数	217,762	182,623	150,165

## 収納実績

- 法定猶予制度の効果的な活用を図り、事業所の存続を図りつつ、新規発生保険料以上の納付を促す等、適切に納付計画を策定し、履行管理を行うことにより、安定的な保険料収納の確保と収納率の向上を図る。

年度	R3	R4	R5
収納額	33兆3,535億円	34兆583億円	35兆1,702億円
収納未済額	5,379億円	5,071億円	4,634億円
収納率	98.3%	98.5%	98.7%

## 滞納処分の実施

- 適切な納付計画の提出に応じない事業所や納付計画に不履行等が生じた事業所に対して、引き続き事業の存続に配慮した上で滞納処分業務を適切に進める。なお、財産の隠匿を図る等の悪質な滞納事業所については、国税庁との連携協力により滞納処分等の権限を国税庁に委任する仕組みを活用している。

年度	H30	R1	R2
滞納事業所数	133,807	142,139	160,308
差押執行事業所数	30,978	33,142	3,357

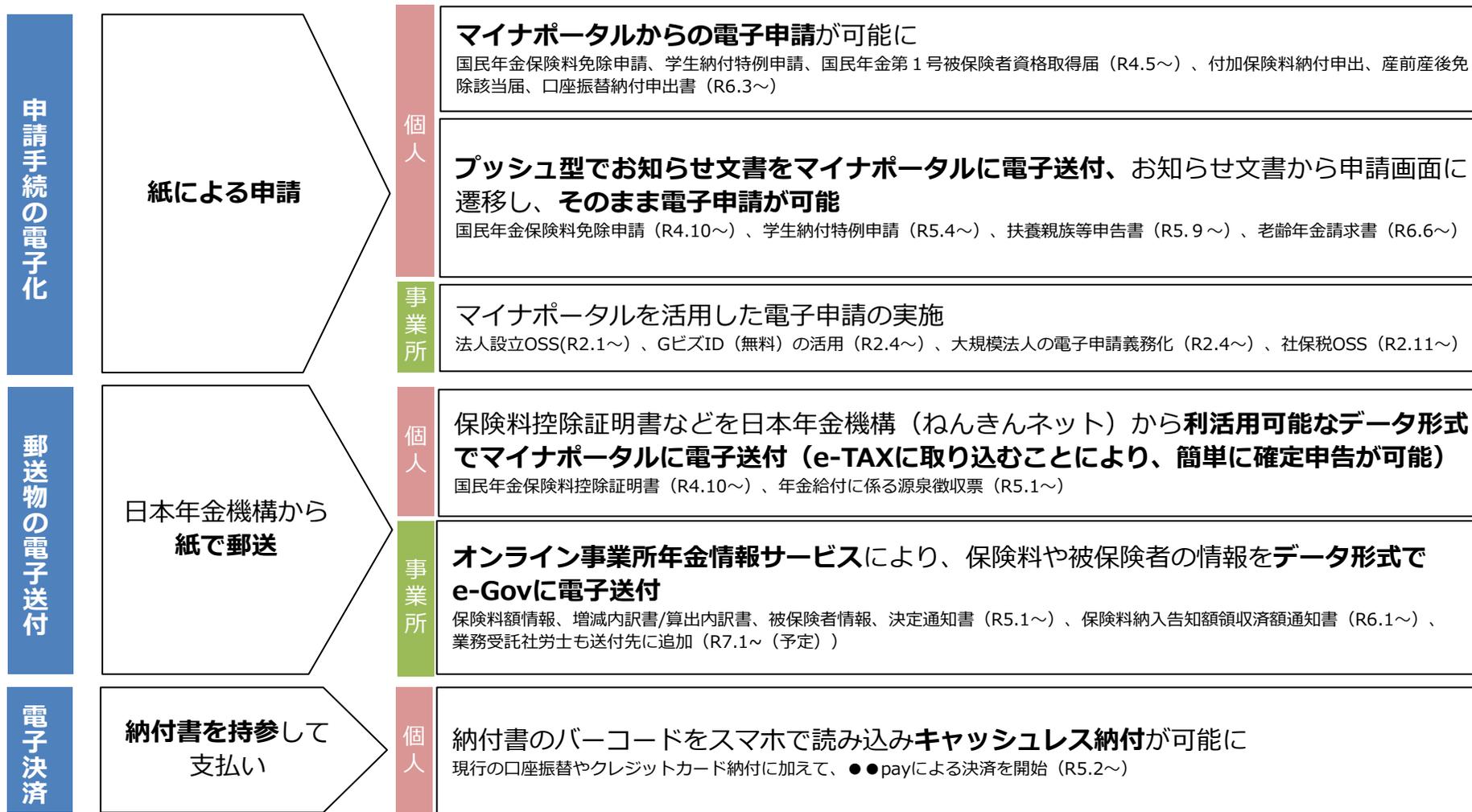
年度	R3	R4	R5
滞納事業所数	147,750	140,811	142,119
差押執行事業所数	6,781	27,784	42,072

国税への徴収委任（既委任125件）  
R5:新規委任20件 R4:新規委任2件 R3:新規委任なし

# 年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。（※）
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は70.4%（令和6年3月末）となり、令和元年度23.9%から46.5%上昇



# 年金分野でのマイナンバー制度の利用及び情報連携について



- 年金業務においては、マイナンバーの「**利用**」として、以下について既に実施。
  - ・相談・照会業務におけるマイナンバーの活用
  - ・各種届書への原則マイナンバーの記載
  - ・マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名・住所変更届の省略
- マイナンバーを活用した「**情報連携**」については、以下について令和元年度から順次実施。
  - ・添付書類の省略 …… 年金の裁定請求時等に住民票の写し、所得証明書等の添付を省略
  - ・照会業務の簡素化 …… 年金の保険料未納者の所得情報などを一括して地方公共団体等に照会
  - ・年金関係情報の提供 …… 地方公共団体等に対し、年金関係情報等をオンラインで提供  
(他制度での要件確認等の実務で活用)

平成28年度	29.1	相談・照会業務におけるマイナンバーの利用開始
平成29年度	29.11 30.3～	情報連携を可能とする政令の制定 原則マイナンバーによる各種届書の提出の開始 マイナンバーを基にしたJ-LIS照会による氏名変更届等の諸変更届省略
平成30年度	31.1/16 31.1～3	情報連携開始に向けたスケジュールの公表 情報連携開始に向けた準備（地方公共団体とのテスト、事務説明会等）
令和元年度	31.4/15 元.6/17 元.7/1 元.10/30	試行運用開始※（機構から地方自治体等への照会） 試行運用開始※（地方自治体等から機構への照会） 本格運用開始※※（機構から地方自治体等への照会） 本格運用開始※※（地方自治体等から機構への照会）

※ 試行運用期間中においては、届書等の提出時に引き続き添付書類等を求めた上で、情報連携も併せて実施し、添付書類等の情報と突合せを行う。  
添付書類の省略等のメリットは、本格運用への移行後に生じる。

※※ 順次本格運用に移行する。

## 今後の予定

・法務省へ戸籍関係情報の情報照会を開始（試行運用開始：令和6年3月～、本格運用：届書ごとにどの続柄を添付書類省略の対象範囲とするか及び開始時期について検討を行ったうえで開始予定）

## 年金関係の情報連携を行う主な事務手続

### ②地方公共団体等から日本年金機構等へ情報照会を行う主な事務手続等

事務手続	申請先	省略可能となる年金関係の書類
児童扶養手当の申請※ (児童扶養手当法)	市町村	年金額改定通知書 年金証書 等
生活保護の申請※ (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
障害者・児に対する医療費助成の申請※ (障害者総合支援法)	市町村	年金額改定通知書 年金振込通知書 等
精神障害者保健福祉手帳の交付申請※ (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	市町村	年金証書 等
児童手当の申請※ (児童手当法)	市町村	年金加入証明書
奨学金の申請※※ (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	年金額改定通知書 年金振込通知書 等

※ 本格運用を開始した手続

※※ 試行運用継続中の手続

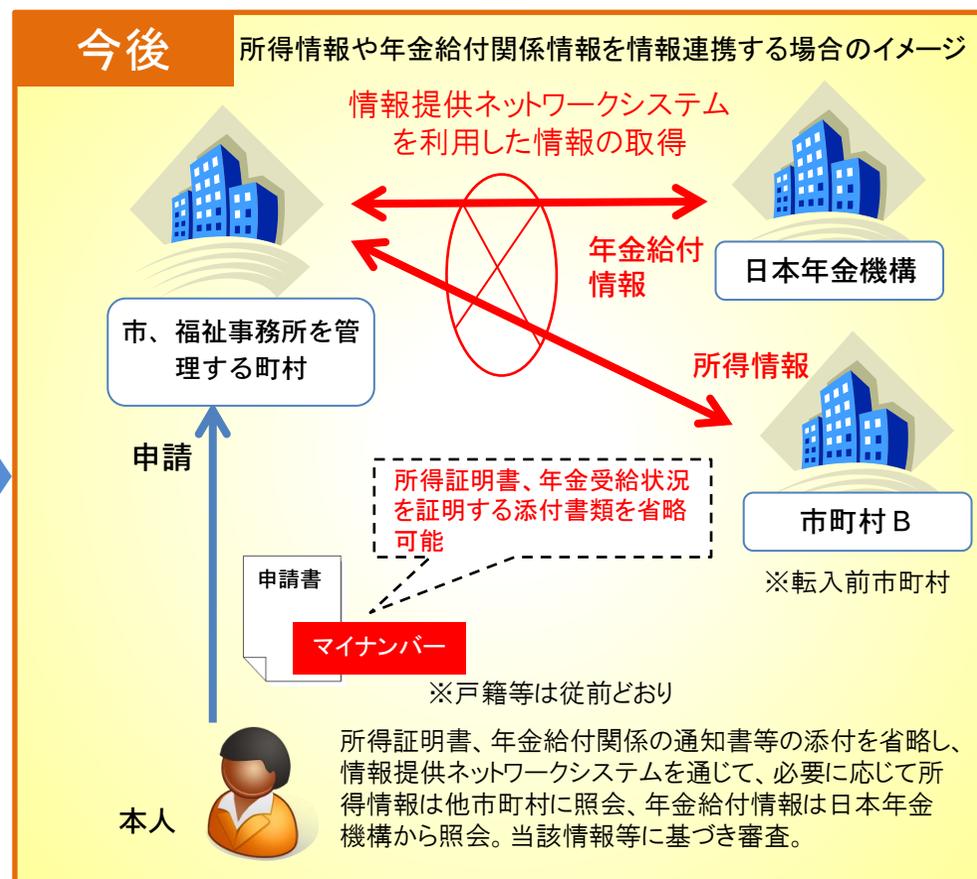
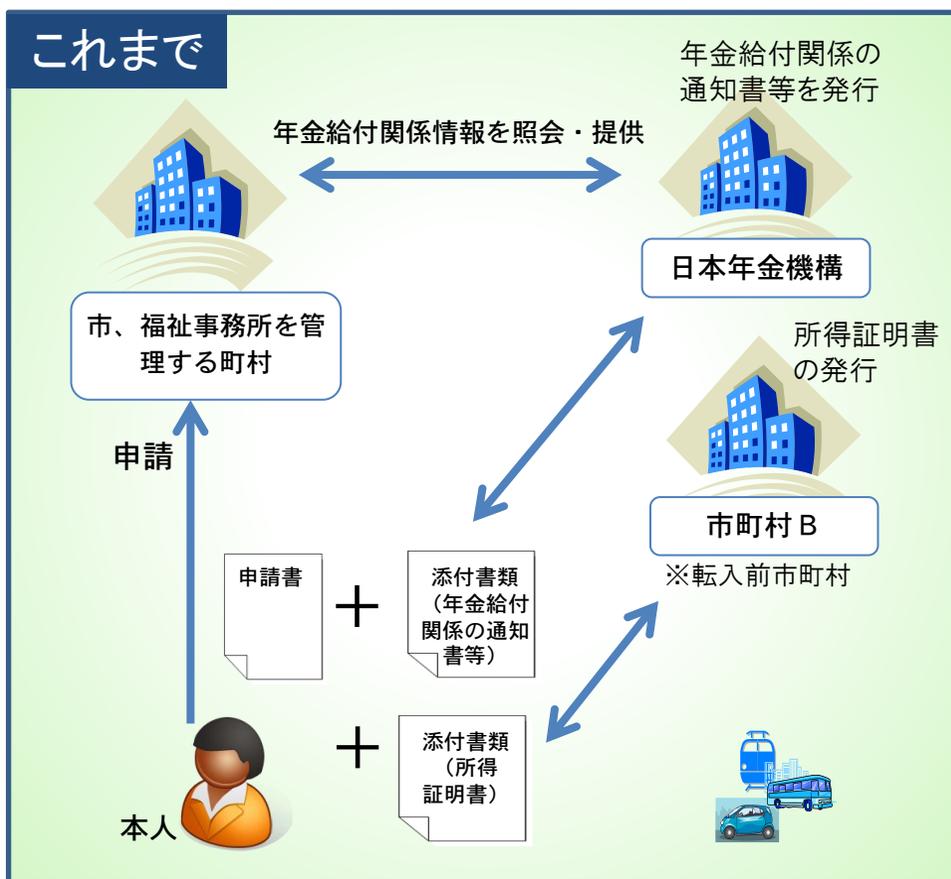
※※※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

## 児童扶養手当の支給申請時の添付書類省略

### ■情報連携の概要

児童扶養手当の支給の認定のための審査の際に、申請時に取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報（市町村から）、年金給付関係情報（日本年金機構から）等を取得する。

### ●市、福祉事務所を管理する町村が事務を行う場合



※ 情報連携で取得できない情報を確認する場合等、引き続き添付書類が必要となる場合があります。

# 「ねんきんネット」について

## ○「ねんきんネット」の概要

概要	インターネットにより、いつでも自分の年金加入記録を確認したり、年金見込額を試算できる「ねんきんネット」サービスを平成23年2月から開始。
主な機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・年金記録確認機能 ⇒これまでの年金加入履歴を表示</li><li>・年金見込額試算機能 ⇒自分の年金加入履歴から、様々な条件に応じた試算が可能</li><li>・通知書確認機能 ⇒電子版「ねんきん定期便」や年金支払に関する通知書などがPDFファイルで確認可能</li></ul> <p>(ねんきんネットとマイナポータル連携により可能なこと)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金保険料の免除・納付猶予(R4.10～)、学生納付特例(R5.4～)、公的年金等の扶養親族等申告書(R5.9～)、老齢年金請求書(R6.6～)の簡易な電子申請 (※)氏名や生年月日等の情報があらかじめ入力された状態で簡単に電子申請が可能。</li><li>・社会保険料控除証明書(R4.10～)、源泉徴収票(R5.1～)の電子データでの受け取り</li></ul>
利用方法	<ol style="list-style-type: none"><li>①「ユーザID」と「パスワード」でログイン ⇒ねんきんネットホームページから必要事項を入力してユーザIDを申し込み。 日本年金機構において本人確認を行い、ユーザIDをハガキで送付 ※アクセスキーを使用して申し込みをした場合は、ねんきんネットホームページ画面にユーザIDを即時で表示</li><li>②マイナポータル連携 ⇒ユーザIDがなくともマイナポータルから、マイナンバーカードの本人認証により、ねんきんネットを利用可能</li></ol>

# 「ねんきんネット」の利用者数

## 「ねんきんネット」利用者数及びマイナポータルとの認証連携者数の推移

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
ねんきんネット利用者数【累計】	約506万人	約578万人	約666万人	約770万人	約908万人	約1098万人
マイナポータル認証連携者数【累計】	-	-	約7万人	約69.5万人	約216万人	約461万人

※1 「ねんきんネット」のサービスは平成23年2月から開始し、利用者数の把握は平成30年度から開始。

※2 マイナポータルと「ねんきんネット」の連携は平成30年10月から開始し、認証連携者数の把握は令和2年10月から開始。

※3 令和3年7月より、マイナポータルの認証連携改善（初回認証連携をスマートフォンからも行えるようにし、基礎年金番号の入力を不要とする）。

# 「ねんきん定期便」について

## ○「ねんきん定期便」の概要

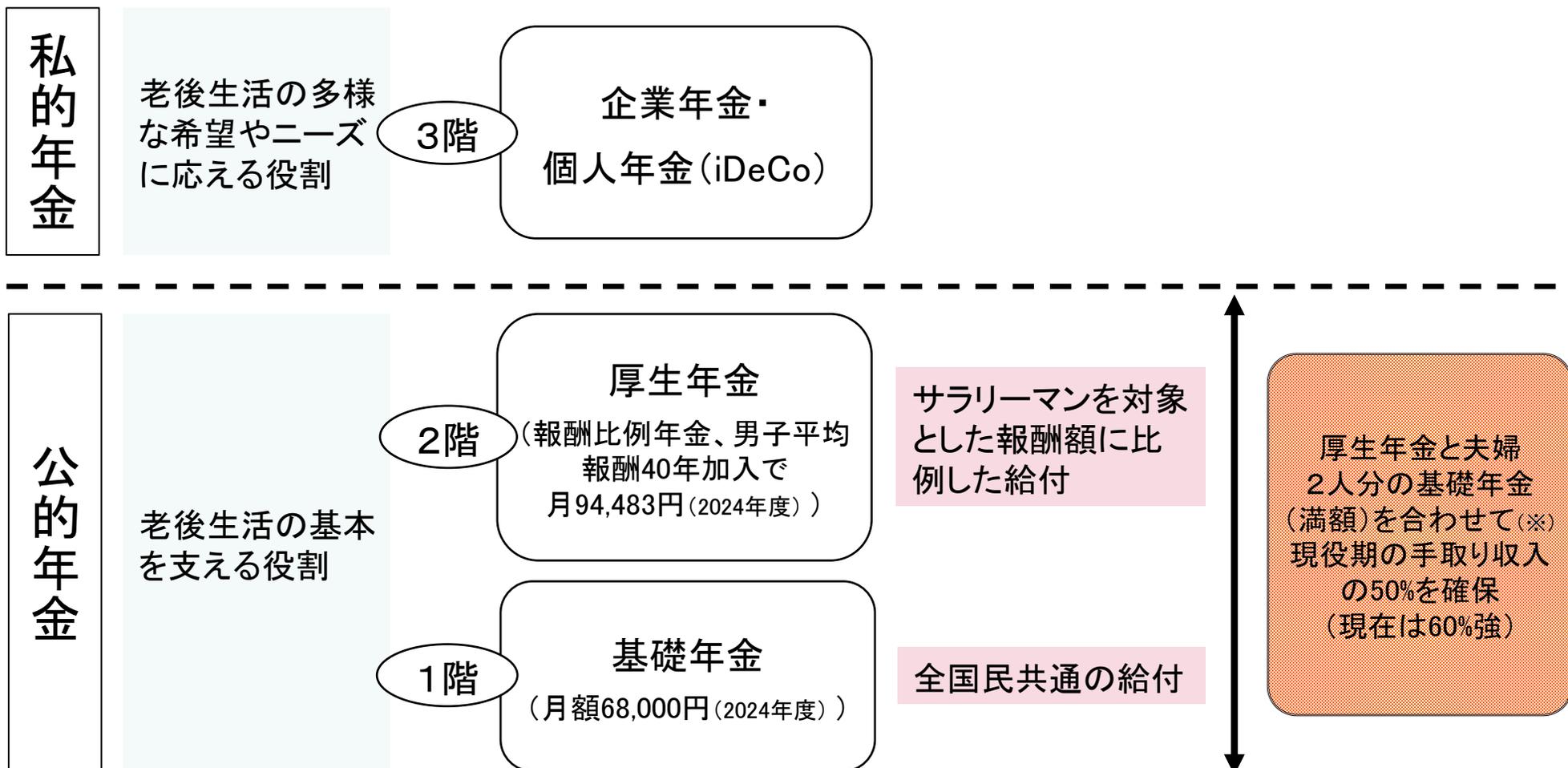
<b>概要</b>	<p>厚生年金保険法および国民年金法に基づき、被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。(平成21年4月から実施)</p> <p>※「ねんきんネット」上において電子版ねんきん定期便の確認が可能。</p> <p>(参考)国民年金法第14条の5</p> <p>厚生労働大臣は、年金制度に対する国民の理解を増幅させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。</p>
<b>お知らせ する内容</b>	<p>○毎年(節目の年以外)……………ハガキを送付</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①直近1年間の月給・賞与・保険料額</li><li>②これまでの加入実績に応じた年金見込額</li></ul> <p>(注)50歳以上の方には、直近の月給・賞与・支払実績が60歳まで継続したと仮定した年金見込額</p> <p>○節目の年(35歳、45歳、59歳)……………封書を送付</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①今まで加入した全期間の月給・賞与・保険料額</li><li>②これまでの加入実績に応じた年金見込額</li></ul> <p>(注)59歳の方には、直近の月給・賞与・支払実績が60歳まで継続したと仮定した年金見込額</p>

# 私的年金制度について



# 年金制度の設計の考え方

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※  $68,000 \times 2 + 94,483 = 230,483$ 円

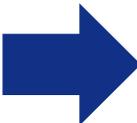
# 退職給付制度の類型

## 内部積立

- 内部留保型の退職一時金、自社年金
  - ・ 税制上の優遇は受けられないが、自由な制度設計をすることが可能。
  - ・ ただし、労働基準法の「退職手当」に該当し、同法の適用を受ける。

## 外部積立

- 適格退職年金（2011年度末で廃止）
  - 厚生年金基金（2013年度末で新設終了）
  - 確定給付企業年金（DB）
  - 企業型確定拠出年金（企業型DC）
- } 一般にこのタイプが「企業年金」と呼ばれる。

 年金資産の外部保全のほか、受給権保護等の観点から設けられた各種の適格要件を満たすことで、税制上の優遇措置（事業主は掛金を損金算入、従業員に対する課税も受給時まで繰り延べられる仕組み）が認められている。

- ・ 給付に要する費用の積立義務、定期的な財政検証の実施、積立不足の解消
- ・ 運営や資産運用に関わる者の受託者責任
- ・ 加入者等に対する財政状況等の情報開示 等

※ 企業年金は制度運営の責任が事業主にあるが、退職給付制度には、「中小企業退職金共済制度」「特定退職金共済制度」のように、企業が実施主体に掛金を納付し、実施主体が給付を行うもの（制度の運営の責任が事業主とは別の主体にあるタイプ）もある。

# 企業年金制度の変遷①

## 退職金の普及

- 戦前、1936年に退職積立金及退職手當法が制定され、退職金支払原資の積立が強制されたが、1944年の厚生年金保険法の制定に伴い廃止。
- 戦後の経済復興期から高度経済成長期にかけては、厚生年金保険制度が未成熟であったこともあり、企業は優秀な労働力を確保する手段として、各社ごとに退職金を充実。
- 1959（昭和34）年、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与することを目的に、中小企業退職金共済制度の創設。

## 退職金費用平準化の要請と、税制上の「適格退職年金制度」の創設

- 1950年代半ば、退職金の支給額の増大に伴い、資金負担の平準化の観点から、年金制度を導入する企業が出現。
  - この場合、企業の負担する掛金が損金に算入されず、損金扱いにする場合には掛金が追加給与とみなされ、従業員は実際には受け取っていない給与に対して所得税を支払わなければならないという問題が存在。
  - この問題を解決するための税制改革の要望が高まり、1962（昭和37）年に税制上の「適格退職年金制度」の創設（※）。
- （※）企業と金融機関が信託契約や生命保険契約を締結し、適正な年金数理などの適格要件を満たすものについて、給付時まで課税を繰り延べ。所得税の課税繰り延べ分を遅延利子相当分として運用時に課税（特別法人税）。

## 公的年金と退職金との調整の要請と、「厚生年金基金制度」の創設

- 厚生年金保険の給付水準の改善に際して、企業の退職金との調整が課題。
  - 1965（昭和40）年の厚生年金制度改正（1万円年金の実現）に際して、企業年金に厚生年金保険の一部を代行させる「厚生年金基金制度」の創設（1966（昭和41）年10月施行）。
- （※）一定水準までは運用時非課税で、公的年金と同様の税制上の取扱い。

## 企業年金制度の変遷②

### 「企業年金二法」の制定

- バブル経済の崩壊により資産運用環境は著しく悪化し、厚生年金基金等の積立不足が拡大。
- 1999（平成11）年から2年間、運用時の課税凍結（特別法人税の課税凍結）。その後も課税凍結の措置が繰り返されている。
- 2000（平成12）年の退職給付に係る新会計基準の導入もあり、厚生年金基金の代行返上を求める動き。
- 2001（平成13）年10月には、拠出建ての新たな企業年金である「確定拠出年金制度（DC）」、2002（平成14）年4月には、代行部分を持たない企業年金である「確定給付企業年金制度（DB）」の創設（厚生年金基金の代行返上を可能とし、適格退職年金で不十分だった受給権保護を強化）。

### <既存制度に対する問題意識>

適格退職年金

厚生年金基金

退職給付を年金制度として実施する形で多くの企業が導入したが、バブル崩壊後の運用環境悪化等に伴い、企業年金をやめるケースが増加

### <企業の経済活動環境の変化>

退職給付に係る新会計基準  
(2000(平成12)年4月導入)

企業年金に関する積立不足をバランスシートに負債として計上することとされたことから、母体企業の財務に大きな影響

### <社会経済情勢との関係>

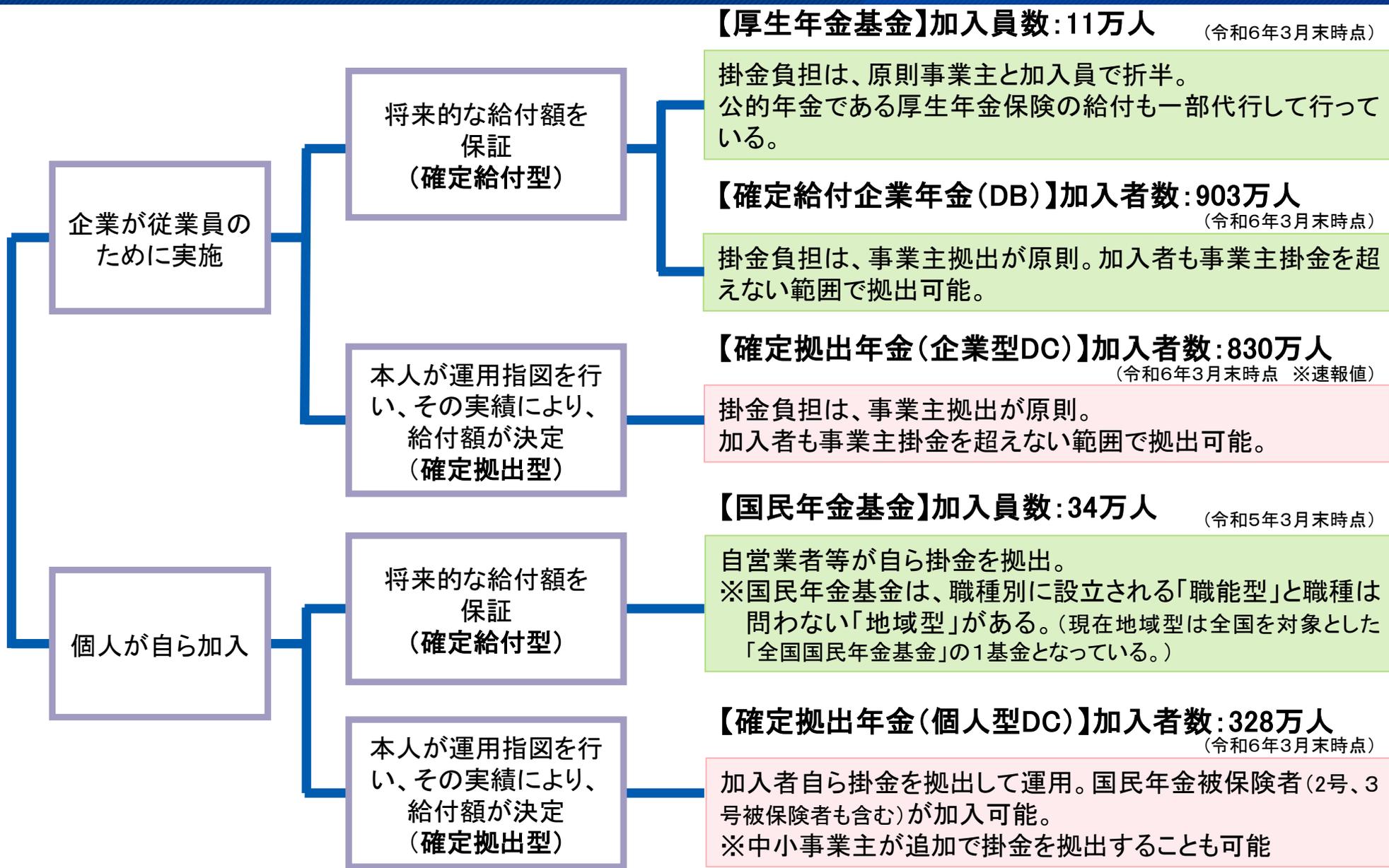
新制度創設の要請

雇用の流動化にも対応できる制度創設の要請

確定給付企業年金制度(DB)  
の創設

確定拠出年金制度(DC)  
の創設

# 企業年金・個人年金制度の仕組み



**【厚生年金基金】加入員数:11万人** (令和6年3月末時点)

掛金負担は、原則事業主と加入員で折半。  
公的年金である厚生年金保険の給付も一部代行して行っ  
ている。

**【確定給付企業年金(DB)】加入者数:903万人**  
(令和6年3月末時点)

掛金負担は、事業主拠出が原則。加入者も事業主掛金を  
超えない範囲で拠出可能。

**【確定拠出年金(企業型DC)】加入者数:830万人**  
(令和6年3月末時点 ※速報値)

掛金負担は、事業主拠出が原則。  
加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能。

**【国民年金基金】加入員数:34万人** (令和5年3月末時点)

自営業者等が自ら掛金を拠出。  
※国民年金基金は、職種別に設立される「職能型」と職種は  
問わない「地域型」がある。(現在地域型は全国を対象とした  
「全国国民年金基金」の1基金となっている。)

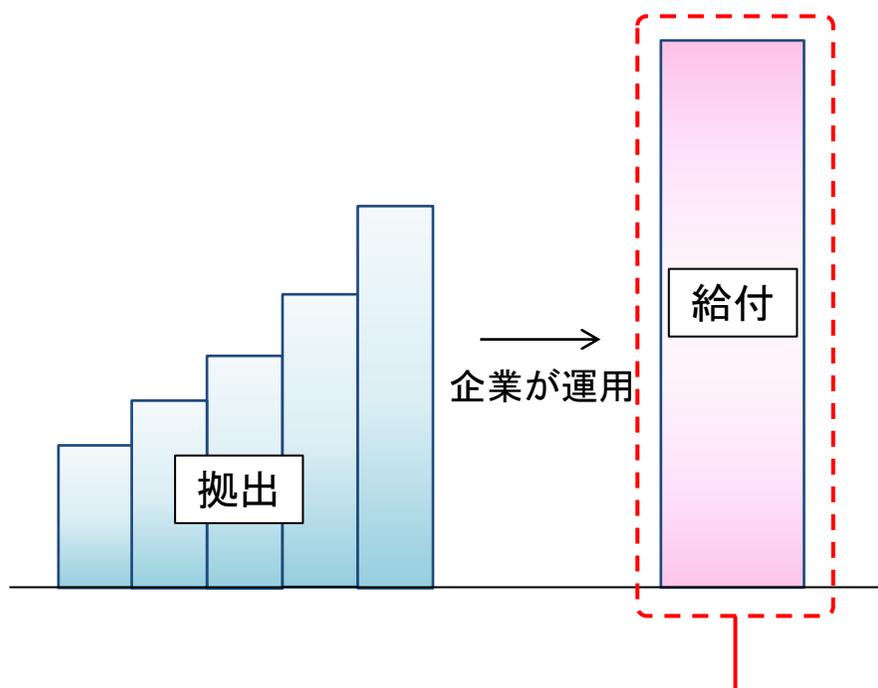
**【確定拠出年金(個人型DC)】加入者数:328万人**  
(令和6年3月末時点)

加入者自ら掛金を拠出して運用。国民年金被保険者(2号、3  
号被保険者も含む)が加入可能。  
※中小事業主が追加で掛金を拠出することも可能

## 給付建て（DB）と拠出建て（DC）の基本的仕組み

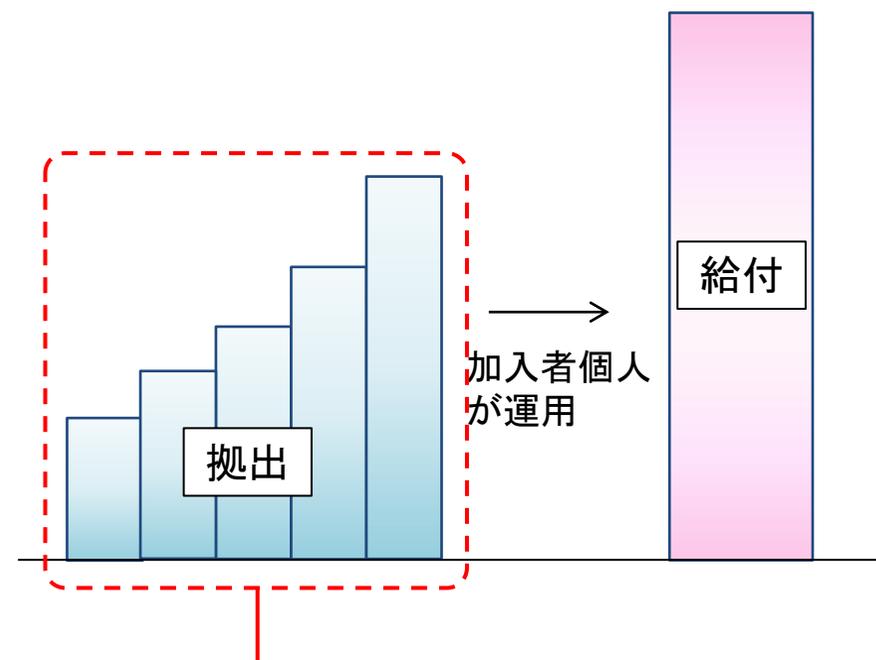
- 給付建て（Defined Benefit。DB）は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
- 拠出建て（Defined Contribution。DC）は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

### DB(Defined Benefit)のイメージ



あらかじめ給付の算定方法が決まっている

### DC(Defined Contribution)のイメージ



あらかじめ拠出額が決まっている

## 確定給付企業年金の制度概要

- 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）により創設。
- 労使の自主性を尊重しつつ、受給権の保護を意図した制度。
- 労使合意に基づき、規約を作成し、厚生労働大臣の認可等を受けることで実施。
- 将来の給付を事業主が約束。

### <形態>

- 母体企業とは異なる法人格を有する基金が実施する「基金型」と、労使が合意した規約に基づき事業主が実施する「規約型」がある。

### <加入者>

- 厚生年金適用事業所の被保険者。
- 規約において加入者資格を設けることが可能であるが、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

### <給付>

- 労使が合意した規約に基づき、老齢給付を行う（年金給付・一時金給付の選択可）。
- 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計が可能。

### <掛金>

- 規約で定めるところにより、事業主が掛金を拠出（規約に定め、加入者の同意を得た場合は、加入者拠出も可能）。

### <財政>

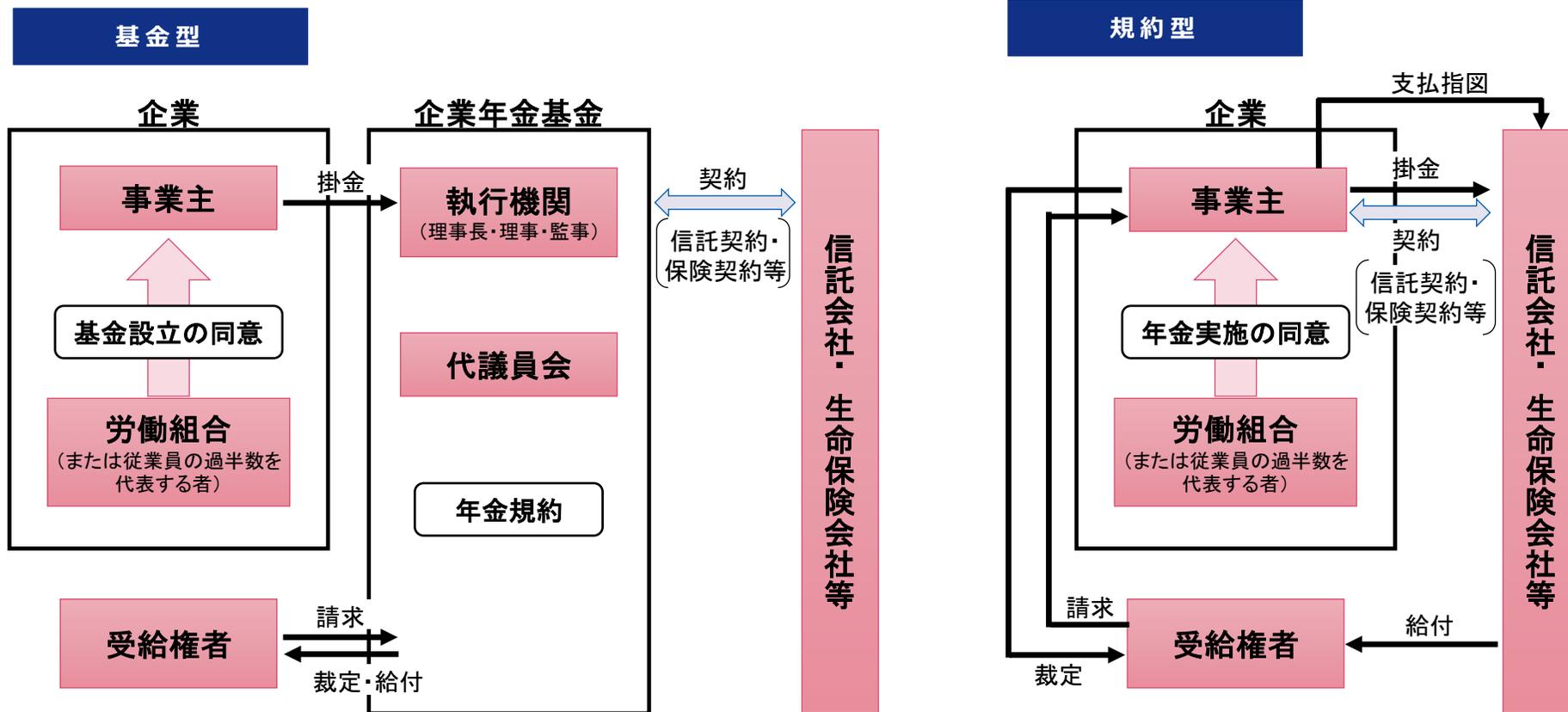
- 約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定。

### <その他>

- 金融機関等の確定給付企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化。
- 事業主等は、業務の概況について加入者等に周知。

# 規約型と基金型について

- 確定給付企業年金（DB）は、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」と、労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」に分けられる。
- 「基金型」・「規約型」のいずれも、積立金は、企業財産から分離され、外部で積み立てられる。



## 企業型確定拠出年金の制度概要

- 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される私的年金制度。
- 企業型確定拠出年金は、原則企業が掛金を拠出し、資産の運用は加入者自らが行う。

### <加入者>

- 厚生年金適用事業所の被保険者。
- 規約において加入者資格を設けることが可能であるが、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

### <掛金>

- 規約で定めるところにより、事業主が掛金を拠出（加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能）。
- 拠出限度額は月額55,000円（他の企業年金（確定給付企業年金、私立学校教職員共済、石炭鉱業年金基金、厚生年金基金）に加入している場合は月額27,500円 ※令和6（2024）年11月まで）

### <運用>

- 運用関連運営管理機関が選定・提示する運用商品（上限35本）から各加入者が資産を運用する商品を決め、個人ごとに資産管理（年金資産が個人ごとに管理されるため、各加入者が残高を把握できる。）

### <給付>

- 60歳～75歳の範囲内で支給開始時期を選択可能だが、60歳未満の加入者等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能。
- 年金、一時金、年金と一時金の併用※を受給権者が選択可能。 ※運営管理機関により選択可能

### <その他>

- 中途引き出しは原則不可（資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能。）。
- 企業型確定拠出年金の運営において事業主が果たすべき役割・責任について法令で規定。

## DB・DCの拠出・給付の仕組み

- 確定給付企業年金（DB）は、適格退職年金や厚生年金基金の移行の受け皿としての位置付けであったことから、両制度の特徴を承継している。一方、確定拠出年金（DC）は、資産が老後所得となることを担保するための措置として、中途引き出しの原則禁止等の特徴を持つ。
- DBとDCとでは、制度創設の経緯を反映して、拠出や給付の仕組みが異なっているが、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通している。

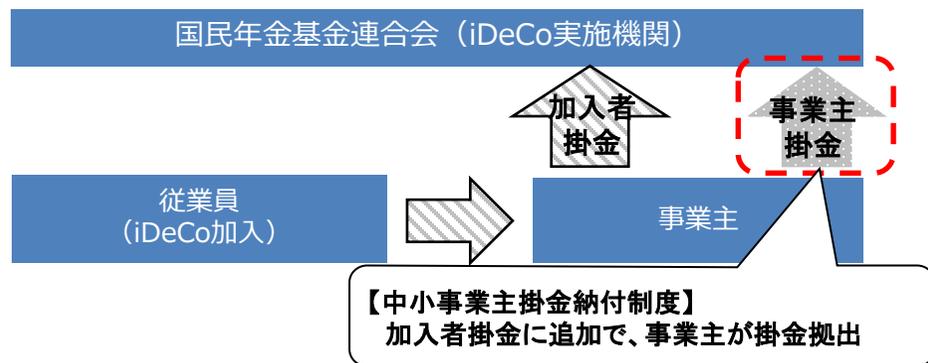
		確定給付企業年金（DB）	確定拠出年金（DC）	
拠出の仕組み	掛金	事業主拠出 （加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能）  ※拠出限度額なし（ただし、加入者掛金の非課税枠は年間4万円まで（生命保険料控除））	<b>【企業型】</b> 事業主拠出 （加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能）  ※拠出限度額あり	<b>【個人型（iDeCo）】</b> 加入者拠出 （中小企業については、事業主も拠出可能）  ※拠出限度額あり
	加入可能要件	厚生年金被保険者	<b>【企業型】</b> 厚生年金被保険者	<b>【個人型（iDeCo）】</b> 国民年金被保険者
給付の仕組み	支給開始時期の設定 受給開始時期の選択	60歳～70歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時（規約に定めがある場合）  ※規約で定めるところにより繰下げを申し出ることができる（繰り下げた場合の開始時期は規約で定める）	60歳～75歳の請求時	※60歳未満の加入等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能
	年齢到達前の中途引き出し	制限なし  ※規約において、3年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない	原則不可	※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能
	受給の形態	年金か一時金かを受給権者が選択可能（年金の場合の期間等は労使が選択）	年金か一時金かを受給権者が選択可能（年金の場合の期間等は受給権者が選択）	

※ 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。

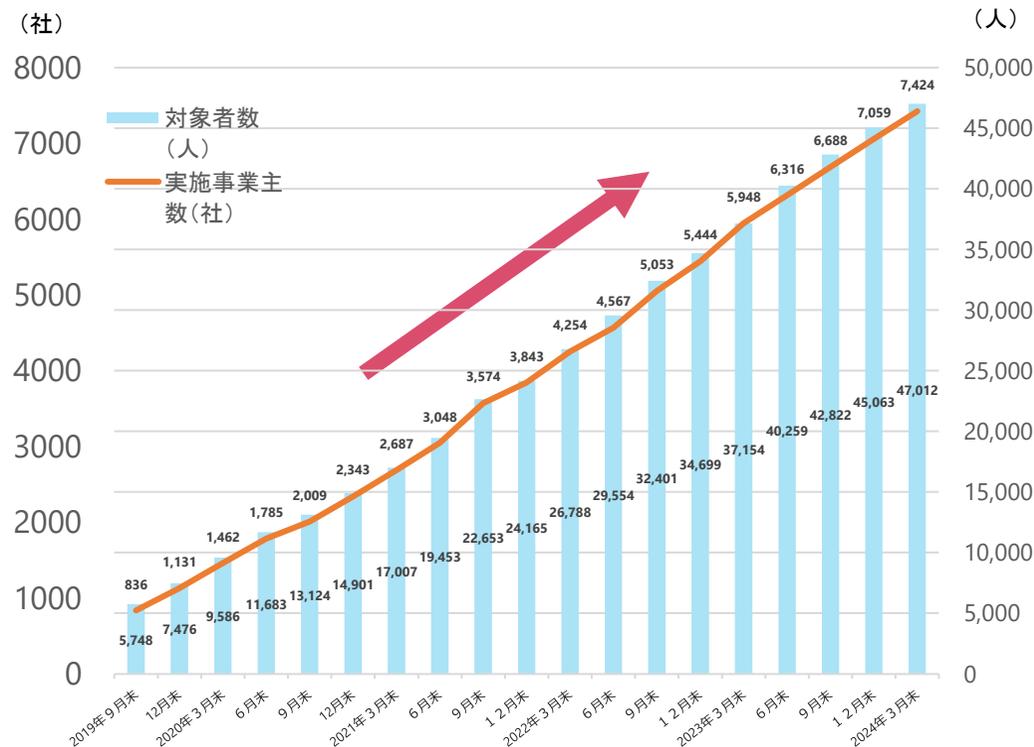
# 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

- 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）は、企業年金を実施していない従業員300人以下の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するものである。
- 従業員の掛金と事業主掛金の合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（年額27.6万円・月額2.3万円）とすることが必要である。

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能 ※「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種、勤続期間）のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限る



## <iDeCoプラスの実施状況>

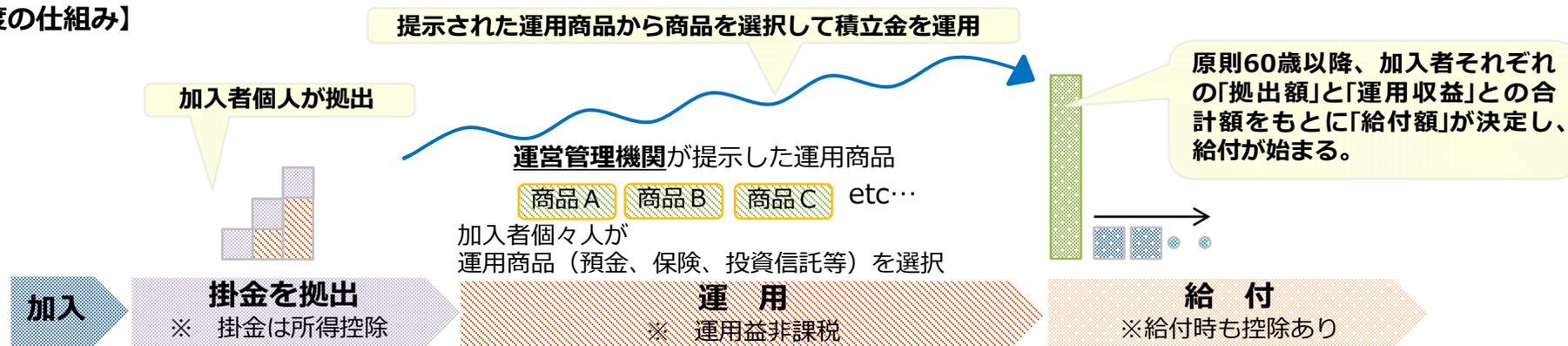


（出所）国民年金基金連合会調べ

# iDeCo（個人型確定拠出年金）とは

- iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）とは、個人で加入し、一定額を拠出のうえ、運用していくことで、最終的に拠出額と運用益により受取額が決まる年金制度。
- 原則60歳まで引き出すことができないが、他の用途に使うことなく確実に積み立てられるとともに、拠出する掛金が全額所得控除されるなど、手厚い税制優遇が設けられている。

## 【iDeCo制度の仕組み】



## 【加入可能要件】

国民年金被保険者

- ※ 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。）

## 【掛金】

加入者拠出（中小企業については、事業主も拠出可能）

- ※ 拠出限度額（令和6年12月1日時点）は、①第1号被保険者及び任意加入被保険者：月額6.8万円、②企業年金に加入している第2号被保険者：月額2万円、③企業年金に加入していない第2号被保険者及び第3号被保険者：月額2.3万円

## 【受給可能年齢】

60歳～74歳の間で受給開始時期を選択可能（75歳到達時には自動的に裁定される。）

# 企業年金・個人年金に係る税制

		厚生年金基金		確定給付企業年金 (DB)		企業型確定拠出年金 (企業型DC)		個人型確定拠出年金 (個人型DC (iDeCo))	
拠出時	事業主	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金	全額損金算入	事業主掛金 <sup>(※)</sup>
	従業員	社会保険料控除	加入員掛金	生命保険料控除	加入者掛金	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金 <sup>(※)</sup> <small>(※) マッチング拠出</small>	小規模企業共済等掛金控除	加入者掛金 <small>(※) iDeCoプラス</small>
運用時 <sup>(※)</sup>		代行部分の3.23倍超の部分に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入員掛金 <small>代行部分の3.23倍</small>	積立金 (加入者掛金分を除く。) に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金	積立金に対し特別法人税課税 (1.173%)	運用益 事業主掛金 加入者掛金
給付時	年金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金	加入者掛金分を除き雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金	雑所得として課税【公的年金等控除】	運用益 事業主掛金
	一時金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入員掛金	加入者掛金分を除き退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金	退職所得として課税【退職所得控除】	加入者掛金

(※) 特別法人税については、2025(令和7)年度末まで、課税停止措置が延長されている。

# 企業年金等の積立金に対する特別法人税の概要

## 特別法人税の沿革

昭和37年度 適格退職年金導入に伴い特別法人税創設

昭和43年度 税率変更 (1.2% → 1.0%)

平成11年度

### **2年間課税凍結**

(超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、凍結)

平成13年度

課税凍結の2年間延長

**確定拠出年金法の施行 (平成13年10月)**

平成14年度

**確定給付企業年金法の施行 (平成14年4月)**

平成15年度

課税凍結の2年間延長

平成17年度

課税凍結の3年間延長

平成20年度

課税凍結の3年間延長

平成23年度

課税凍結の3年間延長

平成26年度

課税凍結の3年間延長

平成29年度

課税凍結の3年間延長

令和2年度

課税凍結の3年間延長

令和5年度

課税凍結の3年間延長

課  
税  
凍  
結

DB・DC創設時には既に課税が凍結されており、  
実質的にはDB・DCに課税されたことはない。

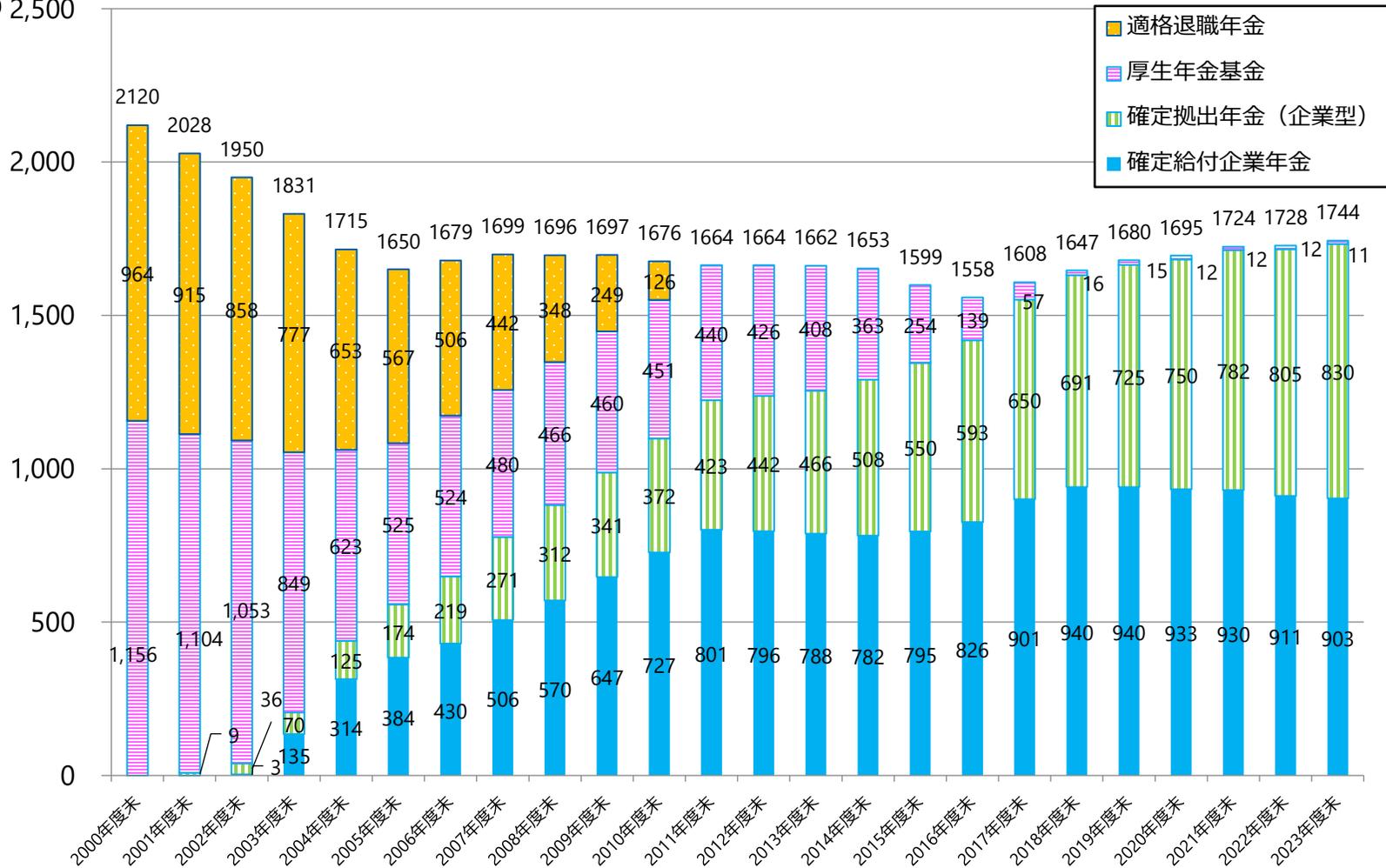
## (参考) 各企業年金制度における資産額

- 厚生年金基金 (企業年金連合会を含む) 約14.5兆円 (2022年度末)
- 確定給付企業年金 約66.0兆円 (2022年度末)
- 確定拠出年金 約18.7兆円 (2022年度末)

# 企業年金の加入者数の推移

- 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金（D B）・企業型確定拠出年金（企業型DC）に移行。

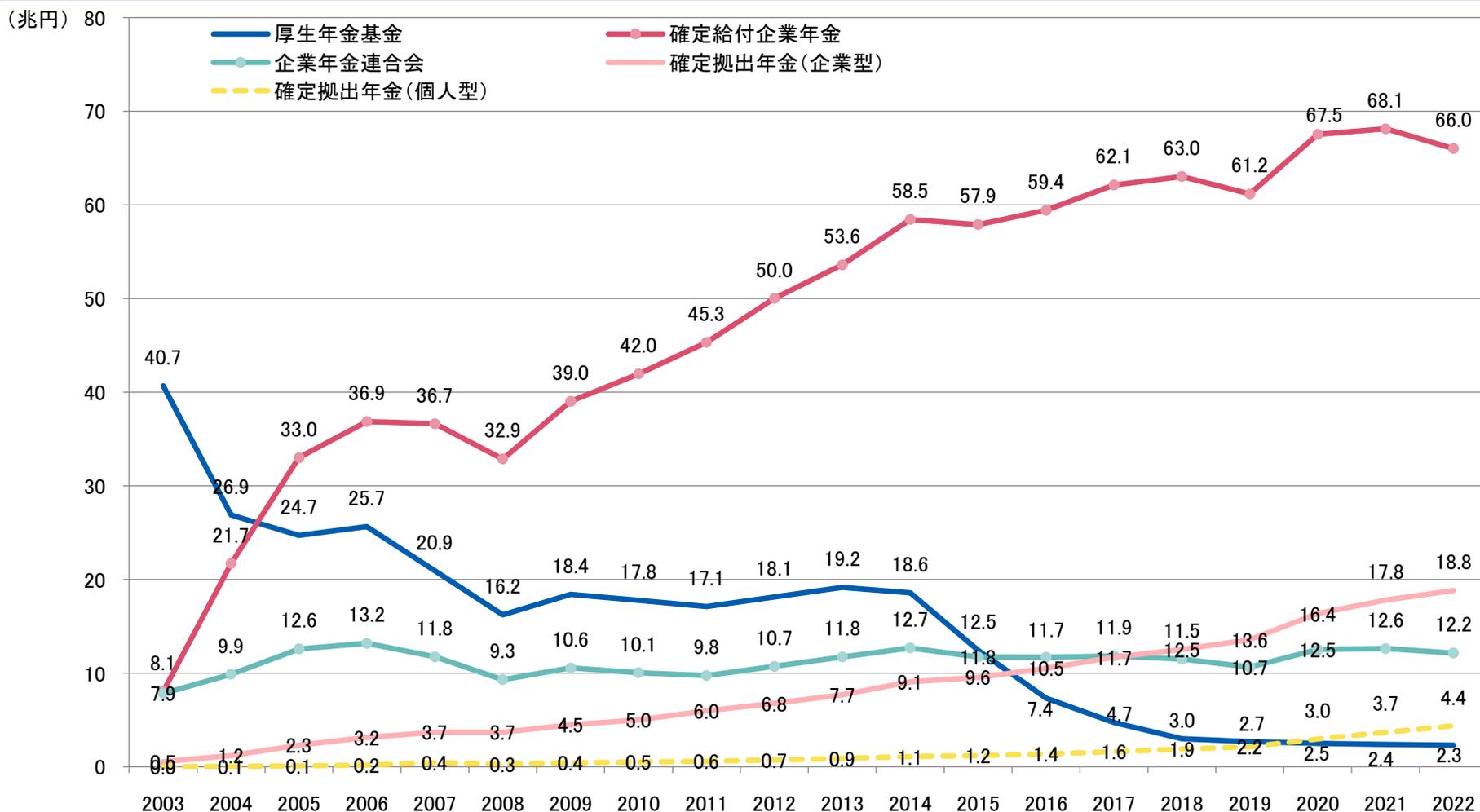
加入者数(万人) 2,500



(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2010年度末分までは「企業年金の受託概況」)  
 確定拠出年金：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」  
 ※2022年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」、「企業年金(確定給付型)の受託概況」による速報値。

# 確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）の資産残高の推移

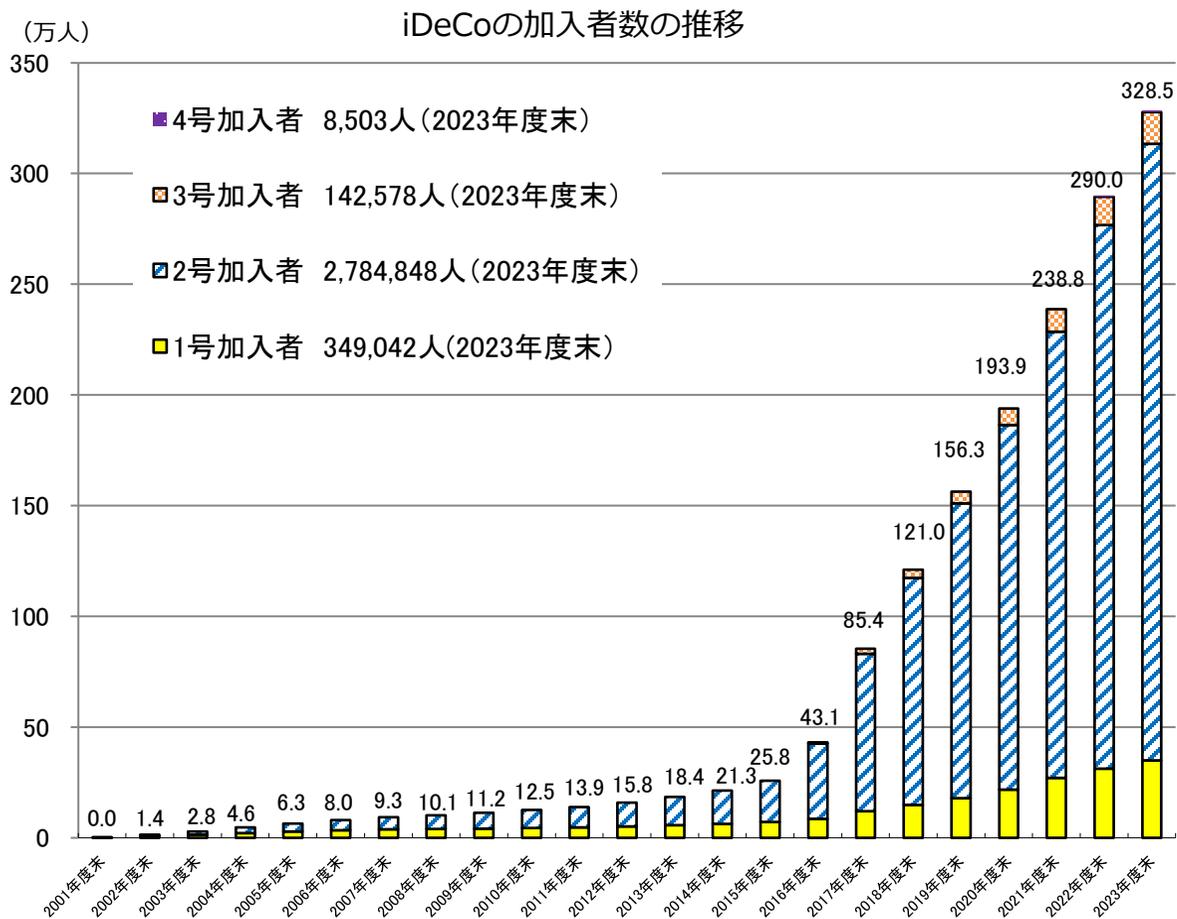
- 確定給付企業年金（DB）の資産残高66.0兆円、企業型確定拠出年金（企業型DC）の資産残高18.8兆円、個人型確定拠出年金（個人型DC）の資産残高4.4兆円となっている。



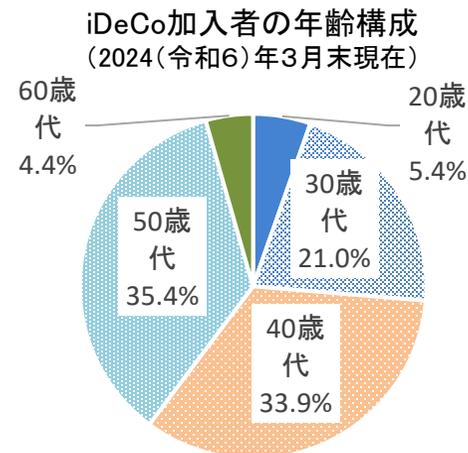
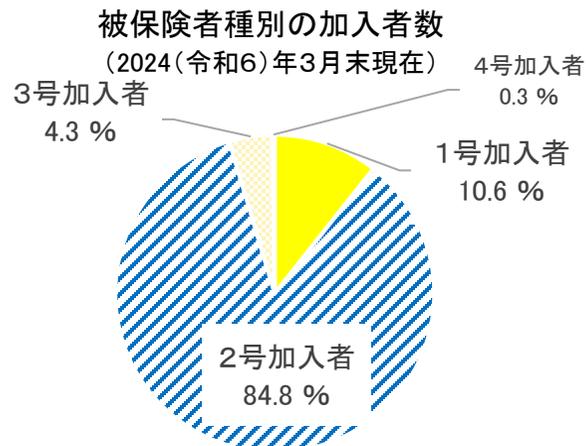
(出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」・「年金資産運用状況」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金の受託概況」

# iDeCoの加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28年)9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo
- (individual type Defined Contribution pension plan に決定。
- 2017 (平成29) 年1月に加入可能範囲を拡大。2024 (令和6) 年3月末現在、加入者は328.5万人。

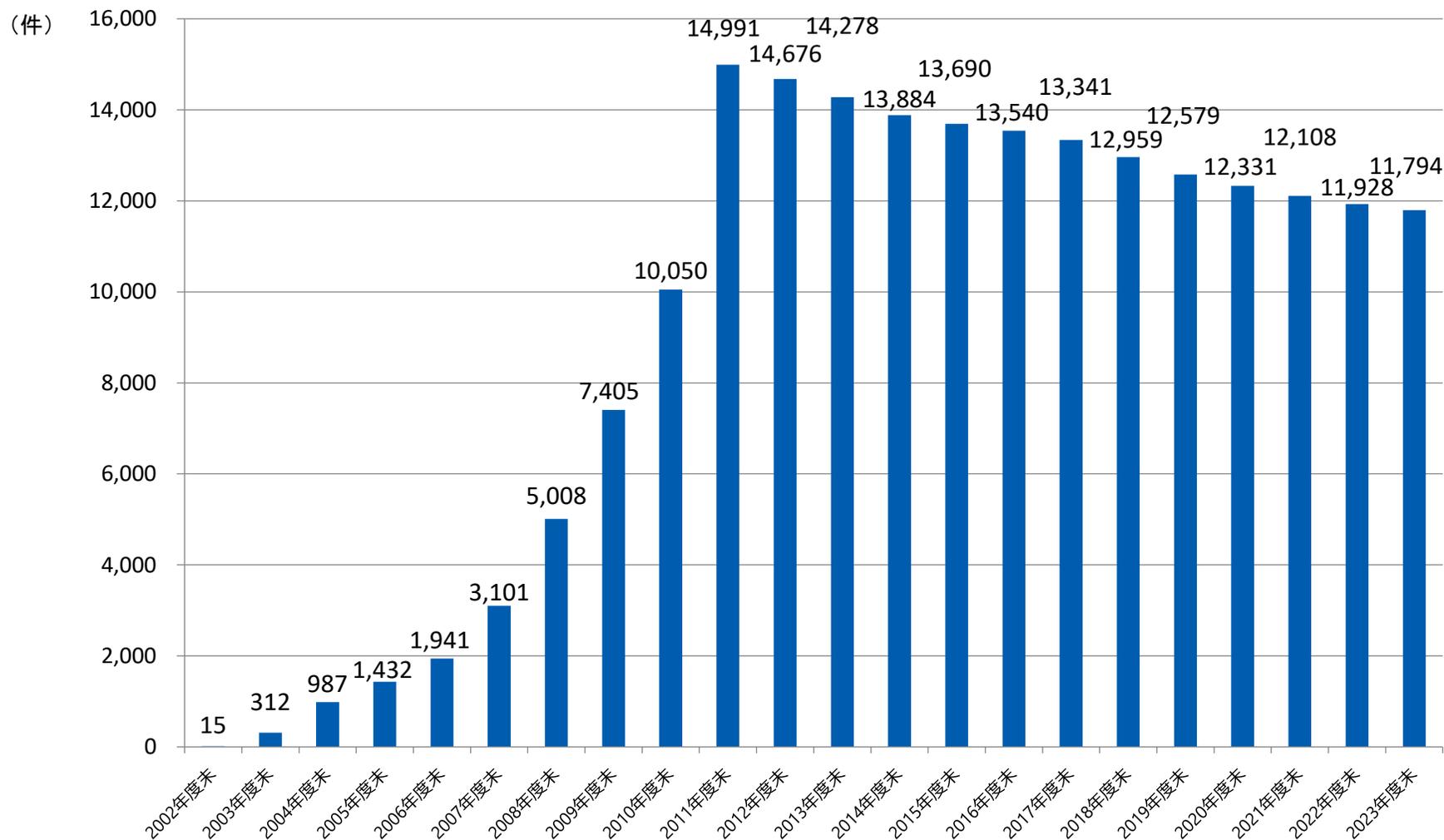


(出所) 国民年金基金連合会調べ



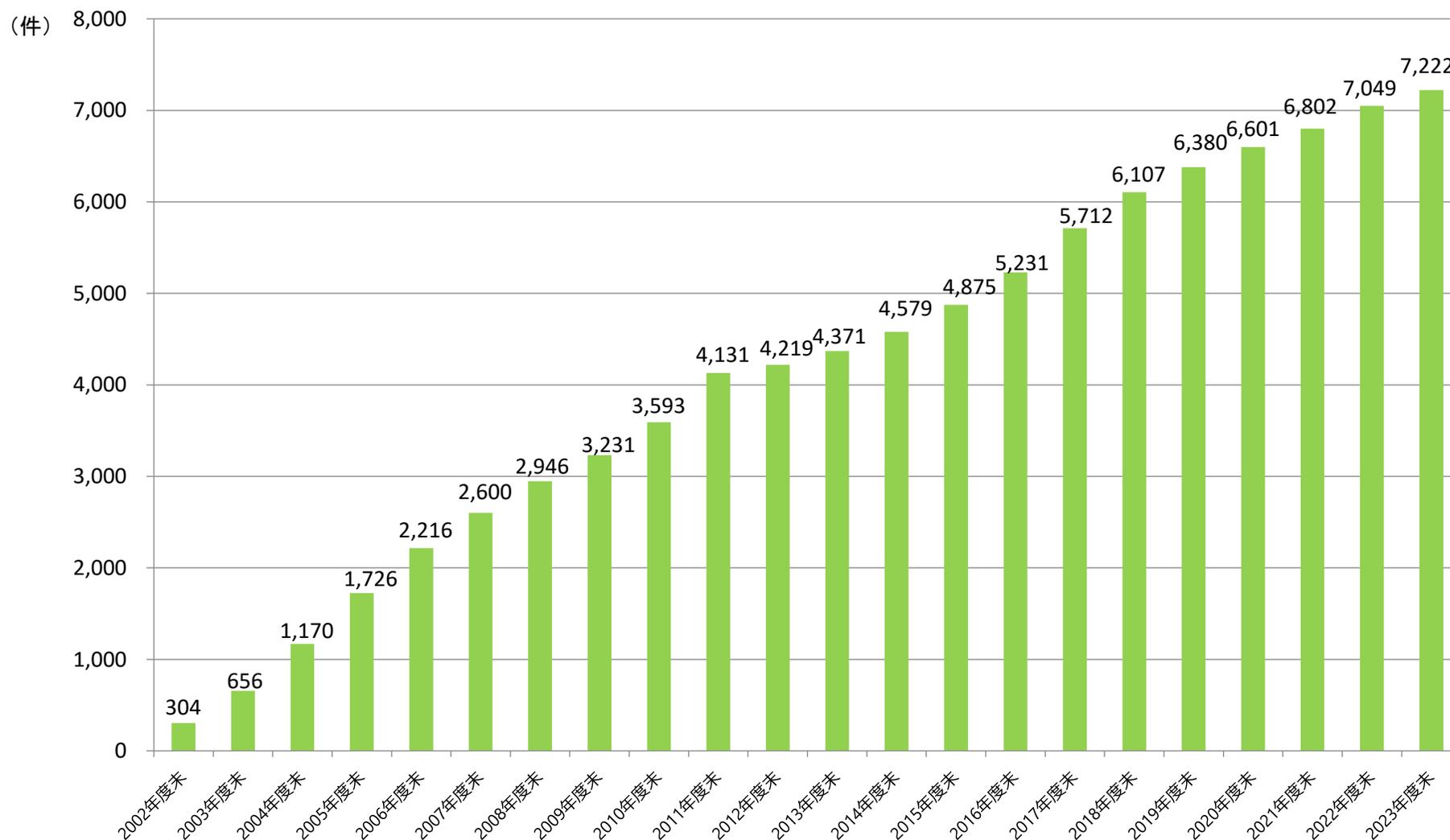
## 確定給付企業年金（DB）の規約数の推移

- 確定給付企業年金の規約数は、法施行後、適格退職年金・厚生年金基金からの移行等により急増したが、近年では確定拠出年金（DC）への移行等により減少傾向にある。



# 企業型確定拠出年金（企業型DC）の規約数の推移

- 企業型確定拠出年金の規約数は、毎年増加している。



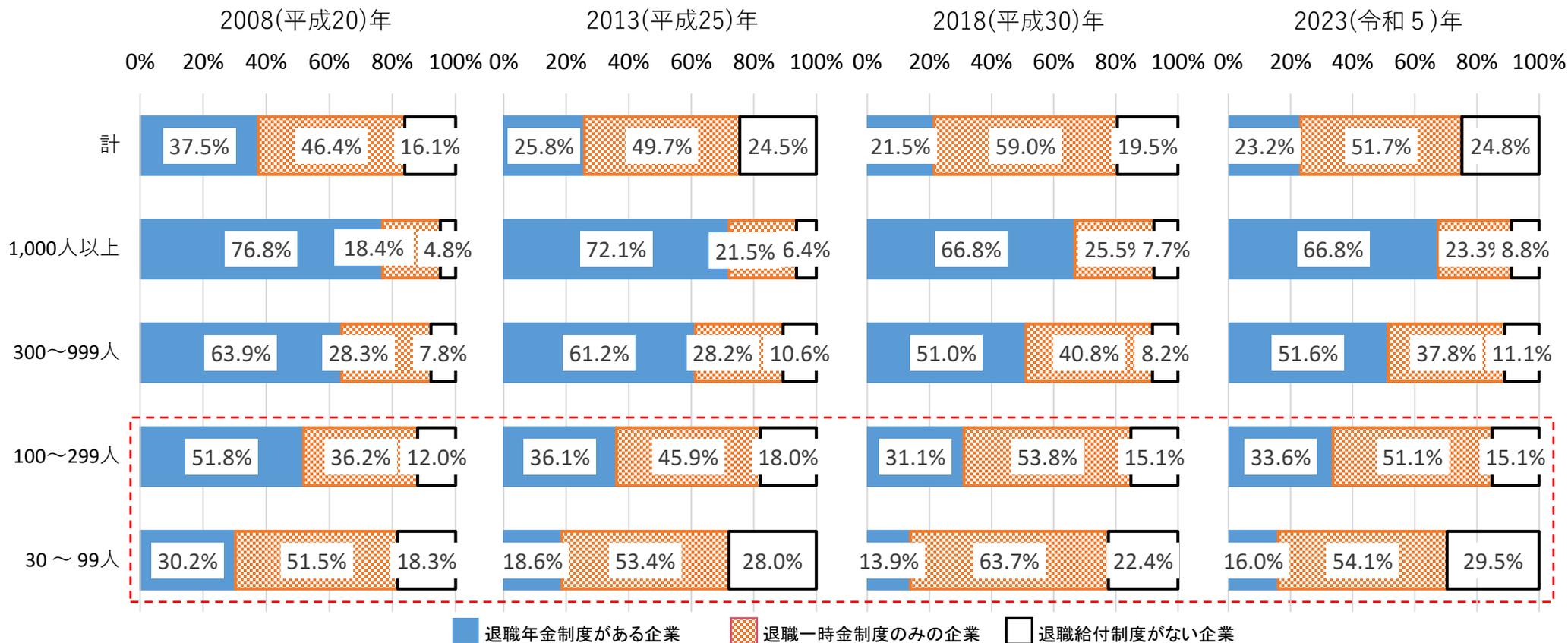
(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

※2023年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による速報値。

# 企業年金の実施状況（従業員規模別）

○ 従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。

## ＜退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別）＞



(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

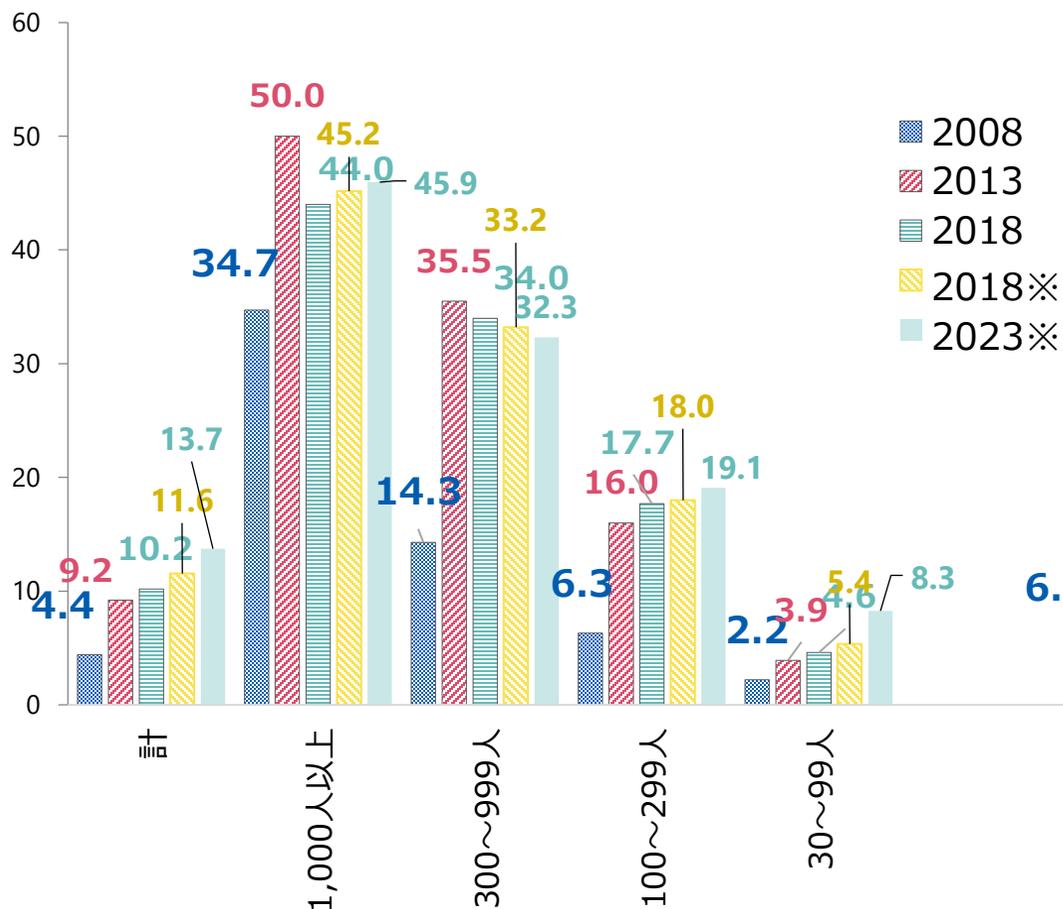
2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

3. 2013年以前の調査はそれ以降と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民間企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。)

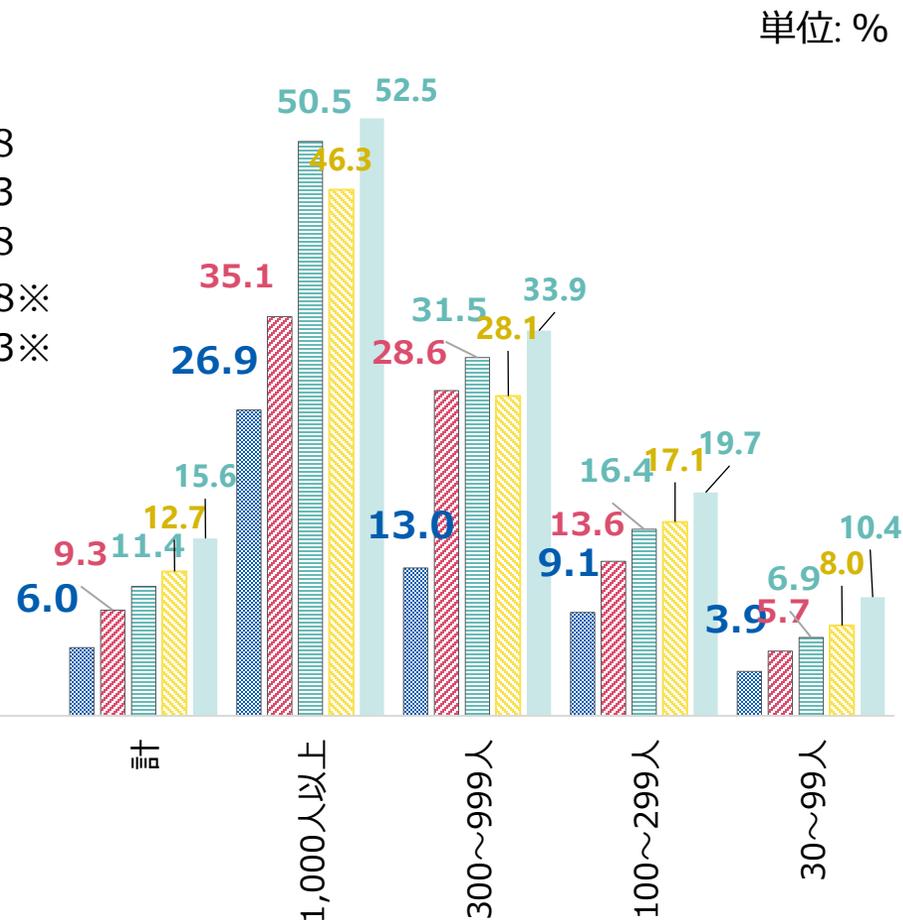
# DB, 企業型DCの実施状況（従業員規模別）

○ 従業員規模が小さくなるほど、企業年金の実施割合が低くなる傾向にある。

## 確定給付型企业年金（DB）



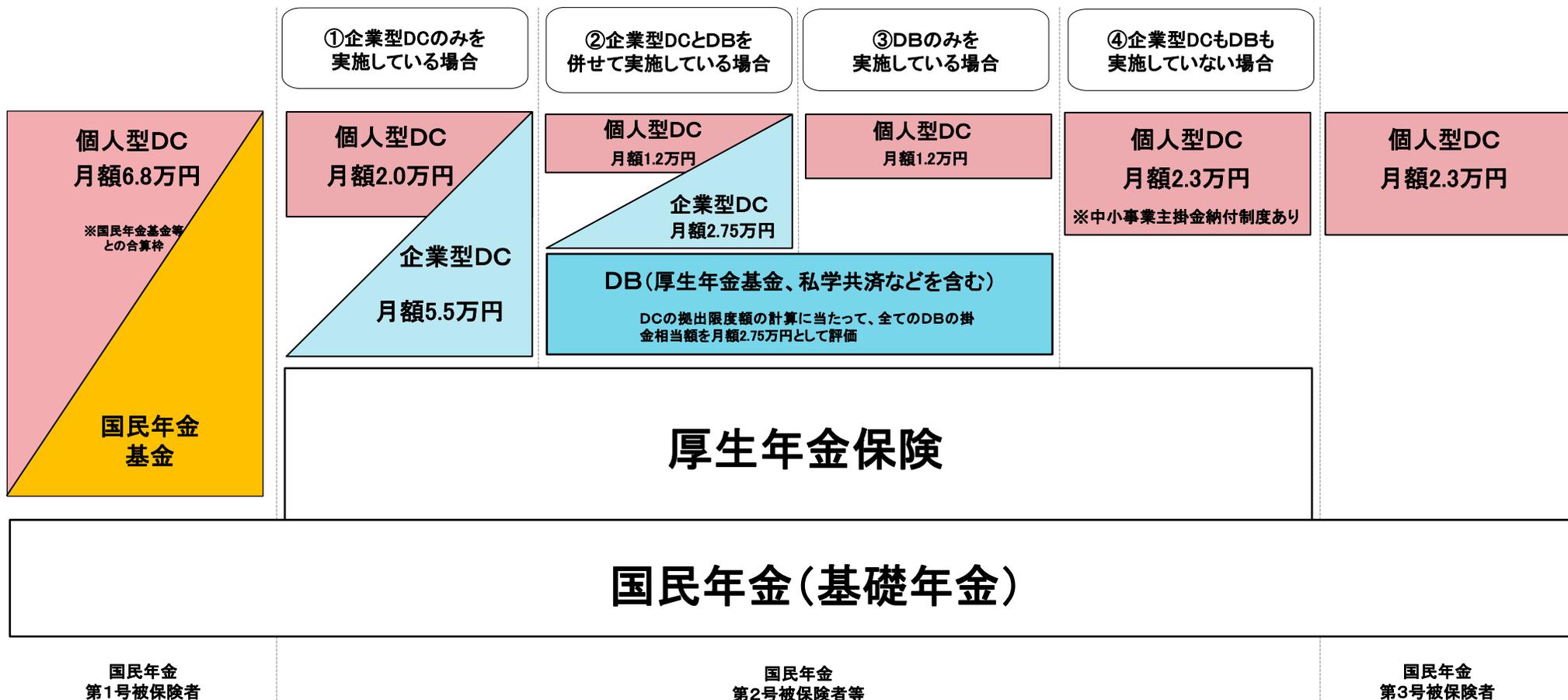
## 企業型確定拠出年金（DC）



（出所）厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

（注）※を付している調査（2018年・2023年調査）は、それ以前と調査対象が異なっている。2018年調査結果のうち※を付していないものは、比較のために特別にそれ以前の調査と同範囲を集計したものの。

# 現行のDC拠出限度額（2022（令和4）年10月～）



※ 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。  
 ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。  
 ※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。

# DB等の他制度掛金相当額の反映後（令和6（2024）年12月～）

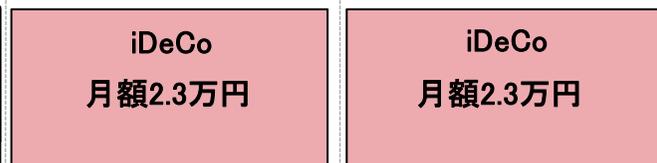
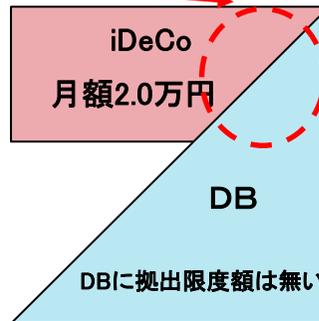
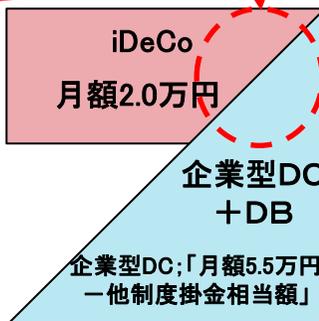
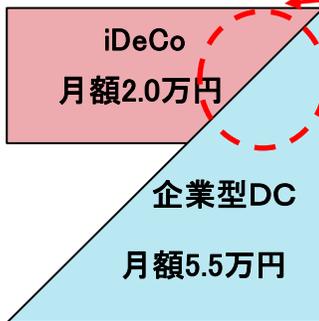
①企業型DCのみに加入

②企業型DCと、DB等の他制度に加入

③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）

④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

- 企業年金（企業型DC・DB）に加入する者のiDeCoの拠出限度額を公平化。
- 事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



**厚生年金保険**

## 国民年金（基礎年金）

国民年金  
第1号被保険者

国民年金  
第2号被保険者等

国民年金  
第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行（令和6年12月1日）の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする（経過措置）。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

## 企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額の見直し

○ iDeCoの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入している**DB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映**するとともに、**上限を2万円に統一**し、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者の拠出限度額について公平を図る。

	令和4年10月1日～	令和6年12月1日～
国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者	月額6.8万円 (※)	月額6.8万円 (※)
国民年金第2号被保険者		
①企業型DCのみに加入	月額5.5万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2.0万円を上限)	月額5.5万円ー (各月の企業型DCの事業主掛金額+
②企業型DCと、DB等の他制度に加入	月額2.75万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)	DB等の他制度掛金相当額)
③DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む)	月額1.2万円 (※)	(ただし、月額2.0万円を上限)
④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない	月額2.3万円 (※)	月額2.3万円 (※)
国民年金第3号被保険者	月額2.3万円 (※)	月額2.3万円 (※)

「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額との合計が月額5.5万円の範囲内」と言い換えることができる。  
事業主の拠出額である「各月の企業型DCの事業主掛金額」と「DB等の他制度掛金相当額」の合計額が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額は、その分、減ることとなる。

### 【DC掛金の年単位拠出の取扱い】

(※)は、DC掛金の「年単位拠出」が可能。

企業型DCに加入する者(①・②)は令和4年10月1日から、③のDB等の他制度のみに加入する者(公務員を含む)は令和6年12月1日から、「月単位拠出」のみとなる。

最終的には、iDeCoの掛金について「年単位拠出」が可能である者は、事業主の拠出がない「国民年金第1号被保険者」、「企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない第2号被保険者」、「国民年金第3号被保険者」の3区分となる。

# DCの拠出限度額の変遷

	国民年金第1号被 保険者  iDeCo	国民年金第2号被保険者等				国民年金第3号被 保険者  iDeCo
		①企業型DCのみに加入  企業型DC	②企業型DCと、DB等の他制度 に加入  企業型DC	③DB等の他制度の みに加入 (公務員を含む) iDeCo	④企業型DC、DB等 の他制度のいずれ にも加入していない iDeCo	
制度創設時 企業型:2001(平成13) 年10月1日 iDeCo:2002(平成14)年 1月1日	68,000円 ※国民年金基金等と の合算枠	36,000円	18,000円	—	15,000円	—
2004(平成16)年 10月1日以降		46,000円 (+10,000円)	23,000円 (+5,000円)	—	18,000円 (+3,000円)	—
2010(平成22)年 1月1日以降		51,000円 (+5,000円)	25,500円 (+2,500円)	—	23,000円 (+5,000円)	—
2014(平成26)年 10月1日以降		55,000円 (+4,000円)	27,500円 (+2,000円)	—		—
2017(平成29)年 1月1日以降		↓ うち iDeCo 20,000円(※1)	↓ うち iDeCo 12,000円(※1)	12,000円		23,000円
2024(令和6)年 12月1日以降		55,000円－DB等の他制度掛金相当額(※2)				
		うち iDeCo 55,000円－(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額) (ただし、20,000円を上限)				

※1 マッチング拠出ができることを企業型DC規約に定めない場合であって、①iDeCoに加入できること、②企業型DCの事業主掛金の上限を月額3.5万円(DB併用の場合は1.55万円)以下とすることを企業型DC規約で定めた場合に限り、月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和後(令和4年10月1日施行)は、月額2.0万円(DB併用の場合は1.2万円)、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円(DB併用の場合は2.75万円)の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

※2 他制度掛金相当額(仮想掛金額)は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行(令和6年12月1日)の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置)。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことにより同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

## 国民年金基金の制度概要

- 国民年金基金は、自営業者などの国民年金のみに加入する者が、その上乗せして任意に加入できる確定給付型の個人年金であり、会社員等の給与所得者が国民年金に上乗せして加入する厚生年金に相当するものとして創設された制度である。
- 国民年金の付加年金を代行するものとなり、第1号被保険者（60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者を含む）が加入対象者となる。
- 国民年金基金制度は、厚生年金保険等とならんで社会保障制度の基幹をなす国民年金制度の上積み分として設けられるものであること等を考慮して、税制上、その掛金は全額社会保険料控除とされている。

※ 口数単位で加入することができ、給付は1口目が終身年金、2口目以降が終身年金又は有期年金となっている。掛金は性別・加入時の年齢などにより金額が異なる。拠出限度額は月6.8万円（iDeCoの掛金と合算）

掛金月額及び年金月額（15年保証期間付き終身年金の場合）

（単位：円）

加入時 年齢	1口目			2口目以降（1口当たり）		
	掛金月額		年金月額	掛金月額		年金月額
	男性	女性		男性	女性	
20歳	7,220	8,370	20,000	3,610	4,185	10,000
40歳	12,735	14,760	15,000	4,245	4,920	5,000
50歳超	18,400	21,300	10,000 未満	9,200	10,650	5,000 未満

国民年金基金の税制について

掛金拠出時	非課税 (社会保険料控除)
運用時	非課税
年金給付時	公的年金等控除

(※) 加入時年齢により異なる。